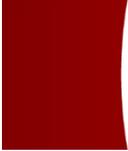


2023 年版



年金用語集



三菱UFJ信託銀行株式会社

2022 年 12 月 15 日作成

世界が進むチカラになる。

三菱UFJ信託銀行



| | | |
|-------------------------|------------|-------------------|
| | 目 次 | |
| 【ア】 | P7 | 過去勤務債務の償却方法<年金財政> |
| アクチュアリー | | 過去勤務費用<会計> |
| アクティブ運用 | | カストディ |
| アクティブオーナーシップ | | 加入年齢方式 |
| アクティブ・リスク | | 株価キャッシュフロー倍率 |
| アセット・アロケーション | | 株価収益率 |
| アセットシーリング | | 株価純資産倍率 |
| アノマリー | | 株主資本利益率(自己資本利益率) |
| アルファ(α) | | 為替ヘッジ |
| | | 完全法 |
| 【イ】 | P8 | 簡便法<会計> |
| イールド・カーブ(利回り曲線) | | |
| イールドカーブコントロール(YCC) | | |
| インパクト投資 | | |
| インフォメーション・レシオ(IR、情報レシオ) | | |
| インフラ投資 | | |
| インベストメントチェーン | | |
| | | 【キ】 P13~P15 |
| | | 期間定額基準<会計> |
| | | 機関投資家協働対話フォーラム |
| | | 企業年金連合会 |
| | | 議決権電子行使プラットフォーム |
| | | 期待運用収益<会計> |
| 【ウ】 | P8~P9 | 規範に基づくスクリーニング |
| 運営管理機関 | | 逆イールド |
| 運営管理業務 | | キャッシュバランプラン |
| 運用基本方針 | | キャピタルコール |
| 運用スタイル | | キャリアー |
| | | 給付現価 |
| 【エ】 | P9 | 給付減額 |
| エクスポージャー | | 給付算定式基準 |
| エクセスリターンスワップ | | 給付利率 |
| エマージング・マーケット | | 給与現価 |
| エンゲージメント | | 給与比例制 |
| | | 共同委託 |
| 【オ】 | P9~P10 | 共同受託 |
| オーバーレイ運用 | | 拠出限度額 |
| オルタナティブ投資 | | 拠出制 |
| | | 許容繰越不足金 |
| 【カ】 | P10~P13 | 勤続ポイント |
| カーボンフットプリント | | 勤務費用<会計> |
| カーボンプライシング | | |
| 会計基準変更時差異<会計> | | |
| 外為決済リスク | | |
| ガイドライン(運用ガイドライン・運用指針) | | |
| 回復計画 | | |
| カウンターパーティリスク | | |
| 確定給付型の年金制度 | | |
| 確定給付企業年金制度 | | |
| 確定拠出型の年金制度 | | |
| 掛金 | | |
| 下限予定利率 | | |
| 過去勤務債務<年金財政> | | |
| | | 【ク】 P15~P16 |
| | | クオンツ運用 |
| | | 繰越不足金 |
| | | グリーンニウム |
| | | グリーンボンド |
| | | グループ区分 |
| | | クレジットスプレッド |
| | | グローブ型運用 |
| | | グローバル・カストディ |
| | | 【ケ】 P16~P17 |

| | | | |
|----------------------------|---------|-----------------------|---------|
| 計算基礎率 | | 資産の数理的評価 | |
| 継続基準による財政検証 | | 市場型運用 | |
| 現価 | | システム運用(クオンツ運用) | |
| 現先取引 | | 終価 | |
| 現物移管 | | 収支相等の原則 | |
| 権利義務の移転承継 | | 終身年金 | |
| 【コ】 | P17~P19 | 収入現価 | |
| 厚生年金基金 | | 受給権者 | |
| 効率的フロンティア(有効フロンティア) | | 受給資格 | |
| コーポレートガバナンス | | 受託者責任—日本 | |
| コーポレートガバナンス・コード | | 昇給差損益 | |
| 国連グローバルコンパクト | | 証券保管振替制度 | |
| 国庫負担 | | 職能ポイント | |
| 固有報酬 | | 所得代替率 | |
| コリドーアプローチ(回廊方式) | | 信託管理人 | |
| コントリビューション・ホリデー | | 信託財産留保金制度 | |
| 【サ】 | P19~P22 | 信用取引 | |
| 最終給与比例制 | | 信用リスク | |
| 最小分散ポートフォリオ | | 【ス】 | P25~P27 |
| 在職老齢年金 | | 推定トラッキング・エラー(推定 T.E.) | |
| 財政悪化リスク相当額 | | 数理計算上の差異<会計> | |
| 財政運営基準 | | 数理債務 | |
| 財政検証 | | スタイル・インデックス | |
| 財政再計算 | | スタイル・ミックス | |
| 財政方式 | | スチュワードシップ・コード | |
| 再測定 | | ステークホルダー | |
| 裁定 | | ステークホルダーダイアログ | |
| 最低責任準備金 | | スマートベータ | |
| 最低積立基準額 | | 【セ】 | P27~P28 |
| 裁定取引(アービトラージ取引) | | 税効果会計 | |
| 最低保全給付 | | 政策アセットミックス | |
| 最良執行 | | 成熟度 | |
| 座礁資産 | | 責任準備金 | |
| サステナビリティ | | 責任投資 | |
| サステナビリティテーマ投資 | | 責任投資原則 | |
| サスティナブル投資 | | セキュリティーズレンディング | |
| 30% Club | | 選択一時金 | |
| 【シ】 | P22~P25 | 【ソ】 | P28 |
| シェア | | 総合設立 | |
| Jカーブ効果(プライベートエクイティ投資のリターン) | | 想定運用収益率(想定利回り) | |
| 時間加重収益率 | | 総報酬制 | |
| 自己資本利益率(株主資本利益率) | | 外—外スキーム | |
| 自己都合退職要支給額 | | その他の包括利益 | |
| 死差損益 | | 【タ】 | P28~P31 |
| 資産運用委員会 | | 代議員会 | |
| 資産管理機関 | | | |

| | | | |
|---------------|---------|------------------|---------|
| 代行返上 | | 特別算定方法 | |
| 退職給付会計基準—日本 | | 特例掛金 | |
| 退職給付債務<会計> | | トランジションボンド | |
| 退職給付信託<会計> | | トランジションマネジメント | |
| 退職給付に係る資産<会計> | | トリプル・ボトム・ライン | |
| 退職給付に係る負債<会計> | | | |
| 退職給付引当金<会計> | | 【ナ】 | P34 |
| 退職給付費用<会計> | | 内部収益率(IRR) | |
| 退職給与引当金 | | | |
| 退職金の保全措置 | | 【ニ】 | P34 |
| 退職金の前払い制度 | | 21 世紀金融行動原則 | |
| ダイバーシティ | | 日本サステナブル投資フォーラム | |
| ダイベストメント | | 日本年金機構 | |
| ダイレクトレンディング | | | |
| タクソミー | | 【ネ】 | P34～P36 |
| 他制度掛金相当額 | | ネガティブスクリーニング | |
| 脱退一時金 | | 年金 ALM | |
| 脱退差損益 | | 年金換算利率 | |
| 短期金融市場 | | 年金現価(年金現価率) | |
| 単独設立 | | 年金財政決算(財政決算) | |
| 弾力償却 | | 年金信託契約 | |
| | | 年金数理人 | |
| 【チ】 | P31 | 年金特定信託契約 | |
| 遅延認識<会計> | | 年金バイアウト | |
| 中小企業退職金共済制度 | | | |
| 中途脱退者 | | 【ハ】 | P36～P37 |
| 超過リターン(超過収益率) | | ハードカレンシー | |
| | | 売買回転率 | |
| 【ツ】 | P32 | パウエルプット | |
| 追加拠出可能額現価 | | パッシブ運用 | |
| 積立上限額 | | パリ協定 | |
| | | バリュアットリスク(VaR) | |
| 【テ】 | P32～P33 | バリュー型運用 | |
| 定額制 | | | |
| 定額法<会計> | | 【ヒ】 | P37～P38 |
| ディスクロージャー | | 非継続基準による財政検証 | |
| テイラールール | | 非財務情報 | |
| 定率法<会計> | | ビジネスと人権に関する指導原則 | |
| テーパリング | | 標準報酬 | |
| テールリスク | | | |
| 適格退職年金 | | 【フ】 | P38～P39 |
| 適正な数理計算 | | ファクター(ファクター投資) | |
| デジタル通貨 | | ファンダメンタルズ分析 | |
| デュレーション | | ファンド・オブ・ファンズ | |
| | | フィデューシャリー・デューティー | |
| 【ト】 | P33～P34 | フィンテック | |
| 投資ユニバース | | 賦課方式 | |
| 特別掛金 | | 不動産投資信託 | |
| 特別算定承認 | | プライベート・エクイティ | |

| | | | |
|------------------|---------|---------------|---------|
| プライベートデット | | 予定昇給率(予想昇給率) | |
| 不利益変更 | | 予定脱退率 | |
| 分別管理義務 | | 予定利率 | |
| 【ヘ】 | P39～P40 | 【リ】 | P44～P46 |
| 平均残存勤務期間<会計> | | リコンサイル | |
| 閉鎖型年金 | | リサイクリング(組替処理) | |
| ベータ(β) | | 利差損益 | |
| ヘッジファンド | | リスク | |
| 別途積立金 | | リスクパリティ | |
| ベンチマーク | | リスク・バジェットティング | |
| 【ホ】 | P40～P41 | リスク対応掛金 | |
| 包括利益 | | リスク分担型企業年金 | |
| ポジティブスクリーニング | | 利息収益 | |
| ポータブル・ペンション | | 利息費用 | |
| ポートフォリオ | | 利息付与額 | |
| 補足掛金 | | リターン(時間加重収益率) | |
| ボラティリティ | | リターンの相関係数 | |
| 【マ】 | P41～P42 | リビジョンインデックス | |
| マーケット・ニュートラル戦略 | | 流動性リスク | |
| 前払年金費用<会計> | | 量的緩和(QE) | |
| マクロ経済スライド | | 量的引き締め(QT) | |
| マッチング拠出 | | 【レ】 | P46 |
| マテリアリティ | | レバレッジ | |
| マネージド・フューチャーズ | | レポ取引 | |
| マネージャー・ストラクチャー | | レラティブバリュー | |
| マルチアセット | | 連合設立 | |
| マルチファクター・モデル | | レンディング | |
| 【ミ】 | P42 | 【ロ】 | P46～P47 |
| 未認識過去勤務費用<会計> | | ロールダウン効果 | |
| 未認識債務(未認識項目)<会計> | | ローン担保証券 | |
| 未認識数理計算上の差異<会計> | | ロング・ショート戦略 | |
| 【モ】 | P42 | 【ワ】 | P47 |
| 持分付与額 | | 割引率<会計> | |
| 【ユ】 | P42～P43 | 【A】 | P47 |
| 有期年金 | | ABO | |
| 有効フロンティア | | ABS(資産担保証券) | |
| ユニバーサルオーナー | | AI(人工知能)投資 | |
| 【ヨ】 | P43～P44 | AIGCC | |
| 要因分析 | | ASBJ | |
| 要拠出額 | | 【C】 | P47～P49 |
| 要支給額 | | CA100+ | |
| 予定死亡率 | | CAPM | |
| | | CBI | |

| | | | |
|---------------------------------|---------|---|---------|
| CCP | | LDI(負債対応投資:Liability Driven Investment) | |
| CDP | | LIBOR | |
| CDS(クレジット・デフォルト・スワップ) | | | |
| CII | | 【N】 | P52 |
| CLO(ローン担保証券) | | NZAM | |
| CLS 銀行 | | | |
| CSA | | 【P】 | P52～P53 |
| | | PBO | |
| 【D】 | P49 | PBR(株価純資産倍率) | |
| DBO(Defined Benefit Obligation) | | PCFR(株価キャッシュフロー倍率) | |
| DVP | | PER(株価収益率) | |
| | | PRI | |
| 【E】 | P49～P50 | PVP | |
| ERISA(エリサ)法 | | | |
| ESG インテグレーション | | 【R】 | P53 |
| ESG 債(SDGs 債) | | RE100 | |
| ESG 指数 | | REIT(不動産投資信託) | |
| ESG 投資 | | ROE(株主資本利益率、自己資本利益率) | |
| ETF | | | |
| | | 【S】 | P53～P55 |
| 【F】 | P50 | SASB | |
| FASB | | SBT | |
| | | SCレポ取引 | |
| 【G】 | P50 | SFAS87 | |
| GCレポ取引 | | SFAS88 | |
| GFANZ(グラスゴー金融同盟) | | SFAS158 | |
| GHG 排出量 | | Share Action | |
| GIIN | | SRI | |
| GRESB | | STP | |
| GRI | | | |
| GSIA | | 【T】 | P55 |
| | | TCFD | |
| 【I】 | P51～P52 | TNFD | |
| IAS19 | | | |
| IAST-APAC | | 【U】 | P55 |
| ICGN | | UNEP FI | |
| ICMA | | | |
| iDeCo | | 用語解説コラム | |
| IFRIC14 | | 【日本の退職給付会計】 | P56～P62 |
| IFRS | | | |
| IIRC | | 【米国の退職給付会計基準】 | P63～P64 |
| IRA | | | |
| ISDA | | 【IAS19号(国際会計基準第19号)】 | |
| ISSB | | | P65～P66 |
| 【J】 | P52 | 【確定給付企業年金制度の掛金】 | P67～P69 |
| JSI | | | |
| | | 【キャッシュバランスプラン】 | P70～P72 |
| 【L】 | P52 | | |

| | |
|---------------|---------|
| 【日本の確定拠出年金制度】 | P73～P77 |
| 【ポイント制退職金】 | P78～P79 |
| 【年金 ALM】 | P80～P81 |
| 【企業年金と税】 | P82～P83 |
| 【離婚時の年金分割】 | P84～P86 |
| 【政策アセットミックス】 | P87 |

【ア】

アクチュアリー

保険数理、確率、統計等の手法を用いて保険数理業務または年金数理業務に従事する専門家の総称。日本では、一般に公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員を指し、信託銀行、生命保険会社、損害保険会社、コンサルティング会社などにおいて、保険数理・年金数理・資産運用・コンサルティングなどの業務に携わっている。また、1988年厚生年金保険法改正により導入された年金数理人の資格要件の1つにもなっている。

アクティブ運用

証券市場においては、情報が必ずしも即座に価格に反映される訳ではない(市場の非効率性)という考え方に基づき、種々の情報を分析することによって市場ポートフォリオとは異なるポートフォリオを組み、市場の収益率を上回る収益率の確保を目指す投資戦略あるいは運用スタイルを指す。

アクティブオーナーシップ

アクティブ・オーナーシップとは、投資家が株主としての権利を積極的に行使することであり、主に株主総会における議決権行使と投資先企業へのエンゲージメントの2つの手法がある。投資家による積極的な議決権行使と、企業との建設的な対話を行うことで、企業行動に影響を与えるだけでなく、投資家と企業との間の長期的な関係の構築に役立つと考えられている。

アクティブ・リスク

アクティブ運用において対ベンチマークで負担するリスク。超過リターンバラツキ度合い(標準偏差)で表され、トラッキング・エラー(T.E.)とも言う。この数値が大きいほどベンチマークに対する運用実績の振れ幅が大きいことを示す。

→超過リターン

アセット・アロケーション

株式、債券など、投資対象になる資産が複数ある場合に、運用資金を各資産にどのように配分するかを決定することをいう。単に資産配分とも言う。投資プロセスの中でパフォーマンスへの影響度が最も高いこと、また、運用資金の特性を勘案したリスク許容度を反映させる段階としても重要であることから、投資意思決定プロセスの根幹をなす作業といえる。

アセットシーリング

日本基準では、退職給付債務<年金資産の場合、その超過額が貸借対照表に資産計上されるが、IFRSでは積立超過であっても資産計上できるのは、経済的便益の範囲内となっており、全額を資産計上できるわけではない。この資産計上の上限を設ける規定のことをアセットシーリングという。年金財政で定める掛金拠出義務との兼ね合いで、退職給付債務<年金資産であっても貸借対照表に負債計上を求められる場合もある。資産計上の可否に関しては、資産の返還、将来の掛金減額などで経済的便益が判断される。

アノマリー

理論的な根拠があるわけではないが、しばしば当たるかもしれないとされる相場の経験則のことをいう。例えば、「株は5月に売れ」(5月から夏場にかけて株価が下がりやすいため)や、「米大統領選挙の前年の株価は上昇しやすい」等が有名。

アルファ(α)

マネージャーのスキルにより獲得できる収益を言う。もともと伝統的資産の運用収益を、市場の動きから得られる収益であるベータ(β)と、マネージャーのスキルによる収益である α に分けたことに始まる。今では、絶対収益追求型戦略(ヘッジファンドなど)から得られる収益も、スキルを主体とするということで α と呼ぶようになっている。⇔ β

【イ】

イールド・カーブ（利回り曲線）

：ステイプ化、フラット化

債券の残存期間と利回りとの関係を示した曲線。イールドカーブの形状は一般には右上りとなるが、今後相対的に長期金利の方が上昇する（又は短期金利の方が低下する）と予想される時期には右上りの度合を強め（ステイプ化）、逆に、今後相対的に長期金利の方が低下する（又は短期金利の方が上昇する）と予想される時期にはそれが弱まる（フラット化）といった傾向がある。

イールドカーブコントロール（YCC）

日本銀行が2016年9月に導入した「長短金利操作付き・量的質的金融緩和」の枠組みの一つ。政策金利の誘導目標に加え、長期金利の誘導水準（2020年12月現在、10年国債利回りを概ねゼロ%程度に設定）を定め、その水準になるよう国債買入れを実施すること。

インパクト投資

投資リターンと並び社会的もしくは環境的インパクトを同時に生み出すことを意図する投資手法のことであり、ESG投資手法の一つである。インパクトの対象となる社会課題は、SDGsにて列挙されているような貧困・食料問題や気候変動などの問題である。他のESG投資が、ESG要素がその企業の長期的な価値に与える影響を評価して投資するのに対し、インパクト投資は、それに加え、企業の事業が社会や環境に与える影響（インパクト）を評価して投資を行うのが特徴。

インフォメーション・レシオ（IR、情報レシオ）

ベンチマークに対する超過リターンの期待値（平均値）を、その標準偏差（アクティブ・リスク）で除したものであり、投資マネージャーのアクティブ運用能力を測るパフォーマンス評価測度の1つ。以下の式で計算され、「アクティブ・リスク 1 単位当りの超過リターン」（リスク調整後リターン）として利用される。この数字が大きいほど運用者が効率的に超過収益を獲得したことを示す。

$$\text{情報レシオ} = \alpha / \omega$$

α ：ベンチマークに対する超過リターンの平均

ω ：ベンチマークに対する超過リターンの標準偏差

インフラ投資

インフラ（インフラストラクチャー）とは、市民生活や産業活動を営む上で基盤となる設備や施設のことを指す（交通・発電施設、学校、刑務所等）。インフラ投資とはそれら施設やその運営会社への出資や融資を行うことによりリターンを狙う運用手法。非上場インフラや実物不動産への投資が典型的な例であり、中長期的に安定したリターン、他資産クラスとの相関性の低さ、インフレヘッジ効果を期待できるなどの特徴がある。

インベストメントチェーン

投資家から企業への資金の流れが、持続的な企業価値拡大をもたらし、さらにその利益が最終的に家計まで還元されるという一連の価値創造の連鎖のことを指す。経済産業省が2014年に公表した伊藤レポート（「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」）において、日本経済を成長軌道に乗せるための、企業の競争力の強化による持続的な価値創造と、投資家の長期的なリターン拡大を図る仕組みとして、インベストメントチェーンの全体の最適化の実現が提言された。

【ウ】

運営管理機関

確定拠出年金制度において運営管理業務を営む法人のこと。主務大臣（厚生労働大臣および内閣総理大臣）への登録が必要となる。運営管理機関として登録を受けた法人は、どのような業態でも運営管理業務を営むことができる。運営管理機関は、運営管理業務のほか、事業主または国民年金基金連合会

の委託を受けて、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置（いわゆる投資教育）を行うこともできる。

運営管理業務

記録関連業務と運用関連業務から構成される。

記録関連業務（レコードキーピング）は、(1) 加入者等の氏名、住所、個人別管理資産額等の記録・保存・通知、(2) 加入者等が行った運用指図の取りまとめ、(3) 給付を受ける権利の裁定を行う。記録関連業務を行う運営管理機関を記録関連運営管理機関(レコードキーパー)という。

運用関連業務は、(1) 運用商品の選定・提示、(2) 当該運用商品に係る情報の提供を行う。運用商品は、少なくとも3本以上選定・提示する必要がある。

運用基本方針

年金基金等が自らの年金制度の財政状況や長期的な見通しを踏まえて、資産運用の根幹をなす運用目標や資産構成比について基本的な考え方・方針を規定したもの。

当方針は年金スポンサーが自身の年金資産の運用に関する包括的な方針であるため、関係当事者間で認識の一致・周知を図ることが望ましい。

運用スタイル

一般に、個別資産のアクティブ運用において、ベンチマークに対する超過収益獲得の源泉や、その獲得手法などの共通性に基づき分類された、投資マネージャーの運用方針や哲学などを指す。

【エ】

エクスポージャー

ポートフォリオが、あるリスクにさらされている度合いのこと。リスクの種類に応じて、信用リスク・エクスポージャー、為替リスク・エクスポージャーなどと呼ばれることが多い。

エクセスリターンスワップ

エクセスリターン（超過収益）部分だけを対象とした店頭デリバティブ取引。株式・債権などの有価証券投資や、指数投資で得られる収益そのものを対象とするトータルリターンスワップの一種であり、投資対象資産（指数）に対してトラッキングエラーのないリターンを得られることが特長である。

→トラッキングエラー

エマージング・マーケット

いわゆる新興国市場。経済成長の初期の段階に位置する国や地域のこと、アジア、中南米、東欧などが該当する。資本・情報インフラの整備や積極的な外貨導入などにより高い成長が期待され、リターンは先進国と比べると高い傾向にあるが、そのリスク（リターンの標準偏差）も高く、投資はハイリスク・ハイリターンであるといえる。先進国マーケットとの相関が先進国同士の相関に比べて低いことからエマージング・マーケットをポートフォリオに組み入れることでリスク分散を図ることが可能だが、経済の脆弱性や政治的不安定性に起因するリターンの標準偏差だけではとらえられないようなリスクがある点には十分な注意が必要。

エンゲージメント

企業と株主、機関投資家との建設的な対話を意味する。対話を通じて当該企業の持続的な成長と企業価値向上を促すことを目的とする。エンゲージメントの手法は直接的な対話だけでなく株主提案なども含まれる。ESG投資においてもエンゲージメントは活発に行われている。

【オ】

オーバーレイ運用

「オーバーレイ」とは「重ねる」という意味で、転じて資産運用においては、資産全体について横断

的にコントロールすることを指す。年金資産の運用では、資産構成割合をコントロールする「ポートフォリオ・オーバーレイ」と、外貨建資産の通貨エクスポージャーをコントロールする「為替（カレンシー）・オーバーレイ」というサービスなどが存在する。いずれも、当該年金基金等が運用機関を採用し、自身の全体資産に対して管理運用することで資産全体としての効率性を高めることを目指すもの。

オルタナティブ投資

株式や債券など伝統的な金融資産に代わりうる投資対象資産への投資又はデリバティブ等伝統的投資手法以外の手法を用いる投資。ヘッジファンドやプライベートエクイティのほか、金や石油などの商品や不動産等の実物資産が典型的な例であり、一般に、流動性に欠ける一方、他資産との相関の低さやハイリターンが期待できるなどの特徴がある。

【カ】

カーボンフットプリント

個人や団体、企業などがその活動から直接的、間接的に排出した温室効果ガスの排出量のこと。企業や商品においては、原材料の調達、生産、流通販売、使用・維持管理、廃棄・リサイクルまでの各段階で、どれだけの温室効果ガスが排出されているかというライフサイクルアセスメントの観点で算出される。算出する単位としては t-CO₂eq（二酸化炭素換算トン）が用いられる。

カーボンプライシング

二酸化炭素（CO₂）の排出量に価格付けをすること。価格がつくことによって、排出者は排出を減らすか、排出の対価を支払うかを選択することになり、社会全体でより柔軟かつ経済効率的に排出量を削減できると考えられる。政府の行うカーボンプライシング施策には、「排出量取引」と「炭素税」があり、排出量削減に対する経済的なインセンティブを創り出し、企業や消費者に対し気候変動の対応を促す仕組みとなっている。

会計基準変更時差異〈会計〉

→用語解説コラム「日本の退職給付会計」ご参照

外為決済リスク

外国為替取引で一方の当事者が、売渡通貨を支払ったにもかかわらず、取引相手の破綻などにより、買入通貨の全額を受け取ることが出来ず、損失を被るリスクのこと。1974年6月のヘルシュタット銀行の破綻の際に、時差の影響でマルクを支払った銀行がドルを受け取れず大きな損害を被った事件を受け、外為決済リスクのうち時差の存在によるリスクはヘルシュタット・リスクと呼ばれる。

ガイドライン（運用ガイドライン・運用指針）

年金基金等が運用機関に提示する資産運用に関する指針のことで、各運用機関と協議の上で、各運用機関に個別に提示されるもの。

資産の構成に関する事項、運用手法に関する事項、運用機関からの報告の内容やその方法に関する事項等、運用機関が順守すべき事項を記載する。運用基本方針の内容と整合的であることが必要。

回復計画

厚生年金基金または確定給付企業年金が、非継続基準の財政検証に抵触した場合に、追加掛金を算定する方式の一つである「積立水準の回復計画」のこと。積立不足を7年以内に解消するよう特例掛金を設定する計画を示す。年金資産額が翌々事業年度から7年以内に積立基準に充足するかを確認し、もし現行の掛金で7年以内に積立水準が1.0まで回復しない場合、翌々事業年度から追加掛金を拠出する。非継続基準の財政検証に抵触した場合の追加掛金の算定方法はこの他に積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法がある。

カウンターパーティリスク

取引の相手方が債務不履行等を起こすことにより損害を被るリスクのこと。信用リスクの一種ととらえることができる。

確定給付型の年金制度

企業年金制度は、確定給付型と確定拠出型の2つに大別される。確定給付型の年金制度は、退職時の年金や一時金の給付算定式があらかじめ定められている制度をいい、日本では厚生年金基金、確定給付企業年金がこのタイプに該当する。給付建て制度または確定給付制度ともいう。

掛金は予定利率、予定脱退率、予定昇給率などの計算基礎率に基づき算定する。また、退職給付会計はもっぱら確定給付型制度の会計処理を規定しており、退職給付債務の認識等が必要となる。

→日本の確定給付企業年金制度に関しては用語解説コラム「確定給付企業年金制度の掛金」ご参照

確定給付企業年金制度

厚生年金保険の被保険者を対象に確定給付企業年金法に基づき実施される制度。厚生労働大臣に規約の承認を受け実施する規約型と厚生労働大臣の認可を受けて企業年金基金を設立して実施する、いわゆる基金型がある。適格退職年金が廃止されたため、日本における確定給付型の企業年金制度は厚生年金基金とこの確定給付企業年金の2通りとなっている。

確定拠出型の年金制度

予め掛金額の算定方式が定められており、掛金と実際の運用実績に基づく元利合計が給付額となる制度をいう。掛金建て制度または確定拠出制度ともいう。日本では、2001年10月に導入された確定拠出年金制度（個人型は2002年4月導入）がこれに該当する。確定拠出年金制度は、従業員が運用商品自ら選択するため、事業主が運用リスクを負わず、また、退職給付債務の計上対象外（掛金のみ費用計上）になるという特徴がある。なお、海外の確定拠出型の制度では、日本と異なり、従業員が運用商品を選択しないケースや米国で実施されている401(k)プランのように年金給付が要件になっていないケース等がある。

→日本の確定拠出年金制度に関しては用語解説コラム「日本の確定拠出年金制度」ご参照

掛金

年金制度から支払われる年金や一時金の給付に充てる原資として事業主や従業員の負担により制度（基金）に払い込まれる資金をいう。年金財政上必要となる掛金の他、基金の事業運営費用（基金役職員の人件費、物件費など）を賄うための事務費掛金、加入員等の福利厚生に充てる福祉施設掛金がある。なお掛金の形態には、給与に対する一定比率とする定率掛金と、1人当たり一定額とする定額掛金がある。

→用語解説コラム「確定給付企業年金制度の掛金」ご参照

下限予定利率

厚生年金基金制度および確定給付企業年金制度において掛金の額の計算に用いることができる予定利率の下限を下限予定利率（確定給付企業年金では「予定利率の下限」と表現されている）という。直近5年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均と直近1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均のいずれか低い率を基準として、厚生労働大臣が毎年決定することとされている。平成2017年度には、初めてマイナスの利率が適用された。

過去勤務債務＜年金財政＞

年金財政上の過去勤務債務とは、年金制度発足時に既に在籍している加入者の過去勤務期間を通算して給付額を算定する制度において、この過去勤務期間の通算により発生する先発債務や制度発足後に発生する後発債務をいう。後発債務には給付増額、財政再計算、計算基礎率と実績との乖離によって発生する債務などがある。

企業年金では、過去勤務債務は、標準掛金とは別に、特別掛金として有限期間で償却することとされ

ており、財政上の積立不足とも言われる。

過去勤務債務の償却方法<年金財政>

年金財政上の過去勤務債務の償却方法は、均等償却、定率償却、弾力償却、段階引上げ償却がある。実際の企業年金制度においては、制度によって選択可能な範囲が異なる。

→用語解説コラム「確定給付企業年金制度の掛金」ご参照

過去勤務費用<会計>

→用語解説コラム「日本の退職給付会計」ご参照

カストディ

有価証券の保管・管理業務の総称を指すことば。

カストディ業務とは、有価証券の保護預かり業務を指す場合もあるが、一般にはそれにとどまらず、保管した証券から発生する利子・配当金の受領・売買代金の授受あるいは当該証券に係る各種権利関連情報の伝達等の業務を含む。

カストディアンとは、外国証券投資を行う年金基金や投資信託・生命保険会社等投資家の代理人として、上記業務を行う機関のことを指す。

加入年齢方式

年金財政方式の1つで、加入期間中に平準的に給付原資を積み立てる平準積立方式の一種。標準的な特定の年齢（特定年齢あるいは新規加入年齢という）で制度に加入してくる者（標準者という）に係る将来の収入と支出が均衡するよう掛金を算定し、これを制度の標準掛金として全加入者に一律適用する方式。この掛金で不足する給付債務は過去勤務債務として把握し、別途、掛金を定めて償却する。

株価キャッシュフロー倍率

→PCFR

株価収益率

→PER

株価純資産倍率

→PBR

株主資本利益率（自己資本利益率）

→ROE

為替ヘッジ

外貨建資産の運用において、為替変動に伴うリスクを軽減するために為替先物予約や通貨オプション（選択権付為替予約取引）等を活用し、外国通貨を売買する取引のこと。

為替先物予約は将来の外貨の受け取り・支払いを見込んで先渡契約として為替レートを確定させるものであり、ヘッジ予約のタイミングとヘッジ率等のコントロールがきわめて重要となる。また、通貨オプションは、基本的にある通貨をあらかじめ決めた価格で売るまたは買う権利を売買するものであるが、近年は、特定の価格に到達した場合に権利が消滅あるいは発生するものや、ペイアウトが発生するようなオプションの利用が進んでいる。

完全法

パッシブ運用においてベンチマークとなるインデックスを完全に複製する方法。すなわち、インデックスの全銘柄を各構成ウェイトにあわせてポートフォリオを組むことになる。運用資産額が多く、キ

キャッシュフローの回転率が低いような株式パッシブファンドでは一般的な方法といえる。

簡便法<会計>

→用語解説コラム「日本の退職給付会計」ご参照

【キ】

期間定額基準<会計>

→用語解説コラム「日本の退職給付会計」ご参照

機関投資家協働対話フォーラム

機関投資家の適切なスチュワードシップ活動に資するよう、複数の機関投資家が行う企業との建設的な協働エンゲージメントを支援する目的で設立された団体。「機関投資家協働対話プログラム」を支援しており、協働して企業と対話を行おうとする資産運用会社などが主な参加メンバーとなっている。

企業年金連合会

1967年に厚生年金保険法に基づき設立された特別法人で、2004年の法律改正により2005年10月に厚生年金基金連合会から企業年金連合会へ改組された。連合会は、(1)厚生年金基金や確定給付企業年金を脱退した中途脱退者等に対する年金給付を一元的に行うとともに、企業年金・個人型DC(iDeCo)間のポータビリティ機能の役割、(2)当該給付に係る年金資産の管理・運用、(3)企業年金に関する調査研究、関係各方面に対する提言・要望、会員に対する各種情報の提供等の支援事業を行う。

議決権電子行使プラットフォーム

株式会社東京証券取引所とBroadridge Financial Solutions, Inc.の合弁会社である株式会社ICJが運営する国内株式の議決権行使サービスのこと。株主はこの制度に参加する企業の議決権については、従前の葉書での議決権行使に代えて電子投票により行使することができる。

期待運用収益<会計>

→用語解説コラム「日本の退職給付会計」ご参照

規範に基づくスクリーニング

規範に基づくスクリーニング(Norm-Based Screening)はESG投資手法の一つで、OECD多国籍企業ガイドラインや国連グローバルコンパクトなどの国際的に認められている規範に沿って、投資先の企業を投資対象から除外する手法。気候変動や人権、労働に関する問題などの項目で国際的な規範に基づくビジネス慣行の最低基準を満たしていない企業をスクリーニングし投資対象から除外する。

逆イールド

短期金利が長期金利を上回り、利回り曲線(イールドカーブ)が右下がりになっている状態。景気後退の兆候として知られる。対義語は「順イールド」。

キャッシュバランスプラン

→用語解説コラム「キャッシュバランスプラン」ご参照

キャピタルコール

プライベートアセットなどの低流動性資産に投資するファンド(プライベートエクイティやインフラファンドなど)において、ファンド組成時に投資対象を一括取得できないことから、投資の進捗状況に応じて、投資家が予め決められた期間内・出資上限の範囲内で、ファンドに対して段階的に資金提供を行うことを“キャピタルコール方式”という。その場合、投資ファンドが投資資金の払い込み

を投資家に要求することをキャピタルコールと呼ぶ。

キャリー

債券投資のリターンは、債券の利子収入より得られるインカム・ゲインと債券の価格変動により得られるキャピタル・ゲイン（ロス）に分かれる。市場の状態（金利水準やイールドカーブ）に変化がないという前提で、一定期間内にその投資対象から得られるインカム・ゲインをキャリーといい、その投資対象を保有している期間でどの程度のリターンを得ることができるかを示すもの。なお、通貨におけるキャリートレードは意味が異なる。

給付現価

年金制度から将来支払われると予測される年金・一時金の給付額を、その発生予測時点から現在時点（計算基準時点）まで、予定利率で割引いて評価した現価相当額をいう。給付の発生時点や給付額の推定には、予定死亡率、予定脱退率、予定昇給率（給与比例制の場合）等の計算基礎率が用いられる。

給付減額

企業年金制度において、給付水準の引下げ等を行う場合に、給付減額という言葉が用いられることがある。厚生年金基金制度では、設立認可基準において「給付設計の変更にあたっては給付水準が下がらないことを原則」とされているが、やむを得ず給付水準が下がる場合には、労使合意や既得権および期待権への配慮など一定の要件を満たすことが求められている。確定給付企業年金制度では、給付減額の理由として、確定給付企業年金法施行規則第5条第2号に「実施事業所の経営状況の悪化又は掛金の額の大幅な上昇により、事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれるため給付の額を減額することがやむを得ないこと」などが規定されている。また、給付減額の手続きについても確定給付企業年金法施行規則第6条に規定されており、加入者全員が対象の場合は、①加入者の3分の1以上で組織する労働組合があるときは、当該労働組合の同意、②加入者の3分の2以上の同意（ただし、加入者の3分の2以上で組織する労働組合があるときは、当該労働組合の同意をもって、これに代えることができる）が必要となり、一部の加入者が対象の場合は、①・②の「加入者」を「給付の額が減額されることとなる加入者」と読み替えます。また、受給権者等については、①全受給権者等に対し、事前に、給付設計の変更に関する十分な説明と意向確認、②給付の額の減額について、受給権者等の3分の2以上の同意、③受給権者等のうち希望する者に対し、当該受給権者等に係る最低積立基準額を一時金として支給する等の措置、などが必要となります。

給付算定式基準

→用語解説コラム「日本の退職給付会計」ご参照

給付利率

企業年金制度において、給付額の算定に使用される利率。退職者に支払う給付原資（退職金など）を年金として分割払いする際に付利する利率を指す場合が多く、年金換算率などとも言われる。この他に退職時から支給開始時まで付利する場合の据置利率、元利合計給付の場合の付利率など、給付額算定に関連するものも給付利率と呼ばれる場合がある。

給与現価

年金制度の加入者に将来支給されると予測される給与額を、給与の支払い予測時点から現在時点（計算基準時点）まで、予定利率で割引いて評価した現価相当額をいう。給与の支払い時点や給与額の推定には、予定死亡率・予定脱退率・予定昇給率等の計算基礎率が用いられる。年金制度においては、掛金収入現価を算出する際に一般に用いられ、給与現価に掛金率を乗じて算出する。

給与比例制

→用語解説コラム「ポイント制退職金」ご参照

共同委託

企業年金の実施に際して、複数の企業が共同して委託者となり、信託銀行と1つの企業年金契約を締結することをいう。

共同受託

複数の信託銀行が共同して1つの年金制度の資産の運用、事務管理を受託する場合をいう。年金信託では、実務上、委託者と共同受託者間の協定により、一定の比率で資金を配分し、各共同受託者は配分を受けた資産をそれぞれ単独で管理・運用する。年金数理計算、給付事務等の共通の事務については、代表受託者（幹事）単独で処理し各受託者間のとりまとめを行なっている。

拠出限度額

→用語解説コラム「日本の確定拠出年金制度」ご参照

拠出制

年金制度の掛金（保険料）の一部を加入者が負担する制度をいう。これに対し、事業主が掛金の全額を負担する場合を非拠出制または無拠出制という。確定給付企業年金については同意を得た加入者に限り加入者負担が可能となり、加入者負担を強制することはできない（掛金総額の50%以内）。

→用語解説コラム「企業年金と税」ご参照

許容繰越不足金

厚生年金基金制度および確定給付企業年金制度においては、継続基準による財政検証の際、純資産額が責任準備金を下回った場合でも、当該下回った額が許容繰越不足金に満たない場合は、制度の運営主体の判断により、事業運営の安定性に配慮する見地から変更計算を留保することができるとされる。許容繰越不足金は、規約の承認及び認可の基準等に掲げる方法の中からあらかじめ規約等に定めた方法により算定する。

勤続ポイント

→用語解説コラム「ポイント制退職金」ご参照

勤務費用<会計>

→用語解説コラム「日本の退職給付会計」ご参照

【ク】

クオンツ運用

クオンツとは、投資理論に基づいた計量的分析を用いて証券運用を行うこと、または計量的分析に従事する者を指す。クオンツ運用とは、計量的分析に基づき事前にバック・テストで検証されたアクティブ・リターン獲得の可能性が高い戦略を、ルールに基づき実行する運用を指す。

→システム運用

繰越不足金

厚生年金基金および確定給付企業年金における不足金には、年金経理におけるものと業務経理におけるもの（規約型確定給付企業年金は年金経理のみ）との2種類がある。年金経理においては、予測値である計算基礎率と実績との差により責任準備金に対して不足が発生した場合、財政決算上（当年度）不足金として把握される。ある年度の財政決算でこの不足金が発生し、これを別途積立金の取り崩しで賄うことができない場合、その不足残高は繰越不足金として計上され、翌年に繰り越される。

グリーニアム

「グリーン」と「プレミアム」の合成語で、発行条件が同じである他の債券と比較して、グリーン債の価格が高く（利回りは低く）なる現象をいう。グリーン債も通常の債券も、理論上は発行条件が同

じであれば市場での利回りは同じになるはずだが、グリーン債の希少性や投資家の需要の大きさによって、このような現象が生じると考えられる。

グリーンボンド

地球温暖化対策や再生可能エネルギーなど、環境改善への取り組みに資金使途を限定した債券のことであり、ESG債の一種である。上場企業のみならず非上場企業や公的団体も発行可能。発行体側のメリットとして自らの環境問題に対する取り組み姿勢を示すことができる点がある一方で、投資家にとっては直接環境問題や社会問題にアプローチ可能である点が魅力的である。

グループ区分

給付設計にあたって、加入員をいくつかのグループに区分し、それぞれに対して異なる給付設計を行うことをいう。グループ区分に関する要件の概要は、次のとおり。

(1) 定年年齢・退職金等の労働条件に差がある場合、労働条件の類似する加入員を構成員として区分を設けることができる。ただし総合設立の場合は企業別のグループ区分を原則とし、グループ構成員の労働条件の類似性が客観的に認められる場合にのみ企業別によらない区分を設けることができる。

(2) いずれのグループ区分においても、プラス・アルファは5割(2005年4月前設立基金の場合は1割)程度まで確保されていること(事業所脱退に係る不足金の一括拋出が困難なためやむを得ず給付設計の変更を行う場合は適用除外)。

(3) 総合設立の基金について、企業単位のグループ間の異動により発生する後発債務は、一括償却を行うことができる(任意)。

クレジットスプレッド

発行体の信用力の差に基づく利回りの差のこと。一般に、国債金利と比較した場合、デフォルト(破綻)リスクが高い企業ほどクレジット・スプレッドも大きい。

グロース型運用

収益力など企業の成長性を予想し、成長力があると判断した銘柄に投資する運用手法。一般に、成長性の判断材料としてEPS(1株当たり利益)の成長率やROE(株主資本利益率)などが使われる。

→バリュウ型運用

→市場型運用

→スタイル・インデックス

→運用スタイル

グローバル・カストディ

国際分散投資を行う投資家に対して、世界各国における有価証券の保管・管理を一元的に提供するサービス。投資家の窓口となるカストディ(メイン・カストディアン)が構築した世界各国を網羅したカストディ網(サブ・カストディアン)によって、外国市場での有価証券の決済および保管・管理を行うサービスを一括して提供する。

【ケ】

計算基礎率

年金制度の掛金を算定するにあたっては、将来の給付・掛金等の発生時期、金額および年金資産から生じる運用収益を予測する必要がある。この予測計算の基礎となる数値を計算基礎率という。計算基礎率としては、一般的に予定利率、予定死亡率、予定脱退率、予定昇給率などが使用される。制度内容あるいは財政計画の立て方、将来予測の仕方によっては、新規加入年齢、選択一時金選択率、障害発生率、有遺族率なども用いられる。

継続基準による財政検証

厚生年金基金および確定給付企業年金において毎事業年度末の財政決算時において行なわれている財政検証の基準の 1 つ。年金制度を継続するうえで年金資産が計画どおりに積み立てられているかどうかを検証するものである。予定利率、予定昇給率などの計算基礎率と実績の乖離による財政上の過不足の発生状況の検証ともいえる。具体的には、年金資産と責任準備金との比較を行ない、年金資産と許容繰越不足金の合計が責任準備金を下回った場合には財政計算を行ない、不足金を特別掛金として手当てすることが必要となる。

現価

年金制度では、異なる時点における金額を評価する際、将来価値を現在価値に換算したり、現在価値を将来価値に換算する。現在価値換算されたものを現価と呼ぶ。将来の各期にわたる給付見込額を現在価値に換算したものを給付現価、将来払い込まれる掛金を現在価値に換算したものを掛金収入現価などという。

→終価

現先取引

売買の当事者同士で一定期間後に一定の価格で売り戻しまたは買戻しを行うことをあらかじめ約束して、買付あるいは売付を行う取引を現先取引という。

現物移管

年金信託のシェア変更等の際して、現金ではなく株式、債券および証券投資信託受益証券等の有価証券現物を用いた資産移管を現物移管という。有価証券をキャッシュ化する際の売買委託手数料等の取引コストを削減し、より効率的な資産移管を実施することを目的とする手法である。現物移管を実施するメリットには、上記のコスト削減効果に加え、移受管に伴う保有有価証券の一時売却による市場価格への悪影響・パフォーマンスの悪化を防止する、いわゆるマーケット・インパクトの回避もある。単に運用資産の保有有価証券をいったん売却し金銭で移管するという手法に代わり、現物移管やバスケット取引などを駆使して取引コストを削減するトランジション・マネジメントという資産移管に関するサービスも広く提供されている。

権利義務の移転承継

厚生年金基金制度や確定給付企業年金制度では、企業合併や企業再編等により、事業所が加入する企業年金制度を脱退して他の制度へ加入する場合、加入員の給付に関する権利義務の移転承継を新旧制度間で行うことが可能である。転職等による制度間の異動に伴う”細切れ年金化”を防ぎ、加入員（者）期間の通算による年金受給資格の付与も可能になるため、加入員（者）の不利益発生を抑制できる。なお、他の企業年金制度へ資産を移換する方法としては、「権利義務の移転承継」の他に、移換元制度の脱退一時金相当額を移換先制度に移換する方法もある。

【コ】

厚生年金基金

厚生年金基金制度は、国の厚生年金保険の報酬比例部分の給付の一部を国に代わって給付する（代行）とともに、基金独自の上乗せ給付を行う。1965年の厚生年金保険法の改正により創設され、1966年10月から実施された。単独の事業主で設立する単独設立、資本関係のある複数の事業主で設立する連合設立、資本関係のない複数の事業主（同業種、同地域など）で設立する総合設立がある。運営は特別法人の厚生年金基金が行う。

基金を設立した事業主は代行部分の給付に必要な保険料について国への支払を免除され、厚生年金基金に払い込み（→免除保険料）、併せて上乗せ給付に必要な掛金を払い込む。

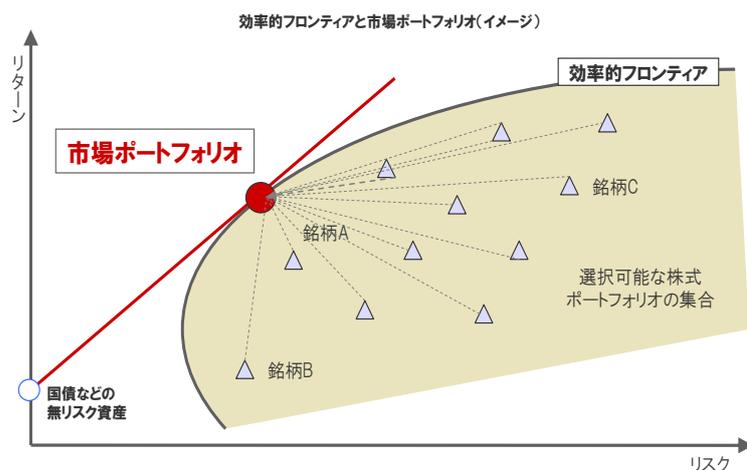
厚生年金基金は適格退職年金と並び、長らく日本の企業年金の中心的な役割を果たしてきた。ただ、バブル崩壊以降は運用環境の低迷により、年金財政は悪化することとなった。こうした状況下で年金財政の状況を母体企業の財政状態に反映させる会計基準が導入されることになったため、産業界が

らは代行義務の返上が強く要望されるようになり、確定給付企業年金法の施行とともに代行義務を返上することが可能となった（→代行返上）。

単独設立、連合設立の厚生年金基金は代行返上により企業年金基金となる一方、総合設立の厚生年金基金は、引続き制度を継続してきた。ただ、運用環境の低迷が長引く中で、厚生年金基金の財政悪化が厚生年金本体へ悪影響をもたらすことが懸念されるようになり、2013年に厚生年金保険法が改正されることになった。この改正により、厚生年金基金の新設は認められず、一定の要件を満たす基金以外は制度を存続することができなくなった。

効率的フロンティア（有効フロンティア）

リスク回避的な投資家が選択する、一定のリスクに対して期待収益率（無リスク資産対比の超過収益率）を最大にするような（あるいは、一定の期待収益率に対して最小のリスクとなるような）ポートフォリオの集合をいう。



コーポレートガバナンス

企業の所有者である株主や経営者である取締役、さらには企業の経営の監視を行う監査役などの企業の利害関係人が、その個々の役割および責任においていかに企業を公正かつ効率的に運営していくかという企業統治の問題を指す。

コーポレートガバナンスには、企業の経営者等がいかに適正にコーポレートガバナンスを行うかという内部的な側面と、株主等が資本市場での圧力や株主としての権利の行使によりいかにコーポレートガバナンスを機能させるかという外部的な側面があるが、近年では、株式持ち合いの解消とともに機関投資家および外国人投資家の持株比率が増大してきたことを背景に、株主によるガバナンスという外部的な側面についての関心がより高まってきている。

投資家の中には、投資対象企業の経営が非効率であればその株式を売却すればよい、という伝統的な考え方（ウォールストリート・ルール）もあるが、最近では株主としての権利を行使することを通じて、経営の改善、企業価値の向上を図り、投資収益の極大化を目指すという考え方が広まっている。

コーポレートガバナンス・コード

株主の権利や取締役会の役割など、上場企業のガバナンスのあり方を纏めたもの。日本では2015年6月にコーポレートガバナンス・コードが設定され、上場企業に適用された。本コードは、会社の意思決定の透明性・公正性を担保しつつ、これを前提とした会社の迅速・果敢な意思決定を促すことを通じて、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る、いわば「攻めのガバナンス」の実現を目指すものである。2021年6月に取締役会の機能発揮、企業の中核人材における多様性の確保、サステナビリティを巡る課題への取組み等を目的とした改訂コーポレートガバナンス・コードが公表された。

国連グローバルコンパクト

1999年の世界経済フォーラム（ダボス会議）にて当時の国連事務総長コフィー・アナン氏が提唱し

た持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み。「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の4分野において、企業が遵守すべき10原則を示しており、この10原則に賛同する企業は国連グローバルコンパクトに署名することができる。

国庫負担

各種特別会計、地方公共団体、公法人等に対して、その事業費や事務費について、国が一般会計の支出として、その全部または一部を負担することをいう。公的年金における国庫負担の対象は基礎年金のみであり、報酬比例部分は全額保険料で賄われている。基礎年金のみ対象とするのは全国民共通の年金であり、国が税金で負担する根拠が最も強いと考えられるからである。2004年法律改正に伴い、基礎年金の国庫負担割合は1/3から1/2と上げられた。具体的には、2004年度から引上げに着手し、2009年度までに完全に上げられた。

固有報酬

企業年金制度の運営において、信託銀行が受託した年金資産の管理・運用の対価として支払われる報酬を一般に固有報酬という。固有報酬は一般に受託残高逓減料率体系がとられ、信託財産から徴収される。年金信託業務の信託報酬は、一般にこの固有報酬と加入員・受給者のデータ管理、給付金の支払い、年金数理業務などに対する報酬である業務委託報酬または総幹事業務報酬からなるが、両者を合算して1つの報酬体系がとられている場合もある。

コリドーアプローチ（回廊方式）

会計上の数理計算上の差異については、その額が一定範囲内にとどまっている間は費用処理を行わないとする方式。一定範囲は、退職給付債務または制度資産のいずれか大きい方の10%で、その範囲を超えた場合に超過した部分について、一定期間で費用処理することが認められている。

この方式は米国会計基準で採用されているが、国際会計基準や日本の会計基準では採用されていない。

コントリビューション・ホリデー

企業年金の掛金拠出が停止される状態を指す。確定給付企業年金の場合、年金資産が積立上限を超過した場合、その額に応じて掛金を減額または停止する。積立上限額は、①数理債務（ただし、予定利率は下限予定利率、死亡率は掛金計算より安全性を見込んだ利率で算出）、②最低積立基準額のいずれか大きい方の1.5倍。

【サ】

最終給与比例制

→用語解説コラム「ポイント制退職金」ご参照

最小分散ポートフォリオ

与えられた投資対象の組み合わせの中で、リスクが最も低くなると期待されるポートフォリオのこと。理論的には効率的フロンティアの最も左端に位置するポートフォリオである。実証研究において、最小分散ポートフォリオは、時価総額加重インデックスよりリスクが小さく、リターンは同程度か高いという結果が報告されており、リスク抑制を目的とする投資戦略である。

在職老齢年金

受給権者が在職中で厚生年金被保険者の場合、老齢厚生年金の基本月額と総報酬月額相当額（※）の合計額が一定水準以上であるとその一部又は全部が支給停止される制度を在職老齢年金という。65歳未満と65歳以上で支給停止の算定式が異なる。

（※）総報酬月額相当額とは、算定時の標準報酬月額とその月以前の1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額とを合算した額をいう。

財政悪化リスク相当額

リスク対応掛金の導入に伴いもたらされた概念で、基本的には20年に一度程度の確率で発生する損失を示す。資産区分ごとに定められた係数によって算出する標準的な方法の他、制度の実情にあわせた特別算定方法によっても算定可能。この財政悪化リスク相当額の範囲内でリスク対応掛金を設定する。

→用語解説コラム「確定給付企業年金制度の掛金」ご参照

財政運営基準

厚生年金基金・確定給付企業年金が財政運営を行うにあたって遵守すべき基準のこと。厚生年金基金に関しては厚生労働省通知により定められており、確定給付企業年金に関しては厚生労働省令で定められている。

財政検証

毎年定期的実施する財政決算において、厚生年金基金および確定給付企業年金の場合には、継続基準による財政検証と非継続基準による財政検証の2つを行うことが義務付けられている。前者は、制度を継続するうえで、年金資産が計画どおり積み立てられているか、具体的には、積立不足額が一定以内に収まっているか否かを検証するもので、不足額が一定額を上回る場合は掛金額の見直しが必要となる。后者は、制度を終了したと仮定した場合、加入者等に対して保全すべき給付に見合う資産が積み立てられているかを検証するもので、積立金額が最低積立基準額を下回る場合、掛金の追加拠出が必要となる。

財政再計算

年金制度の財政計画は計算基礎率（運用利回り、新規加入、退職・死亡等に関する予測値）と財政方式に基づき運営される。毎年度の財政決算で予測値と実績値の乖離を検証するが、時間の経過とともに徐々に実績値との乖離が発生する。財政再計算においては、年金財政の長期的健全性を図るために、少なくとも5年ごとに計算基礎率を最近のデータに基づき洗い替え、財政計画（標準掛金率と過去勤務債務の償却方法等）の見直しを行う。

→用語解説コラム「確定給付企業年金制度の掛金」ご参照

財政方式

年金制度から支払われる給付を賄うのに必要な費用の調達方法（計画）をいう。大きな分類として、積立方式（給付原資を積み立てる方式）と賦課方式（給付が発生する都度、それに見合う費用を調達する方式）がある。積立方式には、事前積立方式（退職時まで給付原資を積み立てる方式）と退職時年金現価積立方式（退職時に給付原資を一括して積み立てる方式）がある。さらに、事前積立方式には、平準積立方式（加入期間中に平準的に給付原資を積み立てる方式）、加入時年金現価積立方式（制度発足時および制度加入時に当該加入者の給付原資を一括して積み立てる方式）、および即時積立方式（制度発足時に将来加入者分も含めて給付原資を一括して積み立て、その後は拠出を行わない方式）がある。企業年金制度においては一般に、事前積立方式、なかでも平準積立方式が用いられる。採用する財政方式によって、総給付費用のうち掛金で賄われる部分と積立金の利息で賄われる部分との相対的な割合が異なってくる。

再測定

IAS19号の退職給付費用の構成要素は勤務費用、純利息費用（利息費用－利息収益）と再測定である。再測定は数理計算上の差異とほぼ同じ内容だが、資産サイドから発生する数理計算上の差異が期待運用収益込みの予想年金資産と期末時価との差であるのに対し、資産サイドの再測定は年金資産×割引率を織り込んだ予想年金資産と期末資産の差である。なお、IAS19号では再測定はその他の包括利益に計上された後、損益計算書に計上すること（いわゆるリサイクリング）は認められていない。ただし、計上されたその他の包括利益を利益剰余金に振り替えることは認められている。

裁定

年金または一時金に係る受給権の存在を本人あるいは遺族からの請求により確認する行為。給付時に行う支給時裁定と、加入員資格を喪失（退職）したときに行う脱退（退職）時裁定とがある。

最低責任準備金

厚生年金基金・企業年金連合会が解散した場合、または厚生年金基金が代行返上した場合に返還すべき代行給付に見合う原資。解散した基金は企業年金連合会へ、企業年金連合会または代行返上基金は国へ納付する。1999年9月末日の凍結額（代行年金額に年5.5%に基づき算定した年齢別終身年金現価率を乗じて算定した額）に免除保険料と給付現価負担金、代行給付、利息相当額（厚生年金本体の利回り実績を使用）を加減することで算定する。

最低積立基準額

厚生年金基金の解散や確定給付企業年金の制度終了に際して、加入員や受給権者の最低保全給付を支給するための給付原資。厚生年金基金の代行部分に係る最低積立基準額は最低責任準備金相当額。厚生年金基金のプラス・アルファ部分（加算部分を含む）および確定給付企業年金の最低積立基準額は、最低保全給付を割り引いて求める。毎年の財政検証において、非継続基準の指標として用いられる。

裁定取引（アービトラージ取引）

異なる市場間における同一あるいは同種の商品の価格差を利用して、無リスクあるいは最小のリスクで利益を確定する取引。異なる市場とは、同じ証券を上場する二つの証券取引所や、同じ商品の現物市場と先物市場等を指す。たとえば、ある商品について現物が先物よりも割安で裁定の余地（裁定機会）がある場合、裁定取引者は現物の購入と先物の売却を同時に行うことで裁定取引を実行する。この取引は現物価格が上昇したり先物価格が低下することで市場が均衡し、裁定機会が消滅するまで行われる。その後、先物の清算日には現物価格と先物価格は当然等しくなるから、取引者はその時点で反対売買や決済を行い、裁定取引を解消する。

最低保全給付

厚生年金基金制度・確定給付企業年金制度における最低積立基準額を算出する際に用いられる。加入員に係る最低保全給付は、標準退職年齢で退職した場合の給付額に加入者期間に応じて定めた率を乗ずる方法と、事業年度末に退職した場合の給付額に年齢に応じて定めた率を乗ずる方法のいずれかによるものとされている。また、受給権者の最低保全給付は年金額である。

最良執行

有価証券の売買を行うにあたり、委託者の利益の最大化を図るべく行う執行をいう。受託者責任の1つとして挙げられている。必ずしも、執行コストの最小化を図ることだけを最良執行というわけではなく、運用スタイルによって最良執行の意味は異なることに注意を要する。

たとえば、パッシブ運用においてはベンチマークへの追従が目的となるため、執行コストの最小化が最良執行に資すると考えられる。一方、アクティブ運用においては、運用者がコスト以上の超過収益を獲得できると考える場合やポートフォリオのリスク管理を重視した場合、必ずしも執行コストの最小化にはこだわらず、スピード重視の執行を行うこともある。このような場合、執行コスト自体は大きくなることもあるが、ポートフォリオ全体としてパフォーマンスが向上していればよいことになる。

運用機関の執行コスト評価を行う際には、コストの低減といった定量的な面だけではなく、受託している資金の性質を理解したうえで執行しているか、体系的な執行体制が整っているか（売買執行体制、証券会社選定基準、コスト管理体制など）といった定性的な観点からも評価することが重要である。

座礁資産

市場環境・社会環境の変化によって価値が大きく毀損する可能性のある資産のこと。英語で（stranded

asset) という。現在、化石燃料およびその採掘企業については、地球温暖化防止政策の強化や再生可能エネルギーの低価格化、消費者の選好の変化などによって、十分な埋蔵量があっても使われなくなる可能性が取りざたされており、こうした資産や企業は座礁資産となると考えられている。

サステナビリティ

環境・社会・経済の3つの面を考慮した長期的な発展の持続可能性のこと。気候変動をはじめとする環境課題、貧困・人権・労働などに関する社会課題、経済活動の3つのどれかを犠牲にするのではなく、調和を図りつつ解決・成長させていくことが社会全体の持続可能性をもたらすと考えられる。企業の側から見ても、環境・社会課題と企業収益を両立させることで成長の持続可能性が確保されると考えられる。

サステナビリティテーマ投資

ESG 投資の手法の一つ。社会や環境に関するテーマを設定し、それに関連する企業の株式や債券に限定した投資を行う手法のこと。例としては、太陽光発電事業への投資ファンド、グリーンボンドファンドなどがサステナビリティテーマ投資として挙げられる。

サスティナブル投資

優れた「企業活動」により持続的な利益成長が実現できる企業への投資を行う株式投資戦略。投資プロセスにおいて、定量的な財務分析に加えて、経営マネジメントや、企業戦略、技術、市場、ESG（環境、社会、ガバナンス）等の非財務情報、定性面の評価を行うことで、中長期的に安定した絶対収益の獲得を目指すもの。

30% Club

取締役会を含む企業の重要意思決定機関に占める女性割合の向上を目的として、2010年に英国で創設された世界的キャンペーン。投資家グループは企業とのエンゲージメント等により、ダイバーシティの重要性を共有するとともに、役員に占める女性割合の向上を目指す。30% Club Japan では、2030年を目途に TOPIX100 を構成する企業における女性役員の割合を 30%とすることを目標に掲げている。

【シ】

シェア

企業年金制度において受託機関が複数の場合、その受託割合のことを一般にシェアという。シェアには、掛金シェア（掛金の配分割合）、給付シェア（給付金の負担割合）および残高シェアがあるが、これらは年金制度導入以来、永らく同一のものとして取り扱われてきた。すなわち、シェアは年金規約において各受託機関ごとに1つ定められ、かつ、年金信託契約および保険契約もそのシェアに応じた契約とされていた。

現在では規制緩和の結果、シェアは掛金シェアと給付シェアに区分され、両者をそれぞれに設定することが認められている。

Jカーブ効果（プライベートエクイティ投資のリターン）

プライベートエクイティ（バイアウト・ベンチャー等）投資において、投資開始当初は収益の計上が行われず、コスト負担の影響で収益・キャッシュフローがマイナスになってしまい、その後の時間経過に伴い収益が上がることをいう。

リターン曲線が、アルファベットの「J」に似ていることからこのように呼ばれている。

時間加重収益率

→リターン

自己資本利益率（株主資本利益率）

→ROE

自己都合退職要支給額

→要支給額

死差損益

実際の死亡率が計算基礎率として設定した予定死亡率と相違したことにより発生する損益をいう。終身年金では、実際の死亡率が予定死亡率より高い場合、年金支払いが予定より少なくて済むので死差益が発生し、予定死亡率より低い場合には死差損が発生する。企業年金において広く採用されている確定年金では、年金は実質的に受給者の生死に関係なく（受給者が死亡した場合はその遺族に転給され）所定の期間支払われるので、死差損益は発生しない。

資産運用委員会

2017年DBガイドライン通知、2020年DB法施行令改正に伴い、資産100億円以上の場合、「資産運用委員会」の設置が義務付けられた。資産運用委員会の役割は、運用の基本方針、運用ガイドラインや政策的資産構成割合の策定及び見直し、運用受託機関等の評価に関し、年金運用責任者へ意見を述べること等である。資産運用委員会の委員は、もっぱら加入者等の利益を考慮し、これを犠牲にして、加入者以外の者の利益を配慮すべきではないとされている。また、資産運用委員会の議事については記録を保存し、その概要を理事長は代議員会に報告および事業主等は加入者等に周知が必要とされ、加えて受給権者等に対しては周知に努めることとされている。

資産管理機関

確定拠出年金制度の実施にあたり、企業または個人が拠出した掛金を会社財産や個人財産から分離し、年金資産として管理を行う。また運営管理機関が取りまとめた運用指示に基づいて運用商品の売買、年金・一時金の支払いなどを行う。主に信託銀行がこの役割を担っている。

資産の数理的評価

1997年4月1日から、厚生年金基金の年金資産の評価方法は時価基準となった。これに合わせて導入された資産の評価方法で、これまで継続基準の財政検証の判定及び継続基準抵触時の掛金算定、非継続基準抵触時の掛金算定、並びに、積立超過の財政検証の判定及び積立超過基準抵触時の停止掛金計算の際に用いることができたが、2013年3月31日以降の財政検証においては、継続基準の財政検証の判定及び非継続基準抵触時の掛金算定には使用不可となった。時価に比べ短期的な変動が緩和でき、財政運営の安定度を確保することができる。現在、厚生年金基金・確定給付企業年金で使用されている評価方法は、時価移動平均方式、収益差平滑化方式、評価損益平滑化方式、の3種類がある。

市場型運用

バリューやグロスといった特定のスタイルにとらわれない運用手法のこと。超過収益の源泉を特定のスタイルに求めないため一時的にバリューやグロスに偏るもの、バリュー・グロス両方の性格を持つことにより市場平均に近い性格を持たせるものなど、市場型運用のポートフォリオにはさまざまなタイプがある。

→グロス型運用

→バリュー型運用

→スタイル・インデックス

→運用スタイル

システム運用（クオンツ運用）

一般的には、現代証券投資理論、数学、統計学、コンピューターによるデータ分析などを背景とした

計量的投資手法を指す。テクニカル分析やファンダメンタル分析をもとに個別の銘柄を選択し、集中投資を行う伝統的投資手法に対比して用いられるわが国独特の用語。海外では、Quantitative Approachによる運用がこれに該当する。分析の基礎となる投資理論やデータベースあるいはポートフォリオの最適化方法の違いから、さまざまな運用手法がある。

終価

現価の逆の概念。将来発生する金額を将来の一定時点における価値に換算した額。

→現価

収支相等の原則

年金制度の財政計画において、年金制度の収入総額（現価）と支出総額（現価）は等しくなければならないとする原則をいう。年金財政における最も基本的な原則であり、掛金はこの原則に基づいて算定される。この原則にいう収支の均衡は、制度全体およびその存続する期間全体について要請されるものであり、ある個人あるいはある年度（期間）について収支が均衡することを意味しない。

終身年金

年金受給者が生存している限り年金を支給する支給形態をいう。終身年金のうち支給開始後の一定期間については受給者の生死に関係なく、あらかじめ定めた期間の年金給付を保証し、それ以後は通常の終身年金とするものを保証期間付終身年金という。日本の企業年金で終身年金を導入する場合は、通常、この形態がとられている。保証期間付終身年金との対比で、通常の終身年金を単純終身年金という場合がある。

収入現価

年金制度において将来見込まれる収入を計算基礎率を用いて予測し、その額を発生時点から現時点（計算基準時点）まで、予定利率で割引いて評価した現価相当額をいう。

なお、収入現価は通常、給与現価に掛金率を乗じて算出する。

受給権者

年金・一時金の給付を受ける権利（受給権）を有する者のこと。受給権は、受給権者からの請求に基づき裁定した段階で確定する。なお、年金受給権の裁定を行う時期は退職時（退職時裁定）と支給時（支給時裁定）がある。

受給資格

年金または一時金の給付を受けるために満たさなければならない条件。一定の勤続（加入）年数や年齢などを基準として設定される。厚生年金基金では、基本部分の受給資格は、加入1カ月以上の加入員に与えられる。厚生年金基金の加算部分や確定給付企業年金の場合、年金受給資格は20年、一時金の受給資格は3年を超える期間を受給資格取得要件とすることはできない。なお、確定拠出年金では、60歳になるまでは一定の条件に該当する場合を除き、給付を受けることはできない。

受託者責任—日本

年金の分野では、受託者（fiduciary）は信託財産の受託者（trustee）に加えて、信任を得て他人のために任務を遂行する者を含んだより広い概念として一般に用いられている。この受託者が任務遂行上負う義務が受託者責任で、注意義務と忠実義務を主な内容とする。

忠実義務は、利益が相反する立場に身を置いてはならず、受託者の利益のためにのみ職務を遂行しなければならないとする義務のことである。注意義務はある地位や職責にあるものが地位にふさわしい知識に基づき払うべき注意義務をいう。

昇給差損益

実際の昇給率が計算基礎率として設定した予定昇給率と相違したことにより発生する損益をいう。

一般に、実際の昇給率が予定昇給率を上回っていれば昇給差損が発生し、予定昇給率を下回っていれば昇給差益が発生する。

予定と異なる昇給による差損益の発生度合いは、給付額算定の基準となる給与の性質によって異なる。たとえば、全期間平均給与比例制のほうが、最終給与比例制より、昇給差が損益発生に及ぼす影響度合いは小さい。

証券保管振替制度

有価証券を保管振替機関に集中保管し、有価証券の受渡しを券面そのものの授受に代えて、保管振替機関又は参加者に設けられた口座間の振替によって処理すること。

職能ポイント

→用語解説コラム「ポイント制退職金」ご参照

所得代替率

公的年金の給付水準を示す指標であり、現役世代の収入（ボーナス含む）に対するモデル世帯（夫：40年間就労、妻：専業主婦）の年金額の割合。厚生労働省発表の2019年度公的年金財政検証結果によると2019年度の所得代替率は61.7%であり、2040年半ばには50%程度まで低下する見込みが示されている。なお、2004年の改正により、所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には給付と負担の仕組みを見直すこととされている。

信託管理人

規約型確定給付企業年金や退職給付信託のような他益信託の場合、受益者には将来受給者になる現役の従業員も含まれるなど、受益者が必ずしも特定されていない。不特定の受益者の利益を保護するために、年金信託契約や退職給付信託ではあらかじめ信託管理人が置かれる。年金信託における具体的職務としては、信託の収益計算の承認、やむを得ない事情で契約を解除するときの同意などがある。

信託財産留保金制度

信託銀行の年金資産運用において大半を占める合同運用口を使用するケースにおいて、その受益権の売買（資金の投入・回収）の際に発生する有価証券の売買執行コストを当該受益権の取引を行なった委託者が負担（抛出）する制度。同一合同運用口を利用する委託者間において、コスト負担に係る公平性を確保することを主眼としている。

実際の負担方法としては、合同運用口ごとにコスト相当額をもとに信託財産留保金率を設定し、合同運用口への投入・回収の際、基準価格に信託財産留保金単価（基準価格に信託財産留保金率を乗じて算出）を加・減算した価格を取引価格とすることで、コスト相当分を負担するというケースが大半である。

信用取引

証券会社が顧客に信用を供与して行う有価証券の売買取引のこと。信用の供与とは、顧客に対する金銭又は有価証券の貸し付け又は立て替えをいう。

たとえば、投資家が「株式を買付きたいが、十分な資金が手元がない」といった場合や、「株価が値下がりそうなので売却をしたいが、株式をもっていない」といった場合などに、投資家が株式の売買を行えるよう証券会社が買付代金を立て替えたり（＝融資）、株式を貸し付ける（＝貸株）ことをいう。

信用取引制度は、株式市場における円滑な株式の流通と公正な価格形成を一層促進するため、現物取引を補完するものとして設けられたものである。

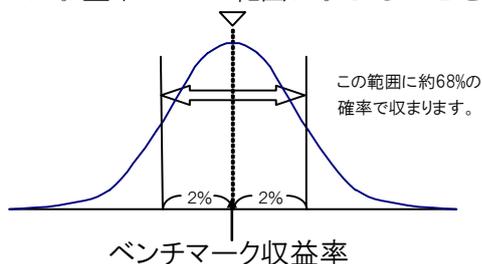
信用リスク

企業や国、自治体などが、財政的あるいはモラル上の理由から債務を履行せず、結果として投資家が損害を受ける危険性のことをいう。

【ス】

推定トラッキング・エラー（推定 T.E.）

ファンド収益率（年率）とベンチマーク収益率（年率）との乖離（トラッキングエラー）を確率的に事前に推定したもの。例えば、推定 T.E.が 2%の場合、ファンドの収益率が約 68%の確率でベンチマーク収益率 $\pm 2\%$ の範囲に収まることを意味する。



数理計算上の差異<会計>

→用語解説コラム「日本の退職給付会計」ご参照

数理債務

厚生年金基金および確定給付企業年金における債務評価額の 1 つ。将来発生すると見込まれる給付額の割引現在価値である給付現価から、将来見込まれる収入（標準掛金）の割引現在価値である標準掛金収入現価を控除した年金財政上の債務。

スタイル・インデックス

パフォーマンスの評価を各運用対象商品ごとにそのベンチマークと比較するのと同様に、スタイルごとのリターンを比較するためのベンチマークとして、スタイル・インデックスが利用されている。たとえば、グロース型運用者のパフォーマンスはグロース・インデックス、バリュー型運用者はバリュー・インデックスとの比較で評価されることになる。

スタイル・ミックス

リスク分散のため、同一資産内で複数の異なる運用スタイルのファンドを組み合わせることで運用すること。

スチュワードシップ・コード

機関投資家による、投資先企業の持続的成長を促し顧客や受益者の中長期的なリターンを拡大することを目的とした行動原則のこと。最初のスチュワードシップコードは、2010年に英国で策定された。日本版スチュワードシップコードは、2014年、安倍政権の成長戦略の一環として、「企業の持続的成長を促す観点から、機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たす」ことを目的に策定された。

ステークホルダー

ステークホルダーとは、企業活動を行ううえで関わる全ての関係者のこと。顧客、株主、社員、地域社会、仕入先・競争会社、行政機関といった企業を取り巻くあらゆる利害関係者を指す。

ステークホルダーダイアログ

企業が自社の活動の外部に与える影響についてステークホルダーと行う双方向の対話のこと。企業にとってのステークホルダーとは、株主、従業員、顧客、債権者、取引先、行政機関、地域社会など、企業の決定や活動に利害関係を持つ個人やグループが挙げられる。継続的な対話を通じてステークホルダーとの利害を見極め、ステークホルダーへの悪影響を減らし好影響を増やす対策をとることができる。

スマートベータ

TOPIX に代表される時価加重型のインデックスとは異なり、特定の財務指標や株価変動率といったデータに着目して指数化したインデックスを活用する運用戦略。「ファンダメンタル指数型」「最少分散指数型」のように、着目するインデックスによりいくつかの類型がある。一般的には、中長期的に市場平均を上回るようなパフォーマンスを期待される運用戦略である。

【セ】

税効果会計

税費用を正確に期間対応させることによって、税引前の利益と税引き後の対応関係を明確化する会計上の処理。

政策アセットミックス

→用語解説コラム「政策アセットミックス」ご参照

成熟度

年金制度は、発足時点では現役従業員のみを加入者として積立てを行っていくが、加入者が退職し受給者が増加していくことで徐々に成熟段階を迎えることになる。例えば、年金や一時金の給付が増大し掛金収入より支出が上回る状態はかなり成熟度が高いといえる。成熟度とは、年金制度が成熟状態にどの程度近づいているかのレベルを示すもので、年金受給者数の加入者数に対する割合、年間の給付総額の掛金総額に対する割合、年金受給権者責任準備金の総責任準備金に対する割合、などで表す。

責任準備金

将来の給付を賄うために、計算基準日において留保しておかなければならない金額。将来の給付の現価から将来の掛金の収入現価を差し引いた額として計算される。

<厚生年金基金>

責任準備金＝最低責任準備金＋プラス・アルファ部分の数理債務－未償却過去勤務債務残高

<確定給付企業年金>

2017年1月1日以降、財政計算を実施する場合、将来の財政悪化に備えた財政悪化リスク相当額を加味し、責任準備金の算定方法が以下の通り変更

責任準備金＝（給付現価＋財政悪化リスク相当額）－（掛金収入現価＋追加拠出可能額現価）

責任投資

責任投資とは、短期的な利益の追求ではなく、今後影響を受ける将来の世代に対してより良い未来を築くために、「責任ある投資家」として投資が環境や社会に与える中長期的な影響にも目を向け、市場全体の持続的な成長と中長期的なリターンの向上を目指す投資をいう。

責任投資原則

Principles for Responsible Investment の頭文字をとって PRI と呼ばれることもある。2006年に国連グローバルコンパクト（UN-GC）と国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP-FI）のパートナーシップにより制定された。機関投資家が E：環境、S：社会、G：ガバナンスなどの ESG 課題を投資分析と意思決定プロセスに組み込むことを中心とした 6つの原則からなる。

セキュリティーズレンディング

保有有価証券を貸し付ける取引のこと。国内外の株式、債券がその対象。貸し手の目的は、賃借料の収受によって超過収益を確保し、運用の効率を向上させること。原則として担保を徴求する低リスクの取引で、年金性資金においてもパッシブファンドを中心に利用が広がっている。

選択一時金

企業年金制度では年金の受給権を得た者には年金が給付されるが、規約で定めた場合には、本人の申

し出によりその全部又は一部を年金に替えて一時金で給付を受けることができる。これが選択一時金である。日本では退職時に退職一時金の給付を受けることが恒例となっていること、また、企業年金自体が退職金制度の資金準備の形態として発展してきたという経緯があり、退職金からの移行による企業年金が多いこと、退職所得控除という税制上の恩典があることなどから選択一時金が選択されるケースは多い。

【ソ】

総合設立

企業年金制度の設立形態の1つ。厚生年金基金では5000人以上（2005年3月以前は3000人以上）の設立要件がある。資本関係のない複数の企業、例えば同業種あるいは同一地域の企業によって設立される。同業種の場合は全国規模の他、県や地方単位で設立されるケースがある。総合設立は単独で年金制度を運営することが困難な中小企業でも従業員に対して年金制度を提供できるというメリットがある。

想定運用収益率（想定利回り）

DC制度を新設する際、目標給付水準を設定して制度を設計することが一般的である。この場合、掛金額（率）を算定するために設定する給付設計上の収益率（加入者が積立期間中に確保することを想定した収益率）を想定運用収益率（想定利回り）という。想定運用収益率（想定利回り）を低く設定するとリスクを抑えた運用でも目標給付水準に到達することが容易になるが、掛金額（率）は高くなる。逆に、想定運用収益率（想定利回り）が高いと掛金額（率）は低くなるが、目標給付水準に到達するためには、従業員の運用目標が高くなり、リスクが高い運用が必要となる。

総報酬制

2000年の法改正（2003年4月施行）により導入された公的年金の報酬月額算定方法。従来、厚生年金保険の保険料・給付算定に使用される標準報酬月額は、毎月の給与を基にしていたが、総報酬制においては、給与と賞与の合計額を月数で除して算出する。総報酬は給与と賞与の配分割合を事業主が操作することにより生ずる不公平の防止と将来受け取る給付水準確保および厚生年金の財政基盤強化のためにとられた措置である。

外—外スキーム

海外の運用者から現地のカストディーに直接決済指図を行うスキームのこと。通常、特金等の信託契約においては、受託者は投資顧問等運用者から「運用指図」を受領し、受託者からカストディーに「決済指図」を実施するが、外—外スキームでは海外の運用者から現地のカストディーに直接指図を実施する。外資系投資顧問会社等で運用者が東京にいない場合に東京を経由する時間的ロスを節約する手法。

その他の包括利益

包括利益は実現損益である当期純利益と未実現損益であるその他の包括利益（Other Comprehensive Income=OCI）で構成される。その他の包括利益には、退職給付に係る調整の他、有価証券評価差額、為替換算調整勘定などがある。その他の包括利益のその後の取扱いに関しては日本基準とIFRSとで異なる点がある。

→包括利益

→リサイクリング

【タ】

代議員会

厚生年金基金および確定給付企業年金基金の運営方針などを決める最高意思決定機関であり、企業でいえば株主総会に相当する。代議員は偶数で構成され、半数は設立事業所が選定（選定代議員）し、半数は加入者による互選（互選代議員）で選出される。規約の変更や毎年の予算、決算のほか、規約

で定める事項について代議員会の議決で決定されることになっている。

代行返上

厚生年金の報酬比例部分を国に代わって支給する厚生年金基金が、その義務を国へ返上することを言う。返上後は確定給付企業年金となる。返上時には代行部分の過去期間分の積立金（最低責任準備金）を国へ返還する。

退職給付会計基準—日本

企業年金制度、退職一時金制度等の退職を事由に給付を行う制度の会計基準。日本における現在の形の会計基準は2000年4月に導入された。

過去の日本の会計基準のもとでは退職一時金、企業年金と制度毎に費用の算出基準、負債の計上基準（企業年金はオフバランス）が定められていたが、これを統一化した。具体的には、未積立部分がオンバランスとされ、退職一時金制度についても企業年金制度と同様に年金数理計算により算定した債務認識を行うことが定められた。

→用語解説コラム「日本の退職給付会計」 ご参照

退職給付債務<会計>

→用語解説コラム「日本の退職給付会計」 ご参照

退職給付信託<会計>

→用語解説コラム「日本の退職給付会計」 ご参照

退職給付に係る資産<会計>

→用語解説コラム「日本の退職給付会計」 ご参照

退職給付に係る負債<会計>

→用語解説コラム「日本の退職給付会計」 ご参照

退職給付引当金<会計>

→用語解説コラム「日本の退職給付会計」 ご参照

退職給付費用<会計>

→用語解説コラム「日本の退職給付会計」 ご参照

退職給与引当金

2002年の法人税法改正以前は、退職一時金のための社内引当にも一定の税制優遇を認めていた。具体的には自己都合退職の期末要支給額40%までの引当は課税所得の計算に際して損金算入を認めるというものである。この税制優遇の存在が日本で退職一時金制度が広く利用される背景になったと考えられる。退職給与引当金がなくなり、退職一時金の社内引当の税制優遇措置がなくなったため（ただし、退職金支給時に損金に算入される）、掛金の損金処理が可能な企業年金への移行が進むこととなった。

退職金の保全措置

「賃金の支払の確保等に関する法律」第5条には、退職手当の保全措置を講じるように努めなければならないと定めている。具体的には要保全額（自己都合要支給額の4分の1など）について金融機関と債務保証契約を締結したり、信託会社と信託契約を締結する等で行うものとされている。ただし、当該措置は努力規程であるため実際には講じられていないケースも多い。なお、企業年金等を実施している企業は保全措置が免除されることになっている。

退職金の前払い制度

報酬の支払いには、給与や賞与など勤務と引き換えにその時点で支給されるものと退職金や年金のように後払いされるものがある。人事処遇制度が多様化する中、年俸制では給与と賞与が一体化され、退職金の前払い制度ではその時点で支払う報酬と後払いとの区別がなくなったと言える。この制度は、選択制として導入されることが多く、退職金相当額を給与換算したものを前払いで受け取るか、将来の退職金の給付あるいは確定給付企業年金や確定拠出年金等の掛金拠出を選択するかを本人が定めることになる。

ダイバーシティ

企業におけるダイバーシティとは、雇用に際して、人種・年齢・性別・宗教・学歴などの多様性をもった人材を確保し活用しようという考え方である。人材の多様性を持つことで、創造的なアイデアが生まれ、社会のニーズ変化に対して柔軟な対応が可能であるというメリットがある。

ダイベストメント

既に資金を投入している投資対象から金融資産を引き揚げることを意味する。投資撤退という言葉で説明されることが一般的。具体的には、投資家が株式や債券を手放したり、企業が自社事業を売却したり、金融機関が融資を停止したりすることを指す。最近では、環境保護を理由に化石燃料関連企業や石炭火力発電企業への投資を、ダイベスト(投資撤退)する動きが欧州を中心に活発化している。

ダイレクトレンディング

プライベート・デット(ファンド等の「銀行以外の主体」による企業への貸付債権)の一種であり、主に中小企業を対象としたローンを「ダイレクトレンディング」と呼ぶ。①仲介業者(銀行等)によらない資金供給であること、②借り手の信用力が相対的に低いこと、③流通市場がなく流動性が乏しいこと等が特徴。

タクソノミー

タクソノミーとは、一般的に「分類」と定義されるが、気候変動対応の文脈では、「環境面で持続可能な経済活動に該当するかを明確にする EU 独自の分類基準」のことを指す。2018年に欧州委員会が公表した「サステナブル・ファイナンスに関するアクションプラン」の1つとして定められ、特定の経済活動がサステナブル・ファイナンスに適切か分類するために6つの環境目標と4つの要件が掲げられている。

他制度掛金相当額

確定給付企業年金(DB)制度等の加入者にかかる確定拠出年金(DC)制度の拠出限度額算定に使用される額。当該DB制度等の標準的な給付に必要な掛金月額としてDB制度の給付区分毎に算定され、企業型確定拠出年金の限度額は、「55,000円(併用していない場合の限度額)ー他制度掛金相当額」(従来は一律27,500円)となる。2024年12月より適用される。

脱退一時金

年金受給権のない加入者が制度脱退時に受け取る一時金。確定給付型の制度と確定拠出年金とでは脱退一時金の取扱いが著しく異なっており、前者は給付に関する制約は特になく(ただし、確定給付企業年金では加入期間3年以上の加入者には脱退一時金の給付義務がある)のに対し、後者では「企業型確定拠出年金」からの支給要件は、①確定拠出年金の加入者でも運用指図者でもなく、かつ②企業型確定拠出年金の資格喪失後6カ月未満で、かつ③資産残高15,000円以下の場合に限られ、「個人型確定拠出年金」からの支給要件は、2022年5月1日以降は、①60歳未満であること、②企業型確定拠出年金の加入者でないこと、③個人型確定拠出年金の加入者となれないこと、④通算掛金拠出期間が5年以下または資産残高が25万円以内の場合、⑤障害給付金の受給権者でないこと、⑥確定拠出年金の加入資格喪失後2年未満であること、のいずれにも該当することが必要であることに変更された。

脱退差損益

実際の脱退率が計算基礎率として設定した予定脱退率と相違したことにより発生する損益をいう。脱退差と損益発生との関係は一意的ではなく、制度の給付設計に対応してさまざまなケースが考えられる。脱退者に対する給付額とその者の脱退時における責任準備金との大小関係によって、脱退差の損益発生に対する関係が決まる。

実務上は、選択一時金などを含めて表示する場合もある。

短期金融市場

短期の資金取引を行う市場のことで、一般的に、期間1年以内の市中金利で取引する市場をいう。金融機関相互の資金運用・調達の間であるインターバンク市場と、金融機関のほか資金運用の目的を持つ事業法人等も参加できるオープン市場に分かれる。インターバンク市場では主にコール、手形を取り扱い、オープン市場ではNCD（譲渡性預金）、CP（コマーシャル・ペーパー）、TB（割引短期国債）、FB（政府短期証券）等を取り扱っている。

単独設立

厚生年金基金及び企業年金基金の設立形態の1つで単独企業が母体となって設立する形態。単独設立と連合設立は基金と母体企業との関わり等に関して共通する点が多い。

弾力償却

厚生年金基金および確定給付企業年金において認められている過去勤務債務を償却するための掛金の拠出方法の1つ。過去勤務債務を予定より早く償却するためにあらかじめ一定の基準により掛金の上下限を定め、毎年予算作成時にその範囲内で任意の特別掛金率を定める方法。

→用語解説コラム「確定給付企業年金制度の掛金」

【チ】

遅延認識<会計>

→用語解説コラム「日本の退職給付会計」ご参照

中小企業退職金共済制度

1959年に中小企業退職金共済法に基づいて設けられた、中小企業の退職金給付のための制度。業種によって多少異なるが、従業員、資本金など加入可能な企業の条件が定められている。掛金は予め定められた月額の中から各従業員ごとに選択することが可能であり、給付は掛金月額と納付月数に応じて決定される基本退職金と運用利回りが予定利回りを上回った場合に上積みされる付加退職金との合計額となる。

中途脱退者

加入期間20年以内で、かつ年金の受給要件を満たす前に退職（加入者の資格を喪失）した者を指す。中途脱退者については、企業年金間のポータビリティ（年金通算措置）により、再就職先の企業で確定給付企業年金、厚生年金基金もしくは確定拠出年金を実施している場合、確定給付企業年金及び厚生年金基金では脱退一時金を受けの旨の規定があることを条件に、確定拠出年金では無条件に、脱退一時金原資を移換し、年金を通算することが可能。また、年金通算センターである企業年金連合会へ脱退一時金原資を移換し、年金を通算することも可能。

超過リターン（超過収益率）

通常、以下の2通りの意味に用いられる。①無リスク資産（安全資産）のリターンを上回る部分。投資理論で一般に超過リターンという場合には、この意味で使われる。これに対応するリスク尺度としては、リターンの標準偏差が用いられる。②個別資産の運用でベンチマークのリターンを上回る部分（アクティブ・リターンともいう）。これに対応するリスク尺度としては、アクティブ・リスク（超過リターンの標準偏差。なお、トラッキング・エラーで代用される場合もある）が用いられる。

【ツ】

追加拠出可能額現価

財政悪化リスク相当額に対応するために追加拠出されることとなる掛金の額の予想額の現価。具体的には、通常以下の通り算定される。

追加拠出可能額現価＝給付現価＋財政悪化リスク相当額－掛金収入現価－数理上資産額＋別途積立金

（負値となる場合はゼロ、財政悪化リスク相当額を上回る場合は財政悪化リスク相当額）

積立上限額

厚生年金基金および確定給付企業年金では、積立金が一定の水準を超えた場合は、超過額に応じて掛金を減額または停止することとされている。この一定水準の金額を積立上限額という。積立上限額は、数理債務、または最低積立基準額のいずれか大きい額に1.5を乗じた額とされている。積立上限額を算定する際には、予定利率を下限予定利率とし、加入員については死亡率は見込まず加入員以外の者の死亡率は厚生年金基金で使用される死亡率に、男子、女子ともに0.72を乗じた率とする。（その他の基礎率はその時点の基礎率）

→コントリビューションホリデー

【テ】

定額制

→用語解説コラム「ポイント制退職金」ご参照

定額法<会計>

→用語解説コラム「日本の退職給付会計」ご参照

ディスクロージャー

情報公開・開示の意。

資産運用においては、主に投資家保護を目的に、継続保有の判断を含む投資判断に必要なファンドの運用情報等を、継続的・定期的に開示することをいう。また、一般的には企業がその経営内容を一般株主、投資家、債権者に向けて情報開示することをいい、法令諸規則に定められた財務諸表や有価証券報告書などの他にも、社会的責任に基づいた様々な情報の開示が行われている。

テイラールール

中央銀行が誘導する政策金利の適性値を物価および成長率等のマクロ経済指標から算出するための計算式のことをいう。スタンフォード大学のテイラー教授が提唱。

定率法<会計>

→用語解説コラム「日本の退職給付会計」ご参照

テーパリング

中央銀行の量的緩和による資産買入れ額の段階的な縮小（買入れは継続）、出口戦略とも呼ばれる。米国では2014年1月から9月にかけて実施したほか、2021年11月からも着手。

テールリスク

「確率は低いが、発生すると非常に巨大な損失をもたらすリスク」のこと。

なお、金融商品のリスクリターン分布は、一般的に正規分布に従うものと仮定されるが、平均値から大きく乖離したリターン（極端に低いまたは高い）の発生する確率が、正規分布から乖離して高くなる状態（＝リスクリターンの分布が正規分布の形状よりも裾野部分が厚い）を“ファットテール”と呼ぶ。

適格退職年金

従来の企業年金制度の一つで、法人税法施行令第159号で定められた要件をすべて満たし、国税庁の承認を受けることで税制上の優遇を認められた社外拠出の年金制度。1962年の制度創設以来、厚生年金基金と並ぶ企業年金制度として定着してきたが、受給権保護の観点から、確定給付企業年金と確定拠出年金が創設され、適格退職年金は2012年3月末で制度が廃止された。

適正な数理計算

確定給付型の年金制度では、将来の給付額を見積もり、掛金と運用収益で給付額を賄うことができるように掛金を算出する。算出には確率や統計などの数学的手法が利用され、これが数理計算である。一方、企業年金は掛金が税制上の損金と認められるため、過大損金算入や利益操作を排除する必要がある。各年金制度の根拠法令において適正な数理計算の実施を求めている。適正性担保のために年金数理人の一定の関与などが求められる。

デジタル通貨

電子マネーやビットコインをはじめとした仮想通貨の総称。現金と違いデジタルな形で利用可能な通貨で、非中央集権を目指していることが多く、法的通貨をベースとせずにインターネットで世界中の人と取引することが可能。近年では中央銀行が発行するデジタル通貨の存在も注目されている。

デュレーション

金利の変化に対する債券価格の変化率（金利感応度）を示し、概ね債券の残存期間に対応した指標。デュレーションの長い債券ほど金利変化に対する価格の変動が大きいので、金利上昇局面ではデュレーションを短くしておくことにより、価格の下落リスクを軽減することができる。

【ト】

投資ユニバース

投資対象とする銘柄群（母集団）。

特別掛金

確定給付企業年金および厚生年金基金における標準掛金の拠出のみでは賄えない財政上の不足額（過去勤務債務）の償却に充てるべき掛金をいう。

特別算定承認

→用語解説コラム「確定給付企業年金制度の掛金」ご参照

特別算定方法

→用語解説コラム「確定給付企業年金制度の掛金」ご参照

特例掛金

厚生年金基金においては以下の（1）～（3）、確定給付企業年金においては（2）、（3）の掛金が該当する。

（1）毎事業年度、予算で生ずると見込まれる年金経理の当年度不足金（利差損等による）に基づく掛金。

（2）次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額（運用差損、脱退差損、昇給差損の3つに限定）を償却するための掛金。

（3）非継続基準の財政検証における積立不足を償却するための掛金。

→用語解説コラム「確定給付企業年金制度の掛金」ご参照

トランジションボンド

二酸化炭素排出量等の観点からグリーンボンドの発行基準を満たさないものの、発行体が自社のビ

ビジネスを、低炭素経済社会等に転換するためのプロジェクトを資金用途とする債券をさす。全産業での脱炭素化を推進するためには、現段階において脱炭素化が困難なセクターにおける低炭素化・脱炭素化への取り組みへの資金供給が重要であるという観点から注目されている。

トランジションマネジメント

年金信託・特金等のファンド間で、運用者変更等に伴い大量の銘柄入れ替えを実施する場合に、証券会社等業者を介在させて業者の仕切りのもとで市場内外での取引を実施すること。取引のリスクとコストの双方を最小限とすることができる。

トリプル・ボトム・ライン

財務情報だけで企業を評価するのではなく、非財務情報を含む社会、環境、経済の3つの軸で評価しようとする考え方。1994年、イギリスのジョン・エルキントン氏が提唱した概念とされる。CSR報告の基準として日本でも広く活用されているGRI (Global Reporting Initiative) スタンダードでも、「経済」「環境」「社会」のカテゴリーに分けて報告を行うなど、トリプルボトムラインの考え方が取り入れられている。

【ナ】

内部収益率 (IRR)

運用評価をする手法の1つ。現在の投資額と、投資における将来見込まれるリターン (キャッシュフロー) の現在価値が等しくなるような割引率のこと (IRR とは Internal rate of return の略)。金額加重収益率ともいう。時間加重収益率がキャッシュフローの影響を排除して算出するため、運用者の運用能力を把握するのに適しているのに対し、キャッシュフローを含めたファンド全体の資産増減を把握する場合に適している。

【ニ】

21 世紀金融行動原則

正式名称は「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」。環境省の中央環境審議会の提言に基づき、幅広い金融機関が参加し策定した、持続可能な社会形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える本邦金融機関のための行動指針。署名機関は、自らの業務内容を踏まえ可能な限り7つの原則に基づく取り組みの実践を目指す。

日本サステナブル投資フォーラム

サステナブル投資を日本で普及・発展させることを目指すNPO (略称: JSIF)。2001年に有志により「ソーシャル・インベストメント・フォーラム・ジャパン」として発足。サステナブル投資に関する情報提供や提言、教育啓発活動を行うとともに、企業等の情報公開を促し、サステナブル投資の健全な発展を通じて持続可能な社会の構築を目指している。

日本年金機構

2010年1月に公的年金の運営を担当していた社会保険庁が廃止され、業務の大半は新しい組織である日本年金機構に移された。非公務員型の公法人で、国からの権限の委任または事務の委託を受けて業務を行う。公的年金に関わる一連の運営業務 (適用、徴収、記録管理、相談、裁定、給付など) を行う。国 (厚生労働大臣) が財政責任、管理運営責任や機構への指導監督権限を有している。

【ネ】

ネガティブスクリーニング

ESG投資の手法で、投資先の選定において、ESGの観点から適さないと考えられる要件をあらかじめ定め、該当する投資対象を除外する方法。宗教的、倫理的視点からアルコールやたばこ、ギャンブル製品といった別名「罪ある株 (Sin stock)」とも呼ばれる銘柄を除外する例や、人道的見地から武器製造企業、環境保護の見地から原子力発電事業などを投資対象から除外する例がある。

年金 ALM

→用語解説コラム「年金 ALM」ご参照

年金換算利率

→給付利率

年金現価（年金現価率）

毎年の年金支払額から利息相当分を控除して算出した額の総和を年金現価という。言い換えれば、年金給付の理論上の原資であり、年金現価額を予定利率どおり運用できれば、年金額を払うことができる。例を示すと、年金額1万円（年1回期末払い）、10年の確定年金の年金現価は、利息が年3%なら85,300円、年1.5%なら92,220円である。

年金額1あたりの年金現価を「年金現価率」という。

年金財政決算（財政決算）

厚生年金基金と確定給付企業年金では、給付額があらかじめ確定しているため、年金規約に規定された給付を確実に行うことが求められる。そのため、年金財政の健全な運営を図るため、年度間の財政状況の推移の把握・評価と当該年度末における給付債務と年金資産の把握を行い、年金財政が健全に推移しているか否か検証することをいう。決算期日は、厚生年金基金では3月末であるが、確定給付企業年金では任意に設定できる。

年金信託契約

信託銀行が企業または団体が実施する年金制度の管理運営を引き受けることを目的として締結する信託契約をいう。その仕組みと特徴は次のとおり。

①厚生年金基金信託契約

【仕組み】

- ①信託契約の関係者＝委託者：厚生年金基金、受託者：信託銀行、受益者：厚生年金基金（自益信託）。
- ②契約の形態＝単独運用指定金銭信託（ただし、包括信託とすることも可能）。
- ③信託期間＝期限の定めはない（契約が解除されるまで）。

【特徴】

- ①自益信託＝法律に基づいて設立された特別法人として、基金が年金制度を運営する。基金と信託銀行が締結する運用に関する信託契約は、基金が自己を受益者とするものであるとされている。
- ②混合契約＝年金資産の管理・運用を引き受ける狭義の信託契約と、委託者の受託者に対する継続的な掛金拠出義務を定めた債権契約との混合契約となっている。さらに事務委託のため、業務委託契約が締結される。

②確定給付企業年金信託契約（規約型）

【仕組み】

- ①信託関係者＝委託者：企業または団体。受託者：信託銀行。受益者：加入者および受給権者等。信託管理人：受益者が不特定または未存在であることから受益者保護のために置かれる。
- ②契約の形態＝単独運用指定包括信託（個別契約）。
- ③信託期間＝期限の定めはない（契約が解除されるまで）。

【特徴】

- ①他益信託。
- ②年金資産の管理・運用を引き受ける信託契約（狭義の信託契約）。（参考）年金信託契約とは別に事務委託契約たる業務委託契約が締結される。

③確定給付企業年金信託契約（基金型）

【仕組み】

- ①信託関係者＝委託者：企業年金基金。受託者：信託銀行。受益者：企業年金基金（自益信託）。

- ⑤契約の形態＝単独運用指定包括信託（個別契約）。
- ⑥信託期間＝期限の定めはない（契約が解除されるまで）。

【特徴】

- ①自益信託。厚生年金基金と同じ。
- ②年金資産の管理・運用を引き受ける信託契約（狭義の信託契約）。なお、年金信託契約とは別に事務委託契約たる業務委託契約が締結される。

年金数理人

年金数理の専門資格の1つで、次の要件を満たし、厚生労働大臣が認めた者を年金数理人といい、厚生労働省に備える年金数理人名簿に登録される。(1)～(2)の要件については、これと同等以上の知識及び経験を有するものと厚生労働大臣が認める者も該当する。

- (1) 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する試験の全科目に合格した者又は公益社団法人日本年金数理人会が実施する試験の全科目に合格した者
- (2) 年金数理に関する業務に5年以上従事した者（当該業務の責任者として当該業務に2年以上従事したものに限る。）
- (3) 十分な社会的信用を有するもの

年金数理人は、厚生年金基金や確定給付企業年金の数理事項の確認、署名や財政状況の診断、助言等を行う。

年金特定信託契約

厚生年金基金の資産運用方法の拡大（平成2年4月）に伴い、運用方法として新しく認められた投資一任契約を投資顧問会社と締結する場合には、基金は信託銀行と特定金銭信託契約（略称、年金特金）を締結しなければならないこととされた（旧厚生年金保険法130条の2第2項）。投資顧問会社は法律上資金の受け入れが禁じられており、運用の指図のみを行うことができることとされていることから、投資一任契約による場合には、投資顧問会社が運用の指図を行ない、信託銀行が有価証券の受け渡し、利息・配当金の受け入れ、現物の保管等の資産管理を行うために、基金は信託銀行と特定金銭信託の契約を結ぶこととされたもの。

その後、平成12年3月の厚生年金保険法の改正に伴い、同年6月より、投資一任契約を締結する場合の運用方法を特定する信託の契約（従来の年金特金契約）について、金銭信託要件が撤廃され、特定包括信託契約とすることが可能となっている（厚生年金保険法130条の2第2項）。これによりいわゆる資産の現物移管が可能となった。年金特金（もしくは年金特定包括信託）は厚生年金基金が自家運用を行う場合にも利用することができる。

なお、平成16年4月からは旧投資顧問業法の改正により、信託銀行も投資一任業務を行うことが可能となっている。

年金バイアウト

主に英国や北米などの一部の国で実施されている確定給付企業年金の資産・債務リスクを削減する方策の一つで、年金の資産と債務の全部または一部を保険会社などの第三者に移転するスキームを言う。通常、保険会社は退職給付債務にバイアウト・プレミアム（手数料等）を加えた金額で確定給付企業年金の資産と債務を引き受け、保険会社が以降の給付を行うこととなる。海外では企業年金でも終身年金や物価スライドを行う国が多く、英国、米国、カナダ、アイルランドなどで確定給付企業年金の将来リスクを払拭するために利用されている。

【ハ】

ハードカレンシー

「国際通貨」や「決済通貨」とも呼ばれ、外国為替市場において他国通貨と交換可能な通貨のこと（米ドル、ユーロ、日本円、英ポンド、スイスフラン等）。流通量が十分であること、発行国の政治経済が安定的で信用力があること、国際的な銀行で換金が可能であること等が条件。なお、ハードカレンシー以外の通貨は、ソフトカレンシーまたはローカルカレンシーと呼ばれる。

売買回転率

当該期間における銘柄入替の程度を示した指標であり、売買回転率が高いほど、取引が活発に行われたことを示している。弊社では次式で算出している。

$$\{(当期の売却額+当期の購入額) \div 2\} \div \{(前期末時価総額+当期末時価総額) \div 2\}$$

パウエルプット

相場下落時にパウエル FRB 議長が自らの発言等を通じて市場支援に乗り出すこと。金融市場が値下がりした場合に損失を限定する「プット・オプション」になぞらえた造語。

パッシブ運用

証券市場においては、情報を収集・分析しても市場平均を上回る収益率を一貫してあげることにはできないという効率的市場の考え方を背景に、市場の動きに連動するポートフォリオを組成することにより、市場並みの収益率の確保を目指す投資戦略。インデックスファンドがその代表例。⇔アクティブ運用

パリ協定

2015年、フランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）において採択された国際条約。世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して「2℃よりも十分に低く」抑え（2℃目標）、さらに「1.5℃に抑えるための努力を追求する」ことを目標としている。主要排出国、途上国を含むすべての参加国が5年毎に温室効果ガス排出量削減目標を報告し、レビューを受ける。

バリューアットリスク（VaR）

金融商品のポートフォリオを現時点からある一定の期間保有するときに、リスク・ファクターの変動により、ある一定の確率（＝信頼水準）で生じ得る最大損失額のこと。なお、「信頼水準99%の下でのVaRがX」とは、「100年に1度の確率でX以上の損失が発生する可能性がある」ということを意味する。

バリュー型運用

企業の収益力や資産状況といった情報から株価の評価を行い、「割安」と思われる銘柄に投資する運用手法。評価するための尺度として、一般に、企業の収益力に注目したPER（株価収益率）やPCFR（株価キャッシュフロー倍率）、現在の資産価値に着目したPBR（株価純資産倍率）などの指標が多く用いられる。

一般に「割安」と評価される銘柄は、業績に対する注目度が低い中小型株や長期的な成長プレミアムを株価に織り込みづらい成熟産業に属する傾向がある。⇔グロース型運用

【ヒ】

非継続基準による財政検証

厚生年金基金と確定給付企業年金における財政検証において、継続基準とともに適用される検証方法の1つ。財政検証時点において基金解散または制度終了したと仮定した場合に、加入員や受給者に対し保全すべき給付に必要な年金資産が確保されているかどうかを検証することを目的としている。現時点までの加入者期間に応じて発生している予想給付額（最低保全給付）の現価相当額である「最低積立基準額」を年金資産と比較する。

非継続基準に抵触した場合は、(1) 積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法、または、(2) 積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法のいずれかの方法により積立水準の確保を図る必要がある。

非財務情報

企業に関する情報のうち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー等の財務以外の情報のことで、ESG情報（環境、社会、ガバナンス）に加えて、企業の中長期の経営戦略、知的財産情報等を指す。

日本でもコーポレートガバナンス・コードにおいて、企業側に対し、非財務情報の開示を主体的に取り組むことを促しており、財務情報と非財務情報をまとめた統合報告書を発行する企業が増加している。

ビジネスと人権に関する指導原則

2011年に国連人権理事会で採択された、企業活動と人権に関する行動基準を示す全ての国と企業が尊重すべきグローバル基準。「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「人権の侵害が生じた際の救済へのアクセス」の三つの柱から成り立っている。

標準報酬

厚生年金保険等の社会保険において、保険料や給付の額の算定の基礎となる報酬（標準報酬月額及び標準賞与額）。

標準報酬月額は、現在1等級から32等級に区分され（88,000円～650,000円）、年に1回4～6月の3ヶ月間の報酬の平均を基礎にして決められる。報酬とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与等いかなる名称であるかを問わず、労働の対価として受けるもの（臨時に受けるもの及び3ヶ月を超える期間ごとに受けるものを除く）をいう。

標準賞与額の対象となる賞与は、労働の対価として受ける全てのもののうち、3ヶ月を超える期間ごとに受けるものをいう。標準賞与額の上限は150万円と定められている。

【フ】

ファクター（ファクター投資）

株式などのリターンと市場リターンの関係について、何らかの経済的な変数と関連付けて分析・説明するための、個別銘柄要因以外の説明要素のこと。代表的なものとして国・業種・配当利回り・割安度・ROE等が挙げられる。例えば、代表的なファクター投資としては、何らかのファクターに傾斜をかけることを目的にルールベースの運用を行うスマートベータが挙げられる。

ファンダメンタルズ分析

株価の説明要因としてファンダメンタルズ（マクロの場合は「経済の基礎的条件」、ミクロの場合は「企業の財務や成長性」）を重視して分析する手法。株価を動かす要因にはさまざまなものが考えられるが、短期的な思惑や市場心理の歪みを除外して考えれば、大勢としては株価はファンダメンタルズに従って（あるいは反映して）動くはずであるという考え方に基づく。

ファンド・オブ・ファンズ

投資戦略の異なる複数のファンド等に投資しているファンドのこと。

投資家がファンド・オブ・ファンズに投資するのは、小額でもそのファンド・オブ・ファンズの投資するファンド群がそれぞれ異なる資産に投資していれば資産分散を図ることができることや、それぞれ運用するマネージャーが異なれば、マネージャーの分散を図ることができるというメリットがあるためである。また、ファンド・オブ・ファンズを運用するマネージャー（ゲート・キーパー）によって、各ファンドの運用についてそれぞれに専門性の高いマネージャーを採用することができるなどのメリットが提供される。

フィデューシャリー・デューティー

元来は「信託の受託者が受益者に対して負う義務」を指し、日本語で「受託者責任」に相当する概念である。しかし今日では、これより幅広く、「他者の信任を得て一定範囲の任務を遂行すべき者（フィデューシャリー）が負う様々な任務遂行上の責任（デューティー）」と捉えられ、信託の受託者以外に弁護士、医師など、高い専門能力と裁量権を持って他人のために働く者に拡張されている。

フィンテック

フィンテックは、金融（Finance）と技術（Technology）を組み合わせた造語。情報技術（IT）を駆使し

て金融や財務サービスを創出・変革する動きを指す。具体的な事例としては、スマートフォン決済、ビッグデータを活用した運用商品開発、人工知能（AI）の活用といった金融サービスが挙げられる。資産運用の世界では、人工知能（AI）が自動的に運用するファンドが提供されている。

賦課方式

年金の財政方式の一方式で、年金給付のために必要な財源を、その給付時点の現役就業者の保険料収入等で賄う方式。公的年金ではこの方式が用いられている。一方、企業年金では事前積立方式が使われている。

不動産投資信託

→REIT

プライベート・エクイティ

日本語で“未公開株式”と呼ばれるもので、私募によって発行された株式（または転換社債、新株引受権付社債、その他の類似証券）、証券取引所や店頭公開市場に上場・登録されていない株式などを指す。

投資家がプライベート・エクイティに投資する際は、ファンド（投資事業組合）を通じて間接的に投資するのが一般的である。プライベート・エクイティ投資は、通常の上場株投資と異なり、投資に関する情報が投資家に十分行き渡らず、市場の非効率性が高いことから、投資収益の源泉が豊富に存在する一方、上場株のように自由に売買ができないため流動性が低い。

プライベートデット

投資ファンド等銀行以外の主体による事業主でデット（Debt、返済義務のある資金調達）に対する投資のこと。広義の意味ではインフラストラクチャー、不動産、農地・森林等の天然資源開発等に従事する事業者が借り手となるものを含むが、狭義には一般企業が借り手となるものを指す。

不利益変更

賃金の引下げや退職金制度の廃止など労働条件の引下げ全般について、不利益変更という用語が使われるが、年金制度の場合には、加入者または受給権者に不利となる変更を行う場合に使用される。確定給付企業年金制度の場合には、給付減額という言葉が法令上、使用される。

分別管理義務

信託法第 28 条により受託者に対し課せられる義務の一つ。受託者は、受託者名義で取得する財産を、自己固有の財産と信託財産とに分別管理するとともに、信託財産のなかにおいても、個々の信託財産ごとに区分して管理すること。しかし、信託財産が金銭の場合には、その性質上、合同して管理することが許される。

【〜】

平均残存勤務期間<会計>

→用語解説コラム「日本の退職給付会計」ご参照

閉鎖型年金

企業年金制度において、加入者部分は契約を解除し、年金受給権者のみの制度に変更して存続させた契約をいう。閉鎖型年金への移行は、確定給付企業年金を確定拠出年金に移行する場合などにおいて生じる。

<ご参考>

海外では確定給付型年金制度の「凍結」が行われている。これは、新入社員を加入させないことや既存社員の将来分の給付債務を発生させない仕組みである。特に英米では、DB に対する積立基準の強化と退職給付会計基準の見直しに対する債務削減の観点から、2000 年代以降、DB 制度を凍結する割

合が増加している。制度「凍結」の方法には次の3つがある。

(1) 新入社員を加入させず、既存社員（加入者）は従来どおりの給付を行う。

(2) 新入社員を加入させないだけでなく、既加入者に対し、将来分の給付の一部を発生させない方法。例えば、将来の給与上昇分は給付に反映させるが、勤続要素部分は一定日数で凍結するなど。この(1)と(2)は「ソフト・フリーズ」と呼ばれる。

(3) 新入社員を加入させないだけでなく、既加入者に対し、将来分の給付の全部を発生させない。これを「ハード・フリーズ」と呼ぶ。

ベータ（ β ）

ベンチマーク（市場全体）の動きと連動したリターン（収益）。TOPIX（配当込）や、NOMURA-BPI（総合）などのベンチマークから獲得される収益が、その代表的なもの。

⇔ α

ヘッジファンド

債券・株式の買い（ロングポジション）を主体とする伝統的な投資手法を発展させ、ロングポジションのみならず金融先物、金融派生商品、債券・株式の現物等を用いた売り（ショートポジション）でヘッジし運用するファンド。投資戦略にあわせて必要に応じレバレッジを活用し、収益を追求する。

別途積立金

厚生年金基金および確定給付企業年金の年金経理において、決算上の剰余金が生じたときは、これを別途積立金として積み立てなければならない。別途積立金の取り崩しは以下の3つの場合に限定されている。

(1) 年金経理において決算上の不足金が生じたとき当該不足金の埋め合わせに充当、(2) 財政計算に際して掛金率の上昇を抑制するために充当、(3) 給付改善準備金および繰入準備金への繰り入れ（厚生年金基金の場合のみ）。

ベンチマーク

運用成果を測ったり、リスクコントロールを行うための比較対象として用いられる指標。

【ホ】

包括利益

会計期間の純資産の変動のうち、株主との直接取引（配当金の支払い、増資払い込み、自社株買い等）を除いた部分を言う。包括利益は実現損益である当期利益と未実現損益であるその他の包括利益（OCI）とで構成され、包括利益計算書で報告される。日本では、包括利益計算書は連結決算のみで、2011年3月期決算から作成が義務付けられている。

ポジティブスクリーニング

ESG投資の手法で、企業のESG課題への対応の評価やESG関連指標の数値をもとに、評価や数値の高い企業を投資対象として選定し、投資する手法。各業種内においてESG評価の高い企業を選別して投資する方法をベスト・イン・クラスと呼んでいるが、これもポジティブスクリーニングの一種と言える。

ポータブル・ペンション

企業年金制度間の資産の移換を意味する。近年、転職等が増加する中、勤続年数が短い場合等、企業年金の受給資格が得られず一時金での支給となるため、当該転職者にかかる資産額を転職先の企業年金制度に移換して、転職先の会社を退職した時に年金として受給できるようにポータビリティの仕組みが整備された。当初2005年10月、厚生年金基金および確定給付企業年金のポータビリティ、および、確定給付企業年金から確定拠出年金へのポータビリティの仕組みが設けられた。2018年5月には企業の合併・分割等に伴う中小企業退職金共済と確定給付企業年金および企業型確定拠出年

金のポータビリティ、確定拠出年金から確定給付企業年金へのポータビリティの拡充が行われた。更に2022年5月からは、解散・終了した確定給付企業年金から個人型確定拠出年金へのポータビリティ、企業型確定拠出年金から企業年金連合会の通算企業年金へのポータビリティも可能となった。移換方法には、「権利義務の移転承継」と「脱退一時金相当額の移換」の2種類があり、前者は、確定給付企業年金および厚生年金基金において、移転元の企業年金制度の権利義務を移転先の企業年金制度へ移転・承継するもので、加入者等期間を通算して支給する。後者は確定拠出年金も含めて、移転元の企業年金制度からの脱退一時金相当額を移転先の企業年金制度へ移換するものである。

ポートフォリオ

原義は紙ばさみ、あるいは書類かばん。資産運用業務では、あるファンドの資産全体が複数の資産（運用対象商品）で構成されている場合に、その組み合わせられた全体のこと。または、単一資産で構成されたファンドが複数の銘柄で構成されている場合、そのファンドのことを指す場合もある。

補足掛金

厚生年金基金および確定給付企業年金において標準掛金額が将来にわたって財政の均衡を保つために必要な掛金額に満たない場合に、標準掛金額に追加して事業主が拠出する掛金をいう。具体的には以下のものがある。

- (1) 過去勤務債務の償却に係る特別掛金。
- (2) 次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額を償却するために特例掛金として拠出する掛金。事業主の選択により拠出することができる。
- (3) 非継続基準の財政検証における積立不足を償却するために特例掛金として拠出する掛金。
- (4) 制度の終了・解散時、事業所脱退時等において一括拠出する掛金。

→用語解説コラム「確定給付企業年金制度の掛金」ご参照

ボラティリティ

ある資産（もしくは、有価証券）の収益率や価格の変動性または変動率を指す。「ボラティリティが高い」とは、収益率が一定せず上下の振れが大きくリスクが高いことを意味する。ボラティリティは通常、標準偏差（投資リターンの平均からの乖離の程度を示す指標）で表す。

【マ】

マーケット・ニュートラル戦略

一般に、株式のロング（買い）・ポジションとショート（売り）・ポジションをほぼ同額持つことにより、株式市場全体が上げ下げするリスクを相殺し、ロングする銘柄とショートする銘柄の乖離によって絶対収益率を狙う運用手法をいう。ヘッジファンドの投資戦略のなかの代表的手法の1つである。

前払年金費用<会計>

→用語解説コラム「日本の退職給付会計」ご参照

マクロ経済スライド

2004年の年金制度改正で導入された仕組みで、将来世代の負担を抑えるため、公的年金の年金額の改定に際して、概ね100年間にわたって年金財政が均衡するよう、決められた財源（保険料、積立金、国庫負担）の範囲内で、被保険者の減少と平均余命の伸びを勘案し、給付水準を自動調整する仕組みのこと。

公的年金の年金額は賃金や物価の変動によって毎年改定されるが、マクロ経済スライドによる調整期間中は、賃金や物価の変動による年金額の伸びから「スライド調整率」（被保険者の減少率の実績と平均余命の伸びを勘案した一定率によって決定）を差し引いて年金額を改定する。なお、マクロ経済スライドによる調整は名目額を下回らない範囲で行うこととされている。

マッチング拠出

企業型確定拠出年金において事業主拠出金に加えて従業員が任意で拠出することをマッチング拠出と呼ぶ。従業員拠出の額は以下の(1)、(2)両方を満たす必要がある。

- (1) 企業拠出の額と従業員拠出の額の合計が拠出限度額の範囲内であること、
- (2) 従業員拠出の額が企業拠出の額を超えないこと。

なお、米国の 401(k) プランでは、従業員拠出に対して、企業は任意で一定割合の追加拠出を行うことができる。この企業の追加拠出をマッチング拠出と呼んでおり、日本とは位置付けが正反対といえる。

マテリアリティ

その組織に影響を及ぼす重大な課題のこと。マテリアリティを考える際には、企業のパフォーマンスに影響を与える課題と企業活動が環境・社会・経済に影響を与える課題の2つの面を考慮することが重要である。重要性の高いものは詳細に、乏しいものは簡便に処理するという企業会計における重要性の原則が、ESGにおけるマテリアリティの考え方の基となっている。

マネージド・フューチャーズ

世界の債券、株式、為替、商品（コモディティ）などの先物等の金融派生商品を投資対象とし、主に市場のトレンドを追いかける手法により収益を挙げる運用戦略。「フューチャー」とは先物のこと。

マネージャー・ストラクチャー

資産の運用における運用機関の構成のことをいう。実際には、運用機関の構成そのものよりも、「年金資産をどのような種類（役割）の運用機関に、どのようなウェイト（資産額）で配分するかを決定すること及びそのプロセス」を示す。

マルチアセット

「伝統的資産を中心としながら、オルタナティブ資産などの非伝統的資産も含む複数資産間で戦略的・機動的に資産配分を行う」という運用戦略を指すことが一般的である。採用する運用商品や資産構成、リスク管理を含む運用手法は、個々のプロダクトの運用目標やリスクコントロールによって多岐に渡る。

マルチファクター・モデル

株式や債券などの収益率の形成要因を、複数のファクター（要素）により表す統計的モデル。実際に使用されているものでは、Barra モデルや Fama-French モデルなどが有名。

【ミ】

未認識過去勤務費用<会計>

→用語解説コラム「日本の退職給付会計」ご参照

未認識債務（未認識項目）<会計>

→用語解説コラム「日本の退職給付会計」ご参照

未認識数理計算上の差異<会計>

→用語解説コラム「日本の退職給付会計」ご参照

【モ】

持分付与額

→用語解説コラム「キャッシュバランスプラン」ご参照

【ユ】

有期年金

一定の期間に限り、かつ本人の生存を条件に支給する年金の支給形態をいう。一定の期間内であっても本人が死亡すれば、その時点で支給が終了する点で確定年金と異なる。

有効フロンティア

→効率的フロンティア

ユニバーサルオーナー

巨額の資産を持ち、幅広い資産や証券に分散投資を行っている長期投資家を表現した言葉。資産が巨額のため、事実上、経済・市場全体に投資していると言え、そのため個々の投資先企業の業績・株価だけでなく、経済社会全体の持続的成長や、市場機能の健全性といったことに強い関心を持つのが特徴である。ESG 投資に対して興味を示すユニバーサルオーナーも多い。

【ヨ】

要因分析

パフォーマンス分析において、リターンがどのような収益源泉に基づき生み出されたかを定量的に測定するための手法で、貢献度分析あるいは寄与度分析などとも呼ばれる。運用管理者が運用の優劣を分析し、運用結果について適切に評価するために、パフォーマンスの要因分析の測定は必要不可欠なものである。

要拠出額

退職給付会計では、DC の費用は要拠出額とされている。要拠出額は実際に拠出した額ではなく、会計期間中に拠出すべき額である。DC では当月分の掛金は翌月支払われるため、会計期間末には未拠出の掛金があるが、この未拠出の額も加えた額が要拠出額。費用処理された額のうち、未拠出の額については未払い金として負債計上される。

要支給額

ある時点で退職したとき退職金がいくら支払われるかを算出した額。会社都合で退職した場合の金額と自己都合で退職した場合の金額と2つの計算をすることがある。以前は、退職一時金について要支給額（自己都合要支給額）の一定水準（40%）までの引当金繰入額について税務上損金として認める退職給与引当金があったが、現在は廃止されている。

自己都合要支給額は退職金制度から確定拠出年金制度へ移行する場合の移換額としても使用される。

予定死亡率

年金数理計算で使用される計算基礎率の1つ。加入者および年金受給者が将来どのような割合で死亡していくかを想定した率で、年齢ごとに定められる。企業年金では、法令等で予め定められた基準死亡率を用いることが一般的である。特に、終身年金の場合に死亡率の変動が給付債務及び掛金額に大きく影響する。予定死亡率が低下し年金受給者の存命率が高くなると年金給付額をより多く見込むことになり、掛金は高くなる。

→用語解説コラム「確定給付企業年金制度の掛金」ご参照

予定昇給率（予想昇給率）

給与比例制の年金制度の数理計算において使用される計算基礎率の1つ。加入者の給与が毎年どの程度昇給するかを想定したもので、各企業の実績および予測に基づき年齢ごとに定められる。ベースアップを見込む場合もある。通常、加入最低年齢から定年年齢まで指数（予定昇給指数）により表現する。予想昇給率とも言う。

→用語解説コラム「確定給付企業年金制度の掛金」ご参照

予定脱退率

年金数理計算で使用される計算基礎率の 1 つ。加入者が定年年齢までの間にどのような割合で制度を脱退していくかを想定したもので、各企業毎に実績および予測に基づいて年齢ごとに定められる。広義には死亡による脱退も含まれるが、通常、死亡以外の事由による脱退を意味する。

→用語解説コラム「確定給付企業年金制度の掛金」ご参照

予定利率

年金数理計算で使用される計算基礎率の 1 つ。予定利率は将来の給付額を現在価値に換算する割引率という意味と年金資産の期待運用収益率という意味を持つ概念である。確定給付企業年金においては財政検証における継続基準および非継続基準、それぞれにおいて設定される。

予定利率は、年金制度の掛金の水準および財政の健全性の検証に大きな影響を与える。継続基準における予定利率は掛金計算に使用され、たとえば、積立金の平均滞留期間（掛金の拠出開始から給付金として流出するまでの平均的な期間）が 30 年前後の場合、他の条件は同一として、一般的に予定利率が 1%変動すると掛金水準は約 20%変動する（過去勤務債務の償却掛金がある場合には影響度合いは異なる）。

→用語解説コラム「確定給付企業年金制度の掛金」ご参照

【リ】

リコンサイル

外国証券等について、帳簿上の残高とカストディアン等が実際に保管している残高を定期的に照合すること。

リサイクリング（組替処理）

その他の包括利益に計上された損益を、実現損益として損益計算書に計上する際、その他の包括利益として計上されている未実現損益を取り消す処理をしないと損益がダブル計上されることになる。このため、損益計算書に計上した利益（損失）と同額の損失（利益）を包括利益計算書にその他の包括利益として計上する。このように、その他の包括利益を損益計算書を通じて利益剰余金に振り替える処理をリサイクリング（組替処理）という。日本の退職給付会計基準では、その他の包括利益として計上した退職給付に係る調整をその後の一定期間で損益計算書に計上するため、リサイクリングを行うが、IFRS では再測定のリサイクリングを行わない。

利差損益

年金資産の実際の運用利回りが予定利率と相違することによって発生する損益をいう。実際の運用利回りが予定利率を上回れば利差益、予定利率を下回っていれば利差損となる。利差損益は、他の損益とあわせて当年度剰余金または不足金として把握される。

リスク

投資収益率の不確実性をいう。たとえば、ある期待収益率（期待リターン）に対してリスクが高いということは、実際に得られる収益率がその期待収益率から上下に大きく振れる可能性が大きいことを意味する。通常、投資収益率の標準偏差で計測を行う。

リスクパリティ

ポートフォリオ全体に占める株式や債券など複数の資産の保有リスクを均等とすることで、リスクを低減する運用管理手法。具体的には、各市場のボラティリティ（変動性）に合わせて、各資産の組み入れ比率を機動的に調整。「リスクパリティ戦略」や「リスクパリティ運用」とも呼ばれる。

リスク・バジェットティング

ポートフォリオが内包する各収益源泉に対してリスクを効率的に配分しようとする手法。リスクをリターン獲得のための限られた資源と捉えた上で、リスクをあたかも予算のように配分することか

らリスク・バジェットイングと呼ばれる。アセットミックスやマネジャー構成を検討する際に利用される。

リスク対応掛金

→用語解説コラム「確定給付企業年金制度の掛金」ご参照

リスク分担型企业年金

リスク対応掛金の導入を前提とした新しい概念の確定給付型の制度。事業主は将来の財政悪化に備えた財政悪化リスク相当額（全部または一部）を予めリスク対応掛金として拠出することにより掛金を固定化する一方、積立状況に応じて給付を自動的に調整する。掛金収入現価と積立金の合計が給付現価を下回った場合は給付減額、掛金収入現価と積立金の合計が給付現価と財政悪化リスク相当額の合計を上回った場合は、給付増額を行う。給付に必要な掛金以外に将来の財政悪化リスクに備えた掛金（リスク対応掛金）を事業主が負担することで、加入者等の将来の給付減額のリスクを低減させることから、将来発生するリスクを事業主と加入者等で分担する仕組みとされている。

利息収益

→用語解説コラム「IAS19号」ご参照

利息費用

→用語解説コラム「日本の退職給付会計」ご参照

利息付与額

→用語解説コラム「キャッシュバランプラン」ご参照

リターン（時間加重収益率）

ファンドのなかでキャッシュフロー（掛金や給付等の資金の流入）が発生する度ごとに資産を時価評価し、前回のキャッシュフローが起きた時点の時価評価額と、今回のキャッシュフローが起きた時点の時価評価額の増減率（収益率）をそれぞれの単位期間ごとに算出し、それを各単位期間の長さをウェイトとして加重平均した収益率。

算出方法には厳密法のほか、厳密法の近似値を求める簡便法として、内部収益率リンク法に基づく複利内部収益率リンク簡便法、修正BAI法、修正ディーツ法、ディーツ法などさまざまなものがある。

リターンの相関係数

複数の資産・証券間の収益率の連動性を示す値。

相関係数は-1~1の間の値をとるが、この値が正の場合、両変数は同じような動きをしていることになり、負の場合は反対の動きをしていることになる。また、ゼロの場合、無相関と呼ばれる統計的に線形の関係がない変数とされる。1なら完全に同一の観測パターン、-1なら完全に反対の観測パターンであることを示す。

リビジョンインデックス

アナリストの業績予想の修正状況を指数化した投資指標。業績予想値の変化率（新しい予想値-前回予想値）/時価総額を利用したものや、アナリストの予想値を集計したデータから予想修正したアナリスト数比率（（上方修正したアナリスト数-下方修正したアナリスト数）/予想を発表している全アナリスト数）に注目したもの等複数の指標が考案されている。

流動性リスク

投資家などが保有するポジションを適切なタイミングで、かつ適切な価格で取引（売買）できないリスクをいう。たとえば、投資家がある株式を保有しているとき、通常は、いざその株式を売却しようとした場合、速やかにかつ市場の現在値で売却できるとの前提を置いているが、実際には市場の需給

や売却しようとする金額の大きさ如何によって、売却価格が低くなったり全株売却しきれないリスクがある。

量的緩和 (QE)

中央銀行が金融資産（主に国債）を市場から直接買い入れることで、長期金利の低下や資金供給量の増加を通じ、金融市場の安定・景気回復を促す政策。政策金利がゼロ水準にあり、これ以上の引き下げ余地がない状況における金融政策手段として日米欧などの中央銀行が導入。

量的引き締め (QT)

量的緩和 (QE) の解除であり、金融政策正常化の一環。中央銀行が市場から買い入れた金融資産（主に国債）のうち満期が到来した分につき、再投資せず償還させることで、中央銀行のバランスシートを段階的に圧縮すること。

【レ】

レバレッジ

レバレッジとは槌子 (てこ) のことで、資産運用においては、ポートフォリオのエクスポージャー (リスクにさらされている部分) 合計が純資産よりも大きい場合、「レバレッジを利用している」という。また財務分析では、自己資本比率の逆数である総資本/自己資本を「財務レバレッジ」と呼ぶ。

レポ取引

日本においては主に現金担保付債券貸借取引を指し、債券の消費貸借取引の法形式をとる。債券の条件付き売買取引である現先取引と法形式が異なるが、両者の経済的な実態は近く、債券貸借取引と現先取引を総称してレポ取引という場合もある。

レラティブバリュー

株式や債券、通貨、商品などのロングとショートを組み合わせることによって生ずる価格差で収益を上げる投資戦略。基本的には、割高と割安などの相対価値を見極めて同リスク量の買い持ちと売り持ちを両建てで保有するため、市場変動に影響を受けずにリターンを追及することが可能な α 戦略。

→ α

連合設立

厚生年金基金の設立形態の 1 つで、資本関係にある複数の会社で設立する基金。単独設立と同様、常時 1,000 人以上の人数規模が必要とされていた。親会社と子会社の組み合わせの他、親会社を除いて子会社だけで設立する場合もあり、「親抜け連合」という。なお、現在は厚生年金基金の新規設立は認められていない。確定給付企業年金、企業型確定拠出年金において連合設立のように複数の企業によって設立することは可能である (人数要件も基金型の人数要件以外はなし)。最近では、事業の再編を目指して会社分割、持ち株会社化、M&A などが活発化するなかで、退職金や年金制度をグループで運営・管理していくことの重要性が増していると考えられる。

レンディング

株や債券などの保有有価証券を証券会社等に貸し付け、品貸料を徴収することを言う。同取引を利用する場合には、貸付先の信用リスク管理や保全方法などに留意する必要がある。

【ロ】

ロールダウン効果

債券投資のリターンは、債券の利子収入より得られるインカム・ゲインと債券の価格変動により得られるキャピタル・ゲイン (ロス) に分かれる。イールドカーブの形状に変化がないという前提で、時間経過により利回りが下がり、債券価格が上昇することによって得られるキャピタル・ゲイン (ロールダウン) を指す。利回りの低下は債券価格の上昇を意味するため、イールドカーブが右肩上がりの

形状で傾きが急になればなるほど、ロールダウン効果が高くなることになる。

ローン担保証券

→CLO

ロング・ショート戦略

ロング（買い）・ポジションとショート（売り）・ポジションを組み合わせる投資戦略の総称。ロングの金額とショートの金額を同額にする等により市場全体の上昇・下落の影響を排除するマーケット・ニュートラル戦略は、ロング・ショート戦略の一形態とされる。

【ワ】

割引率<会計>

→用語解説コラム「日本の退職給付会計」ご参照

【A】

ABO

累積給付債務（Accumulated Benefit Obligation）。

確定給付型の制度の債務評価に利用される債務の概念の一つ。将来の昇給を織込まないで、PBOと同様に計算した額。給付が定額制の場合、両者は一致する。ABOは、以前、米国の会計基準SFAS 87において負債計上の基準として採用されていたが、2006年9月に公表されたSFAS158により、PBOに変更された。その後開示項目として残されていたが、2016年の基準改正で開示対象から除外されている。

ABS（資産担保証券）

Asset Backed Securitiesの略。企業が保有する債権や不動産などの資産を本体から分離し、その資産の信用力やキャッシュフローを裏付けとして発行される証券のことを指す。基本的には、キャッシュフローを生み出すものならばABSの担保にすることが可能であり、実際に、売掛債権やリース債権、自動車ローン等さまざまなABSが発行されている。

AI（人工知能）投資

コンピューターの演算処理能力の飛躍的向上に伴い、文字・音声・画像など多種多様かつ大量なデータ（ビッグデータ）の解析や、その中から人工知能（AI）によって価値ある情報を抽出する技術を用いた投資手法。中でも、脳科学の研究成果が本格的に導入された「ディープラーニング（学習能力を持つAI）」は様々な産業分野で驚異的な成果をあげており、次世代の資産運用として期待されている。

AIGCC

正式名称はAsia Investor Group on Climate Change。気候変動に対応するため、アジア太平洋地域の金融機関や投資家で構成される団体。気候変動と低炭素投資に関するリスクと機会について、アジアのアセット・オーナーと金融機関の理解を深め、積極的な行動を促進することを目的としている。

ASBJ（Accounting Standards board of Japan）

公益財団法人財務会計基準機構内に設置された企業会計基準委員会のこと。日本の会計基準は民間団体であるASBJが作成し、金融庁が承認するという形で決められる。

【C】

CA100+

正式名称はClimate Action 100+。2017年に立ち上げられた、PRI（国連責任投資原則）とアセットオーナー、運用機関によるイニシアティブ。温室効果ガス排出量削減を効果的に推進することを目指す。温室効果ガス排出量の多い企業に対し、TCFDに沿った気候変動関連情報開示とガバナンスの対応を

求め、協働エンゲージメントを実施している。

CAPM

資本資産評価モデル (Capital Asset Pricing Model)。

市場で需給が均衡する状態では、個別証券の期待超過収益率は市場ポートフォリオの期待超過収益率に比例し、また、個別証券の期待収益率と相対的リスクはトレードオフの関係にあるとする考え方。現代ポートフォリオ理論 (MPT、Modern Portfolio Theory) において大変重要な考え方の 1 つとなっている。

CBI

正式名称は Climate Bonds Initiative (気候債券イニシアティブ) という。ロンドンに拠点を置く国際的な NGO で、債券市場を通じた気候変動問題の解決に向けて低炭素経済への迅速な移行に必要なプロジェクトや資産への投資を推進している。具体的活動としては、気候債券基準の策定及び認証制度の提供を行うほか、政策との連携や市場分析なども行っている。

CCP

Central Counterparty (清算機関)。成立した証券の売買について、債務の引受け、証券の受渡し、ネットティング等を行い決済の保証を行う機関。我が国においては日本証券クリアリング機構(JSCC)、ほふりクリアリング (JDCC) が CCP にあたる。

CDP

2000 年に英国で設立した NGO 団体 (旧名称は Carbon Disclosure Project)。機関投資家が連携し、企業に対して気候変動への戦略や温室効果ガスの排出量等に関する公表を求めるプロジェクト。現在は「気候変動」だけでなく「森林」・「水」に活動領域を広げている。

CDS (クレジット・デフォルト・スワップ)

現物の有価証券を取引することなく、発行体の信用リスク (デフォルトリスク) のみを取引するデリバティブ契約 (金融派生取引) のことを指す。CDS 取引では、発行体の信用リスクに対する『保証 (プロテクション)』が売買される。取引の内容としては、プロテクションの買い手 (発行体の信用リスクを回避したい投資家) は、取引相手となるプロテクションの売り手に対して、対価 (プレミアム) を支払う。発行体に倒産等の事象 (クレジットイベント) が発生した場合には、プロテクションの売り手から債権の相当額 (額面額等) の金銭を受け取るなど、契約に定められた方法で決済が行われる。

CII

正式名称は Council of Institutional Investors (米国機関投資家評議会)。CalPERS、Calsters 等、米国のアセットオーナーを中心メンバーとする米国の機関投資家団体 (NPO)。効率的なコーポレートガバナンスの強化および株主権利の確保、公平な資本市場形成のための規制等を促進し、機関投資家およびその受益者の長期的資産価値向上を目的としている。

CLO (ローン担保証券)

Collateralized Loan Obligation の略。資産担保証券の一種であり、金融機関が事業会社等に貸出しているローン (貸付債権) を証券化したもの。シニア債・メザニン債・劣後債といった支払優先順位の異なる債券が組成され、階層によって異なる格付けが付与される。

CLS 銀行

CLS (Continuous Linked Settlement) 銀行。多通貨間の PVP 決済 (同時決済) サービスを提供する専門銀行。

CSA

Credit Support Annex の頭文字。店頭デリバティブ取引を行う際に、取引者間で個別に結ぶ担保差し入れ契約のこと。ISDA マスターアグリーメントの付随的な契約とするのが一般的であり、市場動向やリスクに応じて相互に担保資産を差し入れる取り決めをする。これにより、店頭取引に伴うカウンターパーティリスクを低減させる効果がある。

→ISDA

【D】

DBO (Defined Benefit Obligation)

IFRS での退職給付債務の呼称。米国基準では PBO だが、IFRS では Defined Benefit Obligation=DBO と呼んでいる。考え方及び計算方法は同じ。

DVP

Delivery Versus Payment。有価証券の決済において、証券現物と資金決済を同時に履行すること。決済リスク軽減のため世界各国で取り組みが図られている。

【E】

ERISA (エリサ) 法

米国の従業員給付制度（企業年金制度と従業員福祉制度）の設計と運営を規制する連邦法 Employee Retirement Income Security Act of 1974 の略。従業員退職所得保障法という。受給権の保護を最大の目的として、1974年に制定され、具体的内容として、加入資格・受給権付与の基準、情報の開示、最低積立基準の設定、受託者責任の明確化と強化、制度終了保険などが規定されている。

ESG インテグレーション

ESG 投資の手法で、財務情報などの伝統的な投資判断指標と併せて、非財務情報である ESG (E: 環境、S: 社会、G: ガバナンス) 要因も考慮して企業を評価し投資意思決定を行うもの。企業を取り巻く環境や社会問題の拡大を背景に、ESG 要因が中長期的な企業価値やリスクに与える影響が大きくなっていると考えられ、投資意思決定における ESG 要因考慮の重要性は高まっているといえる。

ESG 債 (SDGs 債)

一般に環境改善や社会貢献に何らかの効果のある事業を資金用途とする債券をいう。資金の用途に応じ、グリーンボンド (環境債)、ソーシャルボンド (社会貢献債)、サステナビリティボンド (環境及び社会貢献債) などに分類される。一般の債券と異なり、資金用途、プロジェクトの選定・評価プロセス、資金の管理などに関する情報を投資家に開示することが望ましいとされ、外部評価機関から認証を受けることもある。

ESG 指数

企業の公開情報や社会活動などに基づき、企業を ESG の観点で評価し、ESG 評価が高い企業を選別あるいは組み入れ割合を高めて構成した株価指数のこと。指数提供会社などで多くの ESG 指数が開発されているが、指数によって ESG の評価方法は異なる。

ESG 投資

ESG 投資とは、従来からの定量的な財務情報だけでなく、E: 環境、S: 社会、G: ガバナンスなどの非財務情報も考慮する投資手法のことを指す。国連の呼びかけによる責任投資原則 (PRI) が契機となり、機関投資家やアセットオーナーから注目を集めている。

ETF

指数連動型上場投資信託 (Exchange Traded Funds)。

東証平均株価 (TOPIX) や S&P500 といった指数に連動するように運用されるファンドで、証券取引

所に上場され、通常の上場株式と同様に取引時間中に市場で自由に取引することが可能である。日本国内においても 2001 年 7 月から東京証券取引所などで本格的な取引が始まっている。従来からあるインデックス連動型投資信託が基準価格で取引されるのと異なり立会時間中にいつでも市場価格での取引が可能であることや、株式と同様どの証券会社においても売買が可能といった点がメリットとなっている。

【F】

FASB

財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board）の略称。米国の会計基準書を制定および改定する機関。1973 年設立。

FASB により制定された基準は米国の証券法の要件を満たす唯一の基準とされている。

基準の制定は、基準書の公開草案の作成、コメントレターによる意見聴取など一定の手続きを踏んだ上で、番号を付されて公表される。年金関係については、SFAS87、SFAS88、SFAS132（R）「事業主による年金およびその他の退職後給付の開示」、および SFAS158 の規定が主に制定され、これらは現在、ASC715 号に整理され掲載されている。

【G】

GC レポ取引

GC(General Collateral)レポ取引。銘柄を特定しないレポ取引で資金の調達を主目的とする取引。

GFANZ（グラスゴー金融同盟）

2021 年設立。金融システム全体でネットゼロに向けたコミットメントを拡大、深化、向上させることを目的とする。銀行、運用会社、保険会社、アセットオーナーなど各金融業態における炭素排出量ネットゼロを目指すイニシアチブを束ねた協団体組織である。

GHG 排出量

二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量のことである。GHG は Green House Gas の略。地球温暖化の支配的な原因は、人間活動によるこの GHG 排出量の増加である可能性が高いと考えられている。パリ協定のもと、GHG ガ PBR ス排出量抑制への取り組みが、各国あるいは企業単位で行われている。

GIIN

正式名称は Global Impact Investing Network という。インパクト投資の活性化を目的にロックフェラー財団を中心とした投資家により創設されたグローバルなネットワーク。社会的・環境的なインパクト評価指標の標準化を目指している。

GRESB

正式名称は、Global Real Estate Sustainability Benchmark。不動産セクターやインフラ投資における環境・社会・ガバナンス（ESG）への配慮の程度を測る評価、及びそれを運営する組織である。責任投資原則（PRI）を主導した欧州の主要年金基金を中心に 2009 年に創設された。

GRI

正式名称は Global Reporting Initiative。企業や政府団体等の組織が開示するサステナビリティ報告の啓発およびガイドラインを策定、報告書作成の支援を目的とする非営利団体。Ceres などの環境 NGO をルーツとし、UNEP(国連環境計画)も関与し設立した。企業活動が環境・社会・経済に与えるインパクトに関する情報開示基準である GRI スタンドアードを策定している。

GSIA

正式名称は Global Sustainable Investment Alliance（世界持続可能投資連合）。Eurosif（欧州）、USSIF（米

国)、JSIF(日本)など世界各国のESG調査機関の連携によって構成されるサステナブル投資(ESG投資)の普及団体である。隔年ごとにGlobal Sustainable Investment Reviewを公表しており、世界のESG投資の現状をまとめている。

【1】

IAS19

→用語解説コラム「IAS19号」ご参照

IAST-APAC

正式名称は、Investors Against Slavery & Trafficking Asia-Pacific(アジア太平洋地域の奴隷と人身売買に反対する投資家グループ)という。現代奴隷、労働搾取、人身売買などの問題に取り組む機関投資家のイニシアティブ。アジア・パシフィック地域の企業に対するエンゲージメントを通じて、現代奴隷や人身取引の根絶を目指している。

ICGN

正式名称はInternational Corporate Governance Network(国際コーポレートガバナンスネットワーク)。運用会社や公的年金、上場企業などの投資家によって設立された。効果的なコーポレートガバナンスと投資家のスチュワードシップ向上により、効率的なグローバル市場と持続可能な経済の発展を目指し、政策提言や国際的な情報交換、ベストプラクティスの紹介等を行っている。

ICMA

正式名称をInternational Capital Market Association(国際資本市場協会)という。持続可能な経済成長と発展に資するため、弾力性があり良好に機能する国際債券市場の促進を目的としている。世界60カ国の発行体、発行市場・流通市場取引仲介業者、アセット・マネージャー、投資家、資本市場インフラ運営者等600以上の会員を有している。

iDeCo

個人型の確定拠出年金のこと。Individual-type Defined Contribution pension planの頭文字をとったもので、個人型確定拠出年金の加入対象範囲の拡大に伴い、愛称として名付けられた。

IFRIC14

IFRIC(International Financial Reporting Interpretations Committee=国際財務報告解釈委員会)は、IFRSの基準を実務上どのように取り扱うかという解釈指針(日本の会計基準における適用指針)を作成する委員会で、作成される解釈指針はIFRIC〇号と示される。「IAS19号―確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」という名称のIFRIC14号では、IAS19号における資産計上の上限等を定めている。

→アセットシーリング

IFRS

ロンドンに本部を置くIASB(International Accounting Standards Board:国際会計基準委員会)が作成する国際的な会計基準。International Financial Reporting Standard(国際財務報告基準)の略。現在100以上の国・地域で採用されている。日本では、連結決算において任意適用することが認められており(連結決算を実施していない会社は、国内単独決算に加えてIFRSでの単独決算を作成可能)、適用社数が拡大しつつある。

IIRC

正式名称はInternational Integrated Reporting Council(国際統合報告評議会)。企業、投資家、監督当局、会計士団体、NGOなどが参加する世界的非営利組織。財務情報と非財務情報をまとめて開示する統合報告書フレームワークを策定している。2021年6月にSASBと統合してVRF(Value Reporting

Foundation) となり、さらに 2022 年には ISSB と統合した。

IRA

Individual Retirement Accounts の略で、個人退職勘定と呼ばれる。米国で最も一般的な退職後資金積立制度で、金融機関に口座を持ち、一定額までの掛金に対し税制優遇（所得控除）がある任意の個人年金である。1974 年の従業員退職所得保障法(エリサ法)により創設された。当初の目的は、企業の退職給付制度へ加入するメリットを受けられない中小企業の従業員や自営業者のために老後資金の積立手段を提供することであったが、1981 年の税制改正により企業規模に関わらず全ての被用者が加入できるようになった。また、確定給付型及び確定拠出型年金からの移換が可能であり、401k の資産残高を超える資産規模となっている。

→ERISA（エリサ）法

ISDA

国際スワップ・デリバティブ協会の略称で、店頭デリバティブ市場の安全で効率的な発展を促進するための国際的業界団体として、1985 年にニューヨークで設立された。ISDA が開発に携わっている ISDA マスターアグリーメントは、店頭デリバティブ取引における各国共通の契約書のひな型として、現在では事実上の世界標準となっている。

ISSB

正式名称は International Sustainability Standards Board（国際サステナビリティ基準審議会）で、国際会計基準策定を担う IFRS 財団が 2021 年に設立した。企業が投資家や他の資本市場参加者に対して高品質かつ透明で信頼性の高い報告を提供するために、グローバルなサステナビリティ開示基準を開発することを目的とする。

【J】

JSI

正式名称は、ジャパン・スチュワードシップ・イニシアティブという。主に日本の運用会社が参加し、スチュワードシップ活動の高度化・深化に向けて、実務的な課題を業界横断的に意見交換を行い、効率的な情報伝達支援を目指している。運用会社のスチュワードシップ活動への取り組みをアセットオーナーが一元的に把握することができるスマートフォーマットを公表している。

【L】

LDI（負債対応投資：Liability Driven Investment）

年金運用において、積立水準の管理を重視し、年金負債の現在価値の変動に、運用する年金資産の変動をマッチングあるいは連動させようという運用戦略。

LIBOR

London Inter-Bank Offered Rate の略。ロンドン市場における銀行間の取引金利のことであり、金融機関が資金調達をする時の金利。短期金利の指標として国際金融市場で広く利用されているが、LIBOR 運営機関からは一部を除いて公表停止することが発表されている。

【N】

NZAM

資産運用会社によるグローバルなイニシアティブで、正式名称を（Net Zero Asset Managers initiative）という。2020 年 12 月設立。パリ協定の目標に沿って 2050 年までに投資先企業の温室効果ガス排出量をネットゼロにすることを目指す。

【P】

PBO

確定給付型の制度の債務評価に利用される債務の概念の一つ。Projected Benefit Obligation の頭文字をとって PBO と呼ばれる。米国の退職給付会計基準 ASC715 号（従来の SFAS87 号）において規定されており、将来の勤務や昇給を織り込んで算出した退職時の予想給付額のうち、計算時点までの勤務期間に対応するものとして配分された額を現価換算したもの。日本の退職給付会計では「退職給付債務」、IFRS では DBO (Defined Benefit Obligation) という用語が使われるが、いずれも、計算方式は同様である。ただし、日本基準では期間帰属の算出方法に関して、給付算定式基準だけでなく期間定額基準の採用も認められる。

PBR（株価純資産倍率）

Price Bookvalue Ratio の略で、株式投資尺度の 1 つ。株価を 1 株当り純資産で除したもので、株価が同純資産の何倍まで買われているかを示す。企業の解散価値に着目して、株価が割高か割安かを判断する指標。

PCFR（株価キャッシュフロー倍率）

Price Cash Flow Ratio の略で、株式投資尺度の 1 つ。株価を 1 株当りキャッシュフローで除したもので、株価が同キャッシュフローの何倍まで買われているかを示す。PER (株価収益率) とは異なり、会計基準に左右される利益ではなく、現金の収支に着目して株価の割高・割安を判断する指標。

PER（株価収益率）

Price Earnings Ratio の略で、株式投資尺度の 1 つ。株価を 1 株当り利益で除したもので、株価が同利益の何倍まで買われているかを示す。企業の利益（通常は予想ベース）に着目して、株価が割高か割安かを判断する指標。なお、PER の逆数は益利回りと呼ばれている。

PRI

国連環境計画・金融イニシアティブと国連グローバル・コンパクトのパートナーシップによる宣言で、2006 年にコフィー・アナン元国連事務総長が提唱して策定されたイニシアティブ。機関投資家の意思決定プロセスに受託者責任の範囲内で ESG 課題を組み込むことを目指し、六つの原則からなる「責任投資原則」を公表した。2020 年には原則への署名機関が全世界で 3000 を超えている。

PVP

Payment versus Payment。異なる通貨間の取引を同時に決済すること。PVP 決済を行うことにより外為決済リスクを低減することが出来る。

【R】

RE100

企業活動で使用する電力を、100%再生利用可能エネルギーで賄うことを目標に掲げる企業が参加するイニシアティブ。参加企業はパリ協定に沿って、2050 年までには再生利用可能エネルギーの使用率を 100%とする目標を掲げ、毎年進捗を所定の方法で報告する。

REIT（不動産投資信託）

不動産を投資対象とする投資信託商品を指し、英語の頭文字をとって、「REIT（リート）」とも称される。投資家から集めた資金を、ビル、オフィス等の不動産物件に投資・運用し、そこから得られる賃貸料や売却益を投資家に配当するというスキームの投資信託商品。米国では 1960 年に誕生、日本でもこれにならって 2000 年 11 月の法改正を行い、2001 年 9 月に東京証券取引所に初の REIT（日本版という意味を込めて「J-REIT」と呼ばれる）が上場した。

ROE（株主資本利益率、自己資本利益率）

利益の株主資本に対する割合をいう。【株主資本利益率（%）＝（利益/株主資本）×100】投下した株主資本の運用効率を表わす指標として、財務管理および証券分析上重視されている指標である。利益には経常利益、当期利益などが使われ、それぞれ株主資本経常利益率、株主資本当期利益率などとなる。

【S】

SASB

正式名称は、Sustainability Accounting Standards Board（米国サステナビリティ会計基準審議会）という。主に米国の投資家、金融機関、環境団体等により 2011 年に設立。SASB スタandardでは業界ごとに重要な ESG 課題を特定したうえで、ESG 課題が企業財務に与える影響を開示することを提言している。2021 年 6 月に IIRC と統合して VRF (Value Reporting Foundation) となり、2022 年には ISSB と統合した。

SBT

正式名称は、Science Based Target（科学的根拠に基づく目標）。2015 年 12 月のパリ協定の採択を機に発足した。世界の気温上昇を 2℃未満とするために、企業に対して科学的に整合性のとれる目標を設定することを促す国際的なイニシアティブ。日本では環境省が SBT 策定企業の支援を行っている。

SC レポ取引

SC(Special Collateral)レポ取引。銘柄を特定したレポ取引で債券の調達を主目的とする取引。

SFAS87

財務会計基準書第 87 号 (Statement of Financial Accounting Standards No.87)。米国会計基準における、企業年金制度の会計処理基準。正式名称「事業主の年金会計」。1985 年 12 月に制定された。主に確定給付年金制度の会計処理方法を定めているが、確定拠出制度、複数事業主制度についての規定も含まれる。基本的考え方は、統一された基準で給付債務を評価し、発生主義で費用処理を行うということに基づいている。なお、この基準は 2006 年に改正され SFAS158 号となり、その後 ASC715 号として記載されている。

SFAS88

財務会計基準書第 88 号 (Statement of Financial Accounting Standards No.88)。SFAS87 号と関連し、年金制度の清算または縮小、および雇用終了給付に係る会計処理方法について定めた基準。正式名称は「給付建て年金制度の清算と縮小および雇用終了給付の事業主の会計」。1985 年 12 月に制定され、現在は ASC715 号に記載されている。

SFAS158

財務会計基準書第 158 号 (Statement of Financial Accounting Standards No.158)。米国退職給付会計基準 (SFAS87) 等の改定 (2006 年) に係る基準書である。従来の SFAS87 号では、累積給付債務 (ABO) が年金資産を上回る場合に、その差額をバランスシートへ計上するよう規定されていたが、SFAS158 号により、予測給付債務 (PBO) と年金資産の差額を全額バランスシートに計上することとされた。現在は ASC715 号に記載されている。

→用語解説コラム「米国の年金会計基準」ご参照

Share Action

2005 年設立の英国の NGO。1990 年代に大学の年金基金である USS に対して、学生がその投資の倫理について懸念を表明した運動がその発端となっている。人々や環境に悪影響を及ぼすビジネス慣行の是正を企業に促すことを目的に活動を行っている。年金基金、運用会社などと連携し、企業に対し議決権行使を含むエンゲージメントを推進している。

SRI

Socially Responsible Investment（社会的責任投資）の略。投資する企業を選定する際に、企業の経済面に加え環境や社会への取り組みも評価に組み入れる考え方を意味する。欧米の教会が資産運用を行う際に、タバコやアルコール、ギャンブルなど教義に反する内容の業種を投資対象から外したことが始まりと言われている。

STP

Straight Through Processing。有価証券の決済事務において、約定入力から受渡決済まで電子的にデータがスムーズに流れること。

【T】

TCFD

気候関連情報開示タスクフォース（**Task Force on Climate-related Financial Disclosures**）のこと。各国の中央銀行、金融監督組織などが参加する金融安定化理事会（**FSB**）が、気候関連の情報開示を検討することを目的に設立したもの。TCFD は 2017 年に最終報告書を公表し、企業やアセットオーナー、アセットマネージャーに対し、気候変動関連リスク・機会についての開示を提言している。

TNFD

正式名称を **Taskforce on Nature-related Financial Disclosures**（自然関連財務情報開示タスクフォース）という。2021 年 6 月設立。企業や金融機関などの市場参加者が自然関連のリスクと機会を適切に評価、管理、開示するための枠組みを開発するイニシアティブ。メンバーは、金融機関、企業、監査法人や ESG 評価会社等の経営者クラスを中心に構成される。

【U】

UNEP FI

国連環境計画・金融イニシアティブ(**UNEP FI**)は、1992 年に設立された国連環境計画（**UNEP**）とおおよそ 200 以上の世界各地の銀行・保険・証券会社等によるイニシアティブである。環境保護・社会の持続可能性に配慮した金融事業を推進することを目的に、調査、提言、情報交換などを行っている。

【日本の退職給付会計】

1. 退職給付会計基準設定の背景
2. 退職給付会計と年金財政の関係
3. 退職給付会計の概要
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 退職給付債務と年金資産の評価
 - (3) 退職給付費用
 - (4) 未認識項目の費用処理
 - (5) 貸借対照表への負債、資産の表示
 - (6) 制度終了の会計
4. 退職給付会計の改正と修正国際基準

1. 退職給付会計基準設定の背景

わが国で退職給付会計が設定されたのには、いくつかの背景がある。一つは資本市場の国際化を映して会計基準の国際的調和が求められ、様々な基準について改正が行われたことである。会計ビッグ・バンと呼ばれる一連の動きの中で退職一時金、年金などの退職給付に関しても米国の年金会計基準（SFAS87）や国際会計基準（IAS19）と基本的に同じ概念に基づく退職給付会計が導入された。もう一つは、バブル崩壊以降、年金制度の積立不足が深刻化し、「隠れ債務」である年金の積立不足を企業の財政状態に反映すべきとの声が高まったことである。それまでの会計手法では退職一時金については支払債務が企業の貸借対照表に計上されるのに対し、年金制度に関しては積立不足があっても母体企業の財政状況には反映されなかったからである。

この他、退職一時金と年金の会計処理を統一化すべきという意見もあった。もともと、日本の企業年金は退職一時金の給付原資を積立てる目的で実施されることが多く、退職金の規程の一部を会社が支払い、残りを年金制度で支払うことが一般的に行われている。実態が同じである両者は、債務や費用の算出方法や計上方法を統一すべきであるという主張である。こうして「退職給付に係る会計基準」が1998年6月に公表され、2000年4月から始まる事業年度から適用されることとなった。

2. 退職給付会計と年金財政の関係

退職給付会計では、企業が年金制度へ拠出している掛金とは別に退職給付費用を算出する。同じ年金制度について、年金財政と企業会計では異なった方法で債務を算出し、掛金及び費用を算出しているわけである。異なった方法で行うのは両者の目的が異なるからである。年金財政は掛金の算出を目的としているが、許容される範囲内で母体企業の掛金負担能力を考慮して算出することができる。例えば、予定利率や過去勤務債務（年金財政）の償却等の違いで負担する掛金額は異なってくる。これに対し、企業会計では母体企業の負担すべき費用や支払債務が客観的に算出されることが必要となる。なぜなら、企業会計の目的の1つに母体企業が負担すべき額に対して負担能力があるかどうかを判定するということがあるからだ。したがって、負担能力を勘案して母体企業自らが決定する方法は採用しないという立場をとっていると考えられる。

こうした差異を指摘すると両者は全く別物であるかのような印象を与えかねないが、もともと同じ制度を別角度から見ているに過ぎないから、最終的には掛金と退職給付費用各々の合計額は一致することになる。なぜなら、年金制度の開始から終了までに企業が年金制度に対して負担するのは給付額から運用収益を差し引いた額になるからである。年金財政と年金会計とでは将来に及ぶ企業の資金負担（キャッシュフロー）を各期に割り当てる作業方法が異なるだけといえる。なお、制度を終了する場合には、制度終了会計によって年金財政との差額が解消されることになる（両者の差異を解消する会計上の処理は制度終了会計と呼ばれる）。逆に、制度を終了しない場合には両者の差が調整されないことになるが、ある程度の期間を通じて考えれば、退職給付費用と掛金の累計金額に大きな差異は生じないと考えられる。

3. 退職給付会計の概要

(1) 基本的な考え方

<「発生主義」に基づいて行う>

退職給付会計基準上、退職給付は「勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生するもの」と定義されている。そのため、現金での支払いの事実ではなく、その支払いの原因の発生に基づいて認識する「発生主義」の考え方が適用されている。

<貸借対照表の負債（資産）計上額は、退職給付債務と年金資産の差額>

年金資産は企業の外部に積立てられ、退職給付にしか利用できないため、退職給付にかかる債務のうち年金資産が積み立てられている部分は、支払い資金が確保されたものとみなされる。そのため、貸借対照表へ負債を計上する際は、退職給付債務から年金資産を控除する。

<損益計算書の費用計上額は、退職給付債務の当期増加見込額から、年金資産の当期増加見込額を差し引いた額>

費用を算出する際には、年金資産から生じると期待される運用益を控除する。

(2) 退職給付債務と年金資産の評価

退職給付会計において、退職給付額の債務評価として「退職給付債務」が用いられる。

<退職給付債務>

退職給付債務は、将来の勤務を織り込んで算出した退職時の予想給付額のうち、計算時点までの勤務期間に対応するものとして期間比または給付の算定式に応じた額の比により配分された額を現価換算（給付支払い時までの利息相当額を控除）したもの。例えば、期間比（期間定額基準）により計算する場合は、下の計算式となる。

$$\text{退職給付債務} = \frac{\text{退職給付見込み額}}{\text{退職時勤務年数}} \times \frac{\text{現在までの勤務年数}}{\text{退職時勤務年数}} \times \left(\frac{1}{1 + \text{割引率}} \right)^{\text{給付支払い時までの年数}}$$

<期間定額基準>

退職給付債務を算出する際には、退職給付見込額のうち期末までに発生していると見込まれる額の按分（期間帰属の計算）が必要になるが、その期間帰属の計算に利用される方法の1つ。具体的には、退職給付が勤務期間にわたって均等に発生するという考えに基づき、退職給付見込額を全勤務期間で除した額を各期の退職給付の発生額とする方法。従来の日本の会計基準では、この費用配分方法を原則としていたが、2012年の基準改正によって期間定額基準と給付算定式基準のいずれかを選択することになった。

<給付算定式基準（給付算定式に従う方法）>

退職給付会計において退職給付債務を算出する際の費用配分方法の1つ。具体的には、退職給付見込額について退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた額を、各期の発生額とする方法。この方法の場合、給付カーブによって債務が異なることになる。国際会計基準では、この給付算定式基準が原則的な方法とされている。日本基準では、以前は期間定額基準が原則とされていたが、2014年3月以降に始まる決算期からは、期間定額基準と給付算定式基準のいずれかを選択することになった。

なお、日本基準および国際会計基準において、給付算定式基準を採用する場合、一定の条件に該当する際は定額による補正を行う必要がある。すなわち、「勤務期間の後期における給付算定式に従った給付額が初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付額が定額で生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならない」と規定されている。

<割引率>

退職給付債務を算出する際の現価換算（給付支払い時までの利息相当額を控除）に使用する利率。割引率は、安全性の高い長期の債券の利回り、例えば長期の国債、政府機関債及び優良社債の会計期間末の利回りを基準に設定される。参照する債券の期間については、2012年の基準改正によって、退職給付支払ごとの支払見込み期間を反映するものとされた。それ以前は給付までの期間を勘案するとされ、実務上は従業員の平均残存勤務期間を基準に割引率を設定することが一般的であった。

2012年の基準改正によって、給付までの期間と給付見込額を勘案した単一の割引率を設定する方法と給付までの見込期間ごとに複数の割引率で割り引く方法のいずれかを選択することになった。

なお、国債の金利がマイナスに転じたことにより、マイナス金利下で割引率をどのように設定するかという課題が発生したが、企業会計基準委員会（ASBJ）は、当面の間はマイナスをそのまま利用する方法とゼロを下限とする方法のいずれも認めるという実務対応報告第34号を2017年3月に公表した。さらに2018年3月に実務対応報告第37号を公表し、「当該取扱いを変更する必要がないと当委員会（ASBJ）が認める当面の間、適用する」としている。

<簡便法>

日本の退職給付会計では、人数規模が小さい小規模企業などにおいて、退職給付債務の算出を簡便な方法で算出することが認められており、これを簡便法と呼んでいる。また、従業員300人以上の企業であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどで、原則法に基づく計算結果に信頼が得られないとされる場合には、簡便法の使用が認められている。簡便法による退職給付債務の計算方法には、年金財政計算上の数理債務の額や期末自己都合要支給額がある。

<年金資産>

退職給付会計では、制度に基づいて積立てられた年金資産だけでなく、一定の要件を満たした外部積立の資産を「年金資産」とみなしている。年金資産の額は、期末時点の時価とされている。退職給付会計上の年金資産の要件は、実務指針に4点あげられ、すべてを満たすこととされている。

- A. 退職給付以外に使用できないこと
- B. 事業主及び事業主の債権者から法的に分離されていること
- C. 積立超過分を除き、事業主への返還、事業主からの解約・目的外の払出し等、事業主の受給者等に対する詐害的行為が禁止されていること
- D. 資産を事業主の資産と交換できないこと

企業年金制度で積み立てられている資産は、この要件に該当する。さらに、要件を満たす資産であれば退職給付会計上の年金資産とされるため、「退職給付信託」という信託契約のスキームが開発された。

<退職給付信託>

信託目的が退職給付の支払いに限定された他益信託。委託者は企業、受益者は退職金制度や年金制度である。受託者である信託銀行が信託財産の管理運用処分を行う。

退職給付会計上、預けられた資産は企業年金の資産としてみなされるが、拠出時の税制優遇措置等は講じられていない。また、当該信託は、退職給付債務と年金資産の差額を超えて設定することは認められていない。

(3) 退職給付費用

退職給付会計における費用は、「退職給付費用」として企業の損益計算書の費用項目（通常は人件費に係る科目）に計上される。

<退職給付費用>

退職金、年金制度を含めた退職給付制度に関する会計上の費用。基本的考え方は、期間に対応した

発生ベースに基づいている。計算方法は以下の通り。なお、税務上の費用（損金）は別の方法で算出される。

退職給付費用＝勤務費用＋利息費用－期待運用収益＋未認識項目の費用処理額（過去勤務費用の処理費用、数理計算上の差異の処理費用、会計基準変更時差異の処理費用）

退職給付費用は前述の通り、当期増加する退職給付額から運用収益を控除するという考え方により算出される。当期増加する退職給付額は勤務費用と利息費用の合計額であり、運用収益は実際の運用収益ではなく期待運用収益を差し引く。

< 勤務費用 >

一期間の労働の対価として発生したと認められる費用。当期の勤務によって発生したとされる将来の退職金・年金の給付額を現在価値に割引くことで算出される。計算方法は以下のとおり。

また、当期の勤務費用は退職給付債務の増加の要因の一つとなる。

勤務費用（期首の在籍者）＝期首の在籍者に係る期末時点の退職給付債務－期首の退職給付債務×（1＋割引率）

< 利息費用 >

退職給付債務の経過利息。退職給付債務の計算上、割引率による現価換算を行っており、利息相当分が割引計算されている。したがって、時の経過に伴い退職給付債務が利息分、増加することになる。実際の計算は、以下のとおり期首の退職給付債務に割引率を乗じて算出する。

利息費用＝期首の退職給付債務×割引率

< 期待運用収益 >

年金資産の運用により見込まれる収益で、退職給付費用の要素の一つ。年金資産×長期期待運用収益率で計算する。長期期待運用収益率は年金資産のアセットミックスや過去の運用実績等を勘案して決定される。期待運用収益相当額、すなわち年金資産の増加分だけ負債増加を相殺する効果があるため、退職給付費用の算出時には費用から減額処理される。また、期待運用収益と実際の運用収益との差は数理計算上の差異として処理される。

期待運用収益＝年金資産×長期期待運用収益率

(4) 未認識項目の費用処理

退職給付会計上の過去勤務費用、数理計算上の差異のうち、期末時点ではまだ費用処理されず、翌期以降に繰り延べられている額をまとめて未認識項目と呼ぶ。これらの額は、一定年数により分割して費用処理することが認められている。このように、一括して費用処理するのではなく、遅延認識が認められるという点が、退職給付会計の大きな特色の1つとなっている。なお、一定期間というのは発生した期に全額処理することも認められる。

米国基準では、数理計算上の差異が一定範囲内にあるうちは費用処理を要しないというコリドーアプローチが利用されているが、日本ではこの手法は使われていない。

< 遅延認識 >

退職給付会計において発生した過去勤務費用、数理計算上の差異、会計基準の変更時差異について、それらの費用を発生年度に即時に処理するのではなく、その後の期間にわたり一定年数に分割して費用処理すること。

遅延認識が認められる理由は、(1)年金制度が長期にわたって運営され、その経済的便益は当該期

間に及ぶと考えられること、(2)前提と実績との乖離や前提条件の変更などで発生する数理計算上の差異は必ずしも確定した損益ではなく、それを発生時に全額処理すると正確な期間損益計算とならないこと、などが挙げられる。一方で、事業活動とは無関係な過去の資産・負債の変動が期間損益に影響を与えるため、正確な企業評価にとってノイズ（雑音）になるという批判もある。なお、掛金計算においては掛金を平準化することを目的としているが、退職給付会計における遅延認識は費用の平準化を目的としているわけではないことに留意する必要がある。

<過去勤務費用>

退職給付制度の変更等により発生した退職給付債務の増加または減少のこと。改定前の退職給付債務と改定後の退職給付債務の改定時点における差額を意味する。2012年の基準改正以前は過去勤務債務と表記されていたが、年金財政上の過去勤務債務との混同を避けるため、過去勤務費用と呼ぶことになった。発生した過去勤務費用は従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数にわたり費用処理される。なお、ベースアップによる退職給付債務の変動は退職金規定自体の変更にはあたらないため、過去勤務費用には該当せず、数理計算上の差異となる。

<未認識過去勤務費用>

退職給付会計上発生した過去勤務費用のうち、期末時点で費用処理されていない額のこと。

<数理計算上の差異>

退職給付会計では様々な仮定が用いられているが、その仮定を用いた予測値と実績値の差、およびその仮定自体の変更により発生した差額のことを指す。この差額の発生要素には、(1)年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、(2)退職給付債務の数理計算に用いた仮定と実績との差異、(3)計算前提（割引率、昇給率、予定退職率）などの変更、があげられる。

費用処理方法としては、従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数にわたっての処理が認められている。

<未認識数理計算上の差異>

退職給付会計上発生した数理計算上の差異のうち、期末時点で費用処理されていない額のこと。この額は定額法または定率法により、発生した期または翌期から、従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数にわたり費用処理される。

<平均残存勤務期間>

退職給付会計の費用処理期間の設定に用いられる。在籍する従業員が貸借対照表日から退職するまでの平均勤務期間のことを指す。

期間の算定には、退職率と死亡率を加味した年金数理計算上の脱退残存表を用いて算定する方法を原則とするが、実務上は標準的な退職年齢から貸借対照表日現在の平均年齢を控除して算定する方法も認められている。

<定額法>

退職給付会計における過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法の一つで、原則としてこの方法が用いられることとなっている。具体的には、各年度の発生額を従業員の平均残存勤務期間内の一定年数で按分して費用処理する方法。

定額法では過去勤務費用または数理計算上の差異を発生年度別に管理し、それぞれについて発生年度以降、平均残存勤務期間の一定年数で費用処理を行う。

<定率法>

退職給付会計における過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法の一つ。未認識過去勤務費用または未認識数理計算上の差異の残高の一定割合を費用処理する方法で、定率は費用処理期間内（平均残存勤務期間内の一定年数）で、当該発生金額の概ね 90%が費用処理されるように決

定する。

退職給付会計の適用指針では数理計算上の差異の費用処理方法については定率法を採用することも可能としているが、過去勤務費用については頻繁に発生するものでない限り、定額法が望ましいとしている。

(5) 貸借対照表への負債、資産の表示

退職給付会計の目的の 1 つが、退職給付に関する資金準備の状況を母体企業の財政状態へ反映することである。その方法として、負債、資産を両建てで貸借対照表に表示するのではなく、両者を相殺して表示する方法が使われる。年金資産及び年金債務の差額のみを計上するという方法である。

なお、2012 年の退職給付会計基準の改正で、貸借対照表への表示方法は大きく変更された。連結決算に関しては、期末の退職給付と年金資産の差額がそのまま計上されるが、単独決算では両者の差額から費用処理が行われていない未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の残高を控除した額が貸借対照表に計上される。

<退職給付に係る負債>

連結貸借対照表に退職給付の積立状態として表示する際の勘定科目の名称。計算方法は以下の通り。

$$\text{退職給付に係る負債} = \text{退職給付債務} - \text{年金資産}$$

連結貸借対照表には期末の積立状態をそのまま反映することになる。そのためには、まず期末の退職給付債務及び年金資産の帳簿価格を期末の時価に洗い替える必要がある。具体的には期中に発生した数理計算上の差異（時価変動）や制度変更に伴う債務の増減（過去勤務費用）を損益として計上しなくてはならない。ただ、この損益については損益計算書を通じて計上するのではなく、包括利益計算書でその他の包括利益（退職給付に係る調整）として計上される。なお、その他の包括利益に計上された額はその後的一定期間で損益計算書に計上する（遅延認識）が、包括利益計算書では、その他の包括利益として計上されていた額を解消するために、損益計算書に計上した損失（利益）と同額の利益（損失）を計上する。その結果、その他の包括利益累計が利益剰余金に振り替えられることになる。これを組替処理（リサイクリング）と呼んでいる。

なお、退職給付債務 > 年金資産の場合には「退職給付に係る負債」が計上されるが、逆に、退職給付債務 < 年金資産の場合、貸借対照表には「退職給付に係る資産」が計上される。

<退職給付引当金>

改正後の基準で、退職給付の積立状況の表示方法が変更された。連結決算では上記のとおり、期末の退職給付債務と年金資産の差額がそのまま表示され、単独決算においては従来の処理方法が踏襲されることになった。その計算方法は以下のとおり。

$$\text{退職給付引当金} = \text{退職給付債務} - \text{年金資産} - \text{未認識債務（未認識過去勤務費用、未認識数理計算上の差異、会計基準変更時差異の未処理額）}$$

この式の意味するものは、期末の退職給付債務、年金資産の時価のうち、すでに費用として認識された部分だけを積立状況として反映するということである。退職給付債務や年金資産の変動には、計算結果として織り込まれた勤務費用、利息費用、期待運用収益の他、退職給付債務の計算誤差や金利による変動、さらには実際の運用収益と期待運用収益の差などが含まれている。数理計算上の差異は一定期間で処理されることになっているため、期末時点では処理が終わっていない残高（未認識数理計算上の差異等）が存在する。未認識債務の残高を控除することで、貸借対照表には費用処理された部分のみが反映されることになる。

<前払年金費用>

改正後の退職給付会計では、年金資産>退職給付債務の場合には退職給付に係る資産が計上されるが、旧基準及び基準改正後の単独決算では積立超過分を前払年金費用として資産の部に計上する。

貸借対照表に反映される積立状況は実際の積立状態（退職給付債務－年金資産）に費用処理を繰延べている未認識債務を加減しているため、前払年金費用は積立不足の場合にも計上されることがある。この場合、未認識債務が費用処理されるにつれて前払年金費用が取崩されることになる。

(6) 制度終了の会計

退職給付会計では制度終了を、資産の減少を伴って退職給付債務が減少することと定義している。したがって、制度を廃止したり、確定給付型の制度をすべて確定拠出年金に移行するような場合だけでなく、一部を確定拠出年金に移行したり、大量の退職者が発生して退職給付債務が著しく減少する(概ね30%程度)場合も制度終了会計が適用される。

<終了損益>

会計上の制度終了の定義は、資産の減少と引き換えに債務が消滅するというものであり、制度終了の会計は一種の清算取引と考えられる。借入金の返済という清算取引では、返済額と債務の減少額が一致するため損益は生じないが、退職給付会計では債務として認識している退職給付債務と支払額は一致しない。したがって、減少する資産と消滅する債務の差額が、制度終了に伴う損益として発生する。具体的には、減少する債務>減少する資産であれば、利益が計上される（逆の場合は損失）。さらに、制度終了の処理を行うにあたっては、遅延認識で損益の処理が繰り延べられている部分を追加処理することが必要となる。発生した損益を一定期間で繰延べる遅延認識は、制度が継続的に運営されていることを前提として行われる処理であり、制度が終了すれば遅延認識を行う理由がなくなるからだ。

具体的な例を数値で示すと以下のとおりとなる。例えば、確定給付企業年金から確定拠出年金に過去分も含めて制度の一部を移行するとして、確定給付企業年金の退職給付債務200のうち、100の債務が減少し、確定拠出年金へ移換する資産額が80、未認識債務の残高（借方差異＝損失）が30であったとする。この場合、移行に伴い減少する債務が100、減少する資産が80であり、差額の20が利益となる。一方、未認識債務の残高30のうち、減少する退職給付債務に相当する額（ $100 \div 200 \times 30 = 15$ ）は終了に伴い一括処理するため、 $20 - 15 = 5$ が終了に伴う利益として特別利益に計上される。

4. 退職給付会計の改正と修正国際基準

2012年に退職給付会計の改正が行われたが、当初は基準の見直しは二段階で行われる予定となっており、2012年の改正はステップ1と位置づけられていた。当初計画通りであれば、第二段階の見直しが行われるはずだが、現在のところその動きは見られない。

その背景は、2011年に改正されたIAS19号の改正内容が日本が国際的に発信している主張と相入れない部分があるからだと考えられる。IAS19号は発生した再測定（日本基準における数理計算上の差異と概ね同じ概念）をその他の包括利益で計上するが、その後損益計算書に計上する、いわゆるリサイクリングを行うことを認めていない。

日本の会計基準設定主体等は、その他の包括利益に計上された損益は、その後必ず損益計算書に計上すべきという主張をしている。少なくとも、その他の包括利益に関する取扱いについて歩み寄りがない限り、退職給付会計の見直しは進まないと考えられる。

ちなみに、IFRSの任意適用拡大を目指して策定された修正国際基準でも、再測定に関してはIFRSの規定を修正し、平均残存勤務期間で損益計算書に計上することを求めている。

【米国の退職給付会計基準】

1. 米国の退職給付会計基準の概要
2. 日米基準の比較
3. 最近の改正

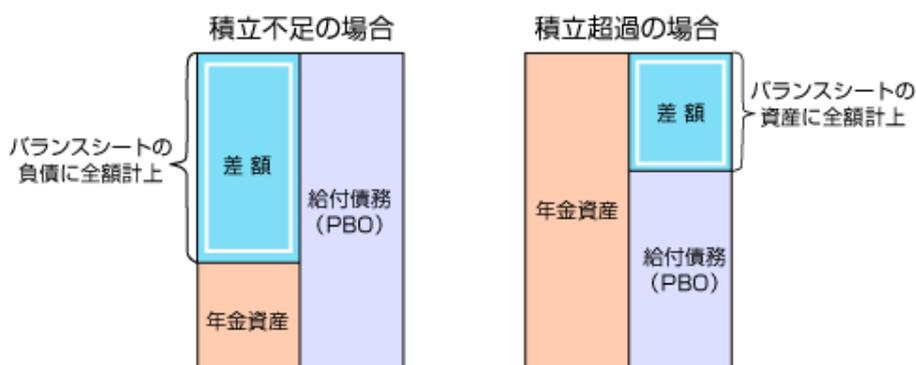
1. 米国の退職給付会計基準の概要

米国の退職給付会計基準は、米国財務会計基準審議会（FASB）により編纂された ASC715 号（Compensation-Retirement Benefits）に規定されている。ASC715 号は、それまでの財務会計基準書（FAS）87号、88号、132号、158号をまとめたものである。

企業会計基準の国際的なコンバージェンスが進み、退職給付会計においても米国基準と国内基準、および国際基準（IAS19号）間の違いはほとんど解消されている。残されている違いの一つとして数理計算上の差異の処理方法がある。数理計算上の差異はその他の包括利益で一時に全額処理されたのち、いわゆるリサイクリングがされ損益計算書上一定年数にわたって遅延認識されるが、米国基準では数理計算上の差異の累積額がPBOまたは年金資産いずれか大きい方の10%以内であれば費用処理不要（コリドールールと呼ばれる）となっている。国内基準では当該ルールはなく費用処理は必ず行う必要がある。国際基準ではその他の包括利益で一時に全額処理されたのち、リサイクリングは行われず損益計算書に反映されることはない。

<バランスシートの計上方法>

基本的に国内の連結基準と同様であり、PBOと年金資産の差額が全額計上される。



<費用処理方法>

基本的に国内の連結基準と同様であるが、上述のとおり数理計算上の差異については、コリドールールに基づき費用処理の要否を判定のうえ、一定年数による遅延認識で費用処理される。

（*）コリド一部分（＝PBOまたは年金資産のいずれか大きいほうの10%）は費用処理の対象外とすることが可能

2. 日米基準の比較

日本の退職給付会計基準と比較すると、コリドールールの有無の他、年金資産の評価（費用算出時）と開示が異なっている。

| | 米国基準(ASC715) | 日本基準 (退職給付会計基準) |
|---------|--|--------------------|
| 基本的な考え方 | 退職給付に関する制度について、統一の基準で給付債務を評価し、発生主義で費用処理を行う | 同左 |

| | | 米国基準(ASC715) | 日本基準 (退職給付会計基準) |
|------------------|---------------------------------|---|---|
| 債務の評価 | | 予測給付債務(PBO)を使用 | 退職給付債務 考え方は PBO と同様 |
| 年金資金の評価 | | 公正価値(時価)を使用 ただし費用算出時には 平滑化した額でも可 | 公正価値のみ |
| 未認識債務の種類 | | 数理計算上の差異、過去勤務費用 会計基準変更時差異 | 同左 |
| 費用処理方法 | 費用の算出 | 勤務費用+利息費用-期待運用収益 +未認識債務の処理費用 | 同左 |
| | 未認識債務の 費用処理 (遅延認識) | 一定年数にて費用処理 (遅延認識有り) | 同左 |
| | 数理計算上の差異 の処理の対象 (コリドールール) | コリドールール有 (PBO または年金資産のいずれか大きい方の 10%以内であれば費用処理不要) | コリドールール無 (数理計算上の差異は全て費用処理の対象) |
| 貸借対照表への 負債の計上 | | PBO と年金資産の差額が積立不足の場合は負債、積立超過の場合は資産に 全額計上 | 連結決算は同左 単独決算は退職給付債務から年金資産 及び未認識項目を控除して負債を計上 |
| 損益計算書への 費用計上 | | 勤務費用は営業費用、その他の費用 (利息費用、期待運用収益、数理計算上の差異及び過去勤務費用)は営業外 費用に分割計上 | 退職給付費用は要素毎の 分割計上は行わない |
| 開示 | | 債務・資産、費用、基礎率に加え、 資産構成、将来の給付額見込み等、 詳細な開示が必要 | 債務・資産(期首～期末残高調整表含む)、 費用、基礎率、資産構成 等 |

3. 最近の改正

2017 年の ASU (Accounting Standards Update) 2017-07 において退職給付費用を分割計上する改正が行われ、2017 年 12 月 16 日以降に開始される事業年度から適用されている。

具体的には、費用要素を勤務費用とその他(利息費用、期待運用収益、数理計算上の差異、過去勤務費用)に分け、勤務費用は通常の給与等の人件費と同様に営業費用に計上し、その他は営業外費用に計上することになった。

IFRS ではこれまで分割計上が強制されていなかったが、2019 年 12 月に「全般的な表示及び開示」の公開草案を公表し、その中で営業損益を表示し、営業損益において勤務費用を計上し、純利息は財務損益に計上することを提案している。公開草案通りに決定されれば IFRS も費用を要素毎に分割して計上することになる。

【IAS19号（国際会計基準第19号）】

1.IAS19号とは

2.IAS19号のポイント

- ・資産・負債の変動の即時認識
- ・期待運用収益の廃止
- ・退職給付費用の表示

1. IAS19号とは

IAS19号（国際会計基準第19号）は、従業員給付の会計処理を定めたものである。日本では年金の会計と解されているが、実際には短期従業員給付と退職後給付、その他の長期従業員給付の会計処理をまとめたものである。年金会計は退職後給付に含まれるが、退職後給付は年金だけでなく医療給付なども含まれる。ちなみに、短期従業員給付は給与・賞与の他、有給休暇、その他の長期従業員給付は長期勤務休暇（永年勤続者に対しての休暇制度）などである。

2. IAS19号のポイント

IAS19号は1998年2月に公表され、2011年に大幅な改正が行われ現在に至っている。2011年の改正では、①資産・負債の変動の即時認識、②期待運用収益の廃止、③費用表示方法の見直し、が行われた。

<資産・負債の変動の即時認識>

従来は数理計算上の差異についてはコリドールールを伴った遅延認識及び即時認識の選択適用が認められていた。一方、過去勤務債務に関しては、受給権確定分は即時、受給権未確定分は受給権が確定するまでの期間で処理することとなっていた。改正により、数理計算上の差異の遅延認識の選択肢が排除され、過去勤務債務についても受給権の有無を問わず即時で処理することとされた。

<期待運用収益の廃止>

国際基準でも、従来は退職給付費用の構成要素（費用の減額要素）として年金資産の期待運用収益が計上されてきた。しかし、改正IAS19号では、期待運用収益が廃止された。事業主の恣意性が入る余地が大きいというのが廃止の理由である。ただ、年金資産を積立していることの経済的な効果を考慮するため、期待運用収益の代わりに利息収益（年金資産×割引率）を計上する。

<退職給付費用の表示>

これまでの基準では、退職給付費用を構成する要素は、①勤務費用、②利息費用、③期待運用収益、④過去勤務費用の処理額、⑤数理計算上の差異の処理額その他、となっていた。新しい基準では、期待運用収益が廃止されることに伴い、確定給付債務のネットの利息相当分として純利息（利息費用－利息収益）が計上される。一方、期中の資産・負債の変動は期末時点で即時に反映されるため、過去勤務費用は受給権の有無に関わらず当期の費用としてすべて計上されるほか、これまで数理計算上の差異として扱われてきた資産・負債の時価変動についても「再測定」という項目で即時に認識されることになる。

ただ、従来、資産で発生する数理計算上の差異は、期待運用収益を織り込んだ期末の予想資産額と実際の時価資産額だったのに対し、新基準では、織り込まれる年金資産の収益は年金資産×割引率であるため、実際の時価資産額と年金資産×割引率を織り込んだ期末の予想値との差額が資産サイドで発生する再測定となる。

また、再測定は当期利益には反映せず、その他の包括利益に計上する。なお、日米の基準とは違い、発生した再測定をその後損益計算書を通じて当期利益へ計上し利益剰余金に組み替える処理（いわゆるリサイクリング）は行わない。ただし、その他の包括利益に計上した額を資本の部の中で利益剰余金に振り替えることは認められる。

勤務費用と純利息を純損益で認識することを求めているが、損益計算書のどこに表示するかは特に強制していなかった。しかし、2019年12月に公表された「全般的な表示及び開示」の公開草案では、勤務費用は営業損益として計上し、純利息は財務損益として計上することが提案されている。

【確定給付企業年金制度の掛金】

1. 掛金の算定方法
2. 計算基礎率
3. 掛金の区分
4. 掛金の負担
5. 掛金額の再計算

確定給付企業年金の掛金については、確定給付企業年金法、同法施行令および同法施行規則に定められている。法令上、多様な掛金の拠出方法が認められており、企業の負担能力に応じた拠出を検討することができる。（「3. 掛金の区分 <補足掛金額> 」ご参照）

1. 掛金の算定方法

掛金の算定方法は、1～5の方法と、それらを組み合わせる方法が認められている。なお、掛金は、年1回以上、定期的に拠出する必要があるが、毎月拠出が義務付けられているわけではない。

1. 定額
2. 給与に一定の割合を乗ずる方法
3. 給与に類するものに一定の割合を乗ずる方法
4. 加入者の性別、年齢又は加入資格取得時年齢に応じて額を定める方法
5. 給与又は給与に類するものに加入者の性別、年齢又は加入資格取得時年齢に応じて定めた割合を乗ずる方法

2. 計算基礎率

掛金の額は、以下の計算基礎率に基づき計算される。（確定給付企業年金施行規則第43条）

- 予定利率
下限予定利率以上で、積立金の運用収益の長期予想に基づき合理的に定める。
- 予定死亡率
厚生労働大臣が定める基準死亡率とするのが一般的であるが、死亡の実績及び予測に基づき基準死亡率に一定の率を乗じた死亡率とすることができる。
- 予定脱退率
脱退の実績（原則として、過去3年以上の実績）及び予測に基づき定める。
- 予定昇給率
昇給の実績及び予測に基づき定める。合理的な方法により将来のベースアップを見込むことができる。
- その他の基礎率
計算上の予定新規加入年齢などがあり、それぞれの実績及び予測に基づき定める。

3. 掛金の区分

確定給付企業年金制度の掛金の額は、標準掛金額、補足掛金額、その他の掛金の額に区分して規約に定める。補足掛金額には複数の種類があり、積立不足を解消するために様々な拠出方法が認められている。

<標準掛金額>

将来期間に係る給付に要する費用に充てるために拠出する掛金額。

<補足掛金額>

補足掛金額は、標準掛金のみでは将来にわたって財政の均衡を保つために必要な額に満たない場合に、標準掛金に追加して拠出する掛金額。この補足掛金額には、次の4つの種類がある。

ア. 特別掛金額

過去勤務債務の償却に充てる掛金額。規約に定めた期間での均等償却、弾力償却、定率償却、段階引上げ償却のいずれかの方法で計算する。

| | |
|----------------|--|
| 均等償却 | 過去勤務債務の額を3年以上20年以内の予め規約で定めた期間で均等に償却する方法 |
| 弾力償却 | 過去勤務債務を予定より早く償却するために予め一定の基準により掛金の上下限(*)を規約で定め、毎年予算作成時にその範囲内で任意の特別掛金率を定める方法 |
| 定率償却 | 毎事業年度末の過去勤務債務の残高に、規約で定めた償却割合(15%以上50%以下)を乗じて償却する方法 |
| 段階引上げ償却 | 過去勤務債務の額の償却開始後5年を経過するまでの間に、定期的かつ引上げ額が経年的に大きくならない方法で、段階的に特別掛金額を引き上げる方法 |

(*)弾力償却時の上下限の算定方法

まず、予定償却期間を定め、その期間で均等償却するよう算出した掛金額を下限とする。次に、予定償却期間に対応して規定された最短期間に基づき算出した掛金額を上限とする。(例：予定償却期間20年⇒最短期間10年、予定償却期間10年⇒最短期間6年)

※定率償却を除く上記の方法により特別掛金を算定する場合において、基準日以降における加入者の数又は加入者の給与の額の変動を見込んで算定することも可能

イ. 次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額を償却するための掛金（特例掛金）

実際の財政運営において前提条件との乖離が予想される場合、その差を抑制するための掛金拠出が認められている。

次回の財政再計算までに、運用利回りの低下、加入者数または給与の著しい変動を要因として発生することが予想される積立不足額については、それを償却するための掛金を上乘せしめて拠出することができる。当該掛金額は、次回再計算時までの期間で償却が完了するように計算される。

ウ. 非継続基準の財政検証における積立不足を償却するための掛金（特例掛金）

確定給付企業年金制度では、毎年の決算において非継続基準による財政検証を行い、積立金の額が最低積立基準額を下回った場合に、当該下回る額を限度に追加掛金の拠出が必要となる（一定要件に該当すれば拠出を行わないことも可能）。

エ. 一括拠出の対象となる掛金

制度の終了・解散時、事業所脱退時には、法令で定める金額に不足する場合には、一括にて掛金拠出が求められる。

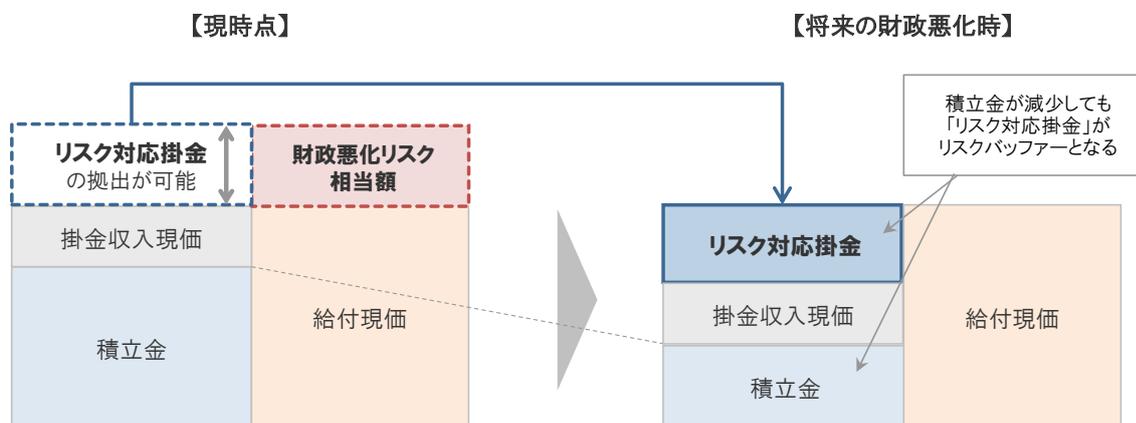
<リスク対応掛金>

2017年1月1日に導入された新しい概念の掛金。拠出弾力化の基本的な考え方は、従来できなかった、将来の財政悪化に備えたリスクバッファとしての事前積立を可能とすることである。具体的には、将来発生するリスクを「財政悪化リスク相当額(※)」として測定し、その範囲内で「リスク対応額」を規約に定め、新しい掛金である「リスク対応掛金」の拠出ができるようになった。

※「財政悪化リスク相当額」とは、将来において20年に1度程度発生する損失額のことであり、標準的な算定方法と特別算定方法の2種類の算定方法がある。標準的な算定方法では、資産区分ごとにあらかじめ厚生労働省によって定められたリスク係数を乗じて、財政悪化リスク相当額を算定する。標準的な算定方法による算出が困難な場合や標準的な算定方法に定めのないリスクを見

込む場合には、厚生労働大臣に承認（特別算定承認）を得ることを前提に、信頼できるデータや手法に基づき、各制度の実情に合った方法（特別算定方法）で算定することができる
従来の掛金拠出の仕組みは、景気の変動に応じて拠出額が変動しやすい構造にあるが、このリスク対応掛金の拠出により、将来の財政悪化時に積立金が毀損したとしても、リスク対応掛金がリスクバッファーとなり、給付現価を上回る財源の確保が可能となる。

この新しいスキームでは、積立不足解消の為の追加掛金の事後拠出を回避することができ、安定的な財政運営が期待できることになる。



<その他の掛金>

事務費掛金

確定給付企業年金制度の実施に要する事務費の負担のために事務費掛金を設定することができる。基金役職員の人件費・基金運営のための事務所経費、会議費等を賄うために使用される。基金型の場合、規約で定めることにより、加入者等の福利厚生に関する事業を行うことができる。これに充てるために事務費掛金を拠出する場合もある。

4. 掛金の負担

確定給付企業年金では、事業主負担が原則で、同意を得た加入者に限り加入者負担が可能となり、加入者負担を強制することはできない。加入者の負担額については、掛金総額の2分の1までとされている。（確定給付企業年金施行令第35条）

5. 掛金額の再計算

掛金額の見直しを行う財政再計算は、少なくとも5年ごとに行う。以下の1~3の場合は、速やかに再計算を行わなければならない。

1. 企業年金基金の合併・分割
2. 規約型・基金型相互間の移行
3. 次に該当する場合（掛金の額に係る規約の変更が不要の場合を除く）
 - ア. 加入者数が著しく変動した場合
 - イ. 加入資格又は給付設計を変更する場合
 - ウ. 事業所の給付の支給に関する権利義務を移転・承継する場合
 - エ. 過去勤務債務の額の予定償却期間の短縮・償却割合の増加を行う場合
- オ. その他事情に著しい変動があった場合

【キャッシュバランスプラン】

1. はじめに
2. 給付設計
3. 財政運営
4. 退職給付会計に対する影響
5. 従業員に対する影響

1. はじめに

近年、年金制度を取り巻く経済・社会・雇用環境が大きく変化する中、企業年金制度は年金財政上や企業会計上で直面する課題の解決はもとより、将来を見据えた制度運営が求められる。

企業年金は公的年金の補完機能、老後の所得保障機能を担うが、近年の退職給付制度には公的年金の給付のスリム化、退職給付会計への対応、能力・成果主義導入や雇用流動化等による就業構造の変化に応じた処遇見直し等、様々な課題への対応が求められている。

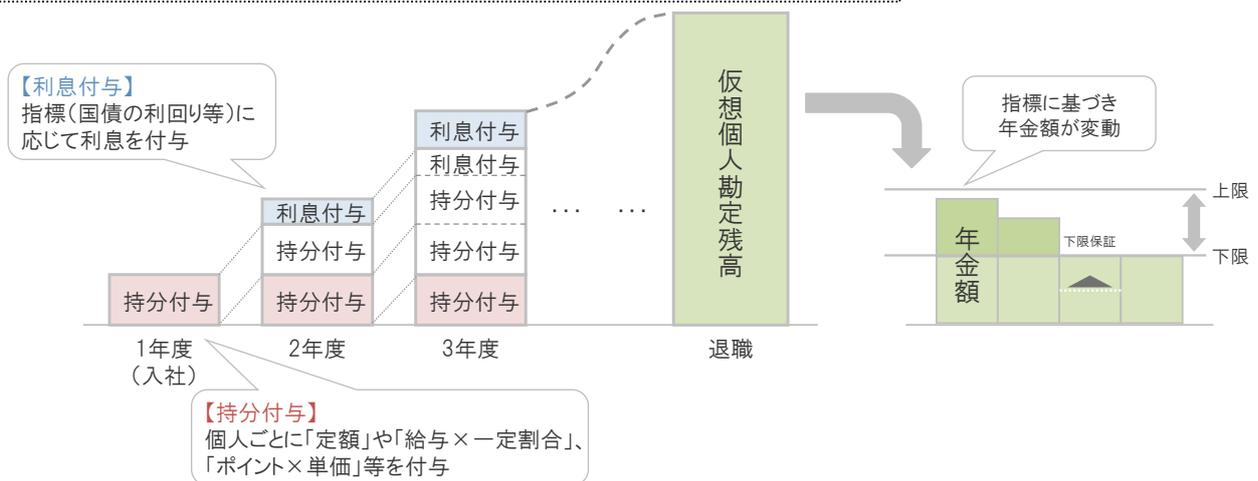
このような環境下、キャッシュバランスプランは経済環境の変化を給付額等に反映させることにより、年金制度の安定運営を目的に2002年4月から厚生年金基金と確定給付企業年金で導入可能となり、退職給付制度の新たな選択肢として多くの企業・基金で採用されている。

2. 給付設計

キャッシュバランスプランは、確定給付制度の長所である一定の給付保証性を維持しつつ、確定拠出制度の特徴である個人別残高を持つ仕組みである。なお、個人別残高は算定時点の給付額（仮想個人勘定残高）を意味し、保有する資産の残高でないことに留意が必要である。

給付額は、加入から退職までの期間、規約に定める持分付与額、指標に基づく利息付与額を累計し、退職時に累計額を年金・一時金として給付する仕組みである。従来型の給付設計と異なり、指標を国債利回りとする場合、実勢利率に連動して年金給付額が変動する。

$$\text{給付額} = [\text{持分付与額} \cdot \text{利息付与額の累計額}] \times \text{退職事由別支給係数}$$



<持分付与額 (ペイ・クレジット) >

持分付与額は一定の期間毎に個人勘定残高に付与される額であり、(ア)定額、(イ)給与×一定割合、(ウ)ポイント×単価等で設定することが可能である。

持分付与額の意義は、「毎年度個人別に付与する持分を積上げる方式」で行うことである。持分付与額を定額とすれば加入期間に応じた年功的な給付設計となり、給与比例やポイントとすれば在職中の企業貢献度を毎年度積上げる成果主義的な給付設計となる。

拠出クレジット、ペイ・クレジット、付与ポイントなどとも呼ばれる。

<利息付与額（インタレスト・クレジット）>

利息付与額は個人勘定残高に対して再評価率で付利した利息部分である。再評価率は、①定率、②国債利回りその他客観的な指標※であり合理的に予測可能なもの、③積立金の運用利回りの実績、④①～③の組合せ、⑤②～④に一定の上限または下限を定めたもの、のいずれかで、いずれも零を下回らないこととされており、実務上、再評価率は国債応募者利回りを採用するケースが多い。なお、運用実績を基に個人勘定残高を決定する場合、単年度では前年比マイナスとすることはできるが、加入期間累計でマイナスとすることはできない。

利息クレジット、インタレスト・クレジット、利息ポイントなどとも呼ばれる。

※ 全国消費者物価指数、賃金指数および市場インデックス（東証株価指数、Russell/Nomura Prime インデックス等）

<年金額改定>

退職時の個人勘定残高に基づき年金額を算定する場合、年金換算率に国債利回り等の指標を用いることができる。指標を国債利回りとする場合、一定期間ごとに年金額を改定することが可能である。この場合、利率に上限・下限を設けることにより年金額の変動を抑える方法がある。

<キャッシュバランスプラン類似制度>

加入から退職までの期間は、最終給与比例制・ポイント制等の従来型の給付設計を行い、年金額算定上の年金換算率に国債利回り等の指標を用いる制度をいう。受給中の年金額改定のみ適用するため、通常のキャッシュバランスプランに比べ給付額の変動要因は少ないが、財務面の導入メリットは減少する。また、同制度は「擬似キャッシュバランスプラン」ともいわれる。

3. 財政運営

キャッシュバランスプランは確定給付型の制度の1分類であり、従来の財政運営と同様に、予定利率や昇給率等の計算基礎率に基づく数理計算により掛金を算定する。相違点は、給付額の再評価や年金額改定に用いる指標の予測が必要なことである。

<指標の予測>

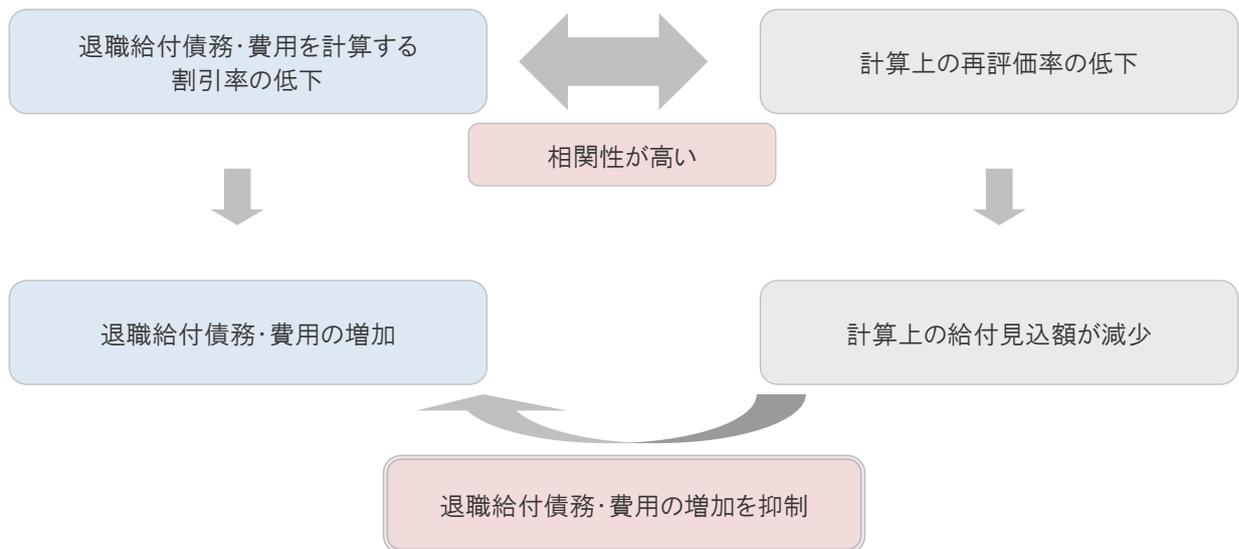
給付額の再評価や年金額改定に用いる指標の予測は実績および将来の見通しに基づいて事業主等が主体的に決定する。指標を国債利回りとする場合、(ア)評価時点での指標、(イ)過去の一定期間の平均、(ウ)市場や経済指標の将来の見通しに基づいた予測値等、将来の年金財政への影響を勘案した上で慎重に決定することが必要である。

4. 退職給付会計に対する影響

指標を国債利回りとする場合、退職給付債務・費用の安定化効果等を享受できる。低金利下では、割引率の低下により退職給付債務・費用は増加するが、同時にキャッシュバランスプランで用いる指標の低下により計算上の給付見込額も減少することとなり、結果として割引率の低下による退職給付債務・費用の増加を抑制する効果が生じる。逆に、高金利下では、割引率の上昇による退職給付債務・費用の減少を抑制することになる。なお、給付算定式基準を採用している場合で、一定の条件を満たす場合（割引率＝指標利率、退職事由別の給付格差がない、確定年金であるなど）、仮想個人勘定が退職給付債務となる。

退職給付債務は国債利回りを基礎とした割引率で算定することが多いことから、一般的にはキャッシュバランスプランで用いる指標と割引率は相関性が高いものと考えられる。したがって、キャッシュバランスプランは、退職給付会計上、金利水準が変動しても、退職給付債務・費用の増減を緩和し安定化に資することとなる。

【例. 低金利下における退職給付債務・費用の安定化効果】



5. 従業員に対する影響

国債利回りにより付利される利息付与額は低金利であれば少額、高金利であれば多額となることから、個人勘定残高および年金額が実勢利率等に応じて変動することとなる。しかし、金利水準はインフレ率に連動するため実質価値が維持されることが考えられること、さらにマイナス利回りとはできない法令上の制約もあるため、一定の給付保証性を維持できる制度である。

【日本の確定拠出年金制度】

1. 確定拠出年金とは
2. 日本の確定拠出年金の概要
3. 既存制度からの移行

1. 確定拠出年金とは

確定拠出制度は「Defined Contribution Plan」を訳したもので、「拠出（掛金）建て制度」とも呼ばれる。DC と略されることも多い。年金制度は、この確定拠出制度と確定給付制度（Defined Benefit Plan）とに分けられる。なお、確定給付制度は年金制度だけでなく退職一時金制度も含むが、確定拠出制度は掛金の拠出を前提としているため年金制度以外にはありえない（年金制度への拠出を行わない場合は、給与もしくは前払い退職金という取扱いとなる）。日本における確定拠出年金は、企業型 DC と個人型 DC（通称 iDeCo）の 2 つの制度がある。

確定拠出年金は掛金建てといわれるとおり、予め掛金額もしくは掛金の算定方法が規約で定められている。一方、確定給付制度は給付額もしくは給付額の算定方法が規約で定められている制度である。どちらの制度においても、給付は掛金と運用収益で賄われるが、運用収益は年金資産が有価証券等を中心に運用されるため変動することになる。このため、掛金拠出額が変動しない確定拠出年金では、給付額が運用収益の増減に伴い増減することになる。一方、確定給付制度では、予め定められた給付を過不足なく行えるよう掛金により調整する。つまり、資産運用のリスク及びリターンについて、確定拠出年金では加入員が引き受け、確定給付制度では事業主が引き受けるという違いがある。



<米国の 401 (k) プラン>

401 (k) プランとは、米国で実施されている確定拠出年金制度の 1 つ。日本の企業型確定拠出年金のモデルとなった制度であり、日本においては確定拠出年金のことが“日本版 401 (k)”と呼ばれることもあるが、実際は日本の制度とは大きく異なる制度である。

401 (k) プランは、米国の内国歳入法 401 条 (k) 項の適用を受ける制度のことである。その年度で受取る報酬の一部について、現金給与として受取るかあるいは年金制度への掛金として拠出するかを選択する仕組みである。給与か掛金かを選択する仕組みであるため CODA (Cash or Deferred Arrangement) とも呼ばれている。年金制度への掛金拠出を選択した場合は、当該拠出金額を所得金額から控除し課税対象外とする税制優遇措置が受けられる。年金資産の運用収益も非課税であり、一定年齢到達後の給付時に所得として課税される。

401 (k) プランが企業年金として取り扱われるのは、企業が従業員に支払う報酬を原資としており、さらに企業のマッチング拠出が可能であるためである。マッチング拠出とは、従業員の拠出金額 1 ドルに対して何セントといった形式で従業員拠出に上乗せして拠出する仕組みである。

このように米国の 401 (k) プランは自らの報酬を拠出することが前提であり、強制加入ではない。そのため、低所得者は加入しないケースも多く、老後の所得保障という観点で課題もあるため、401 (k) へ自動的に加入させる仕組みが用いられている（自動加入を採用するかどうかは企業の任意であり、従業員は任意で脱退することも可能）。

アメリカでは、DB に対する積立基準の強化と米国の退職給付会計基準の見直しに対する債務削減

の観点から、2000年代以降、DBからDCへの制度移行が進んでおり、DBプラン数が減少傾向にある一方、DCプラン数は増加傾向にある。米国労働省の統計資料*1によると、2019年でDBのプラン数の割合は7%、資産残高の割合は31%で、DCのプラン数の割合は93%、資産残高の割合は69%となっている。

*1：米国労働省（2019）「Private Pension Plan Bulletin Abstract of 2019 Form 5500 Annual Report, Data Extracted on 6/29/2021」

2. 日本の確定拠出年金の概要

日本の確定拠出年金は、企業型DCと個人型DC（通称iDeCo）があり、2001年10月1日から制度がスタートした。企業型DCは厚生年金保険適用事業所の事業主が実施する制度であり、iDeCoは国民年金基金連合会が実施する制度である。なお、iDeCoの創設当初の加入資格は、DCを含めた企業年金制度が実施されていない企業の従業員および自営業者等（第1号被保険者）のみであったが、2016年「DC等改正法」により、企業年金加入者を含めて公務員や専業主婦（第3号被保険者）にも適用範囲が拡大され、2017年1月1日から原則として誰でも加入できるようになった。さらに、2020年「DC等改正法」により、2022年10月1日からは企業型年金規約にiDeCoへ加入可能である旨の規定がなくても、従業員が任意で拠出限度額の範囲内でiDeCoに加入できるようになった。

<DC・DB・退職一時金の比較>

| | 確定拠出年金(企業型) | 確定給付企業年金 | 退職一時金 |
|----------------|---------------------------------------|---|-----------------------------|
| 掛金 | 掛金の限度額あり(年額66万円) (企業年金加入者は年額33万円) | 特段の制限なし | — |
| 年金資産の保全 | 社外積立 | 社外積立 | 社内積立(内部留保) |
| 年金資産の運用主体 | 加入者が自ら運用商品を選択 | 企業・基金が一括して運用指図 | — |
| 年金資産運用リスク | ・運用リスクは加入者が負う ・企業の追加負担なし(資金負担の固定化) | ・運用リスクは企業が負う ・企業の追加負担の可能性あり | 積立金を持たないため、 積立金の運用リスクはない |
| 加入者に対する投資教育の実施 | 企業は加入者に対して運用指図のために必要な情報等を提供する義務あり | 不要 | 不要 |
| 将来の給付額 | 運用実績により変動 | あらかじめ規約に定められた金額 | あらかじめ規約に定められた金額 |
| 給付設計の弾力性 | 給付カーブは元利合計カーブとなる (退職事由別乗率の設定はできない) | 承認・認可基準の範囲内であれば 自由な設計が可能 | 労使合意に基づき自由な設計が可能 |
| 給付時期 | 原則60歳以降 (原則として60歳まで中途引出し不可) | 原則退職時に発生 (規約に定めれば60歳前でも給付可能) | 原則退職時に発生 |
| 残高管理 | 個人毎に残高を管理 | 個人毎の残高管理はない (ただし、キャッシュバランスの場合は 仮想個人勘定残高管理があり) | — |
| ポータビリティ | 他のDCまたはDB等への個人別管理 資産の移換が可能 | 他のDBまたはDC等へ脱退一時金 相当額の移換が可能 | 移換不可 |
| 企業会計上の取扱い | 退職給付債務の計上が必要 (掛金の費用計上のみ) | 退職給付債務の計上が必要 (資産の積立あり) | 退職給付債務の計上が必要 (資産の積立なし) |
| 給付にかかる課税等 | 年金は雑所得(公的年金等控除) 一時金は退職所得 | 年金は雑所得(公的年金等控除) 一時金は退職所得 | 退職所得 |

<拠出限度額>

掛金拠出額には上限が設けられている。企業型DCは他に企業年金(DB等)を実施しているか否かで拠出限度額が異なる。企業型DCの拠出限度額は、他に企業年金を実施していない場合は月額5万5,000円、他に企業年金を実施している場合は同2万7,500円である。iDeCoの拠出限度額については、①企業型DCのみ加入者は月額2万円、②企業型DCと他の企業年金に加入している場合は同1万2,000円、③他の企業年金のみ加入者は同1万2,000円、④企業型DCおよび他の企業年金にも加入していない場合は同2万3,000円、⑤自営業者等の第1号被保険者は同6万8,000円、⑥第3号被保険者は同2万3,000円となっている。

また、2020年DC等改正法により、2022年10月1日からは企業型年金規約にiDeCoへ加入可能

である旨の規定がなくても、従業員が任意で拠出限度額の範囲内で個人型に加入できるようになることにあわせて、iDeCo 拠出上限額には変更がないものの、①については「月額 5.5 万円－企業型 DC の事業主掛金額」の範囲内まで、②については「月額 2.75 万円－企業型 DC の事業主掛金額」の範囲内まで拠出が可能となった。

< 拠出限度額 > (2022 年 10 月 1 日以降)

| | 第1号被保険者 | 第2号被保険者 | | | | 公務員 | 第3号被保険者 |
|-----------------------------|---------|---------|---------------------------------------|--|---------|---------|---------|
| | | DBなし | | DBあり | | | |
| | | 企業型DCなし | 企業型DCあり | 企業型DCあり | 企業型DCなし | | |
| 企業型 ^{※1} | - | - | 月額5.5万円 | 月額2.75万円 | - | - | - |
| 個人型(iDeCo) ^{※1} | 月額6.8万円 | 月額2.3万円 | 月額 5.5万円－企業型DCの事業主掛金額(ただし、月額 2.0万円まで) | 月額 2.75万円－企業型DCの事業主掛金額(ただし、月額 1.2万円まで) | 月額1.2万円 | 月額1.2万円 | 月額2.3万円 |
| 合計 | 月額6.8万円 | 月額2.3万円 | 月額5.5万円 | 月額2.75万円 | 月額1.2万円 | 月額1.2万円 | 月額2.3万円 |

<2024 年 12 月施行の企業型 DC ・ iDeCo の拠出限度額の改正概要>

2024 年 12 月 1 日からは、企業型 DC の拠出限度額は、DB ごとの掛金額の実態を反映し、月額 5.5 万円から、DB ごとに計算した掛金相当額（以下、他制度掛金相当額）を控除した額までとなる。

iDeCo の拠出限度額は、同じく月額 5.5 万円から「他制度掛金相当額と企業型 DC の事業主掛金の合計額」を控除した額までとなり、拠出上限額が月額 2 万円で統一される。

【企業型 DC 拠出限度額の改正内容】

| 企業年金の実施状況 | 現行 | 2024年12月～ |
|---------------|-----------|------------------------------------|
| ①企業型DCのみ実施先 | 月額 5.5万円 | 月額 5.5 万円 － 他制度掛金相当額 ^{※1} |
| ②DBと企業型DCを併用先 | 月額 2.75万円 | |

※1 他制度（DB、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金）の給付水準を一定の計算により、企業型 DC の事業主掛金相当額へ換算した金額

【iDeCo の拠出限度額の改正内容】

| 国民年金種別・DB等加入有無 | 現行(2022年10月1日以降) | 2024年12月～ |
|----------------|------------------|---|
| 第1号被保険者 | 月額 6.8万円 | 同左(変更なし) ^{※3} |
| 第2号被保険者 | ①企業型DCのみ加入者 | 月額 5.5 万円－(企業型DCの事業主掛金額＋他制度掛金相当額 ^{※2}) (ただし、月額 2万円が上限) |
| | ②DBと企業型DCの加入者 | |
| | ③DBのみ加入者(公務員を含む) | 月額 1.2万円 |
| | ④DB・企業型DC共に未加入者 | 月額 2.3万円 |
| 第3号被保険者 | 月額 2.3万円 | 同左(変更なし) ^{※3} |

※2 他制度掛金相当額又は共済掛金相当額（国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合）

※3 ①②は 2022.10 から、③の者は 2024.12 から、「月単位拠出」の場合のみ iDeCo への拠出が可能となるため、2024.12 以降「年単位拠出」が可能なのは第1・3号被保険者およびDBと企業型DC共に未加入者である第2号被保険者となる

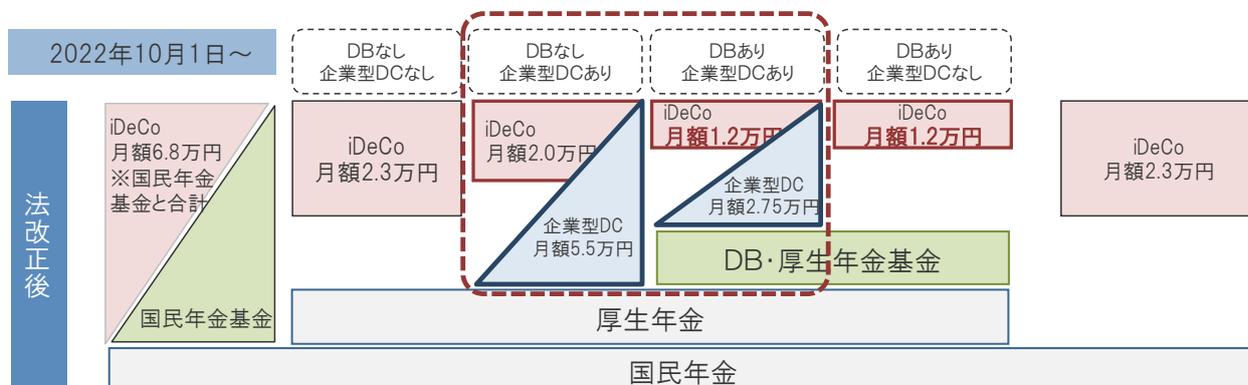
< 拠出限度額の経過措置 >

他制度掛金相当額の導入に際して、DB の給付水準が厚く、他制度掛金相当額が月額 5.5 万円を上回る場合には、企業型 DC の掛金拠出ができなくなるなどの影響があるため、2024 年 12 月 1 日時点

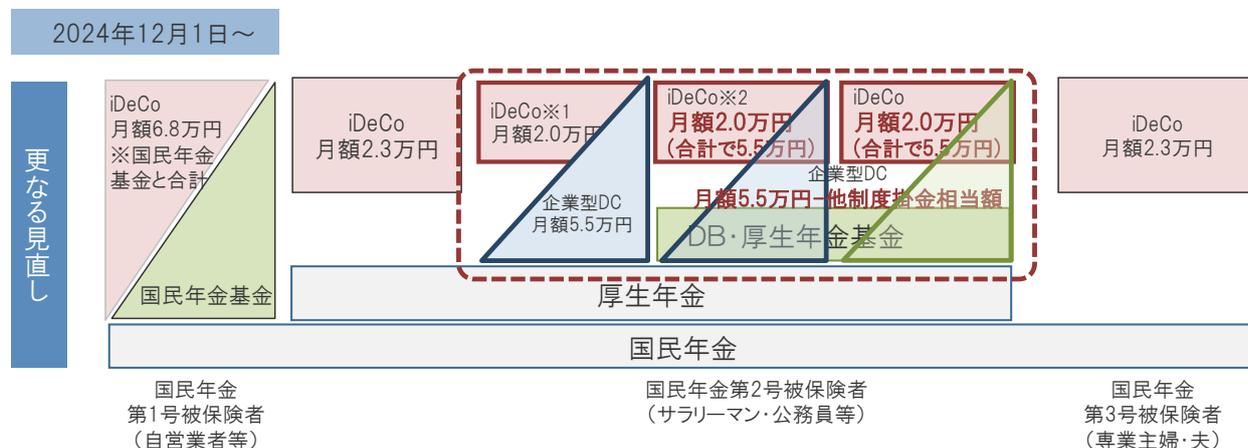
で既に実施している企業型 DC については、従前の掛金拠出を可能とする経過措置が設けられた。

ただし、2024 年 12 月 1 日以降に企業型 DC の掛金または DB の給付設計の見直しを行った場合には、経過措置の適用が終了となる。

< 拠出限度額 > (2022 年 10 月 1 日～2024 年 12 月 1 日まで)



< 拠出限度額 > (2024 年 12 月 1 日以降)



< 給付 >

確定拠出年金の給付の種類は、老齢給付金、障害給付金及び死亡一時金である。老齢給付金は規約に定めれば全部または一部を一時金として支給することも可能。但し、確定給付型の年金制度と異なり、原則として 60 歳未満で脱退時に一時金の給付を受けること（中途引出し）はできない。中途引出しが認められるケースは、転職または離職後の勤務形態や勤務先等によって異なるが、iDeCo からの脱退一時金支給要件は、①国民年金保険料免除者であること、②障害給付金の受給権者でないこと、③通算掛金拠出期間が 5 年以下（2021 年 4 月 1 日改正）または個人別管理資産額 25 万円以下であること、④企業型 DC または iDeCo の加入資格喪失後 2 年未満であること、のいずれにも該当することが必要である。

さらに、2022 年 5 月 1 日以降は、①60 歳未満であること、②企業型 DC の加入者でないこと、③ iDeCo の加入者となれないこと、④通算掛金拠出期間が 5 年以下または資産額 25 万円以下、⑤障害給付金の受給権者でないこと、⑥企業型 DC または iDeCo の加入資格喪失後 2 年未満であること、のいずれにも該当することが必要であると変更される。

< ポータビリティ >

確定拠出年金の特徴の 1 つは、退職時に自らの個人別管理資産を持ち運べることであり、これをポータビリティという。転職先の企業に企業型 DC がある場合には残高を移換することができる他、転職先に企業年金制度（確定給付型制度を含む）がない場合や自営業者等に転じた場合は、iDeCo の加入者となることができる。なお、2016 年 6 月 3 日に公布された「DC 等改正法」により、2018 年 5

月 1 日以降は、移換先の DB 年金規約に定めがあれば、転職先 DB への移換もできるようになった。また、合併等の場合に限り、企業型 DC と中小企業退職金共済との間でのポータビリティも可能となった。2021 年 5 月からは、解散・終了した確定給付企業年金から iDeCo、企業型 DC から企業年金連合会の通算企業年金へのポータビリティが可能となる。

<マッチング拠出>

企業型年金規約に規定することにより、事業主掛金に追加して加入者が任意で拠出を行うことができる仕組み。マッチング拠出は、①事業主掛金額と加入者掛金額の合計が拠出限度額の範囲内であること、②加入者掛金額が事業主掛金額を超えないこと、とされている。また、マッチング拠出の実施は任意であり、導入する場合は労使合意が必要となる。マッチング拠出を実施している場合であっても実際に拠出を行うかどうかは加入者の任意である。なお、企業型 DC の加入者であることが要件であり、企業型 DC に加入していない者はマッチング拠出はできない。

3. 既存制度からの移行

企業型 DC を導入する場合、既存制度（退職一時金・DB）に追加して導入するか、もしくは既存制度の全部または一部を DC に切り替えることになる。多くの日本の企業では、DC の実施が認められる以前に、すでに DB や退職一時金制度を実施していたため、DC の導入は後者の事例が多い。

既存の制度を DC に移行する方法として、将来分の移行と過去分を含めた移行の 2 通りがある。将来分の移行とは、これまでの勤務期間で発生した給付支払いについては既存制度からの給付を維持し、今後の勤務で発生する部分のみを DC に移行するものである。過去分の移行とは、これまでの勤務期間で発生した給付支払いについて、当該給付に見合う資産を既存制度から DC へ移換して、DC から給付することをいう。将来分、過去分とも全部または一部のみを移行することが可能である。

なお、過去分を移行する場合、定められたルールに則って行わなければならない。具体的には、DB から移行する場合は、移換する者に係る移換部分の積立不足を解消する必要がある（最低積立基準額に対して積立不足がないことが条件となり、最低積立基準額が確保されていない場合は、一括拠出が必要となる）。

退職一時金からの移行については、退職給与規定の変更前後の自己都合要支給額の差額が移換額となり、制度導入年度から 4～8 年で均等分割して移換額を拠出する。過去分を移行する場合には、制度終了会計を行う必要がある。

【ポイント制退職金】

1. はじめに
 2. 給付設計
 3. ポイント制の認可基準（確定給付企業年金）
 4. 導入時の留意点
- （参考）ポイント制以外の退職給付制度

1. はじめに

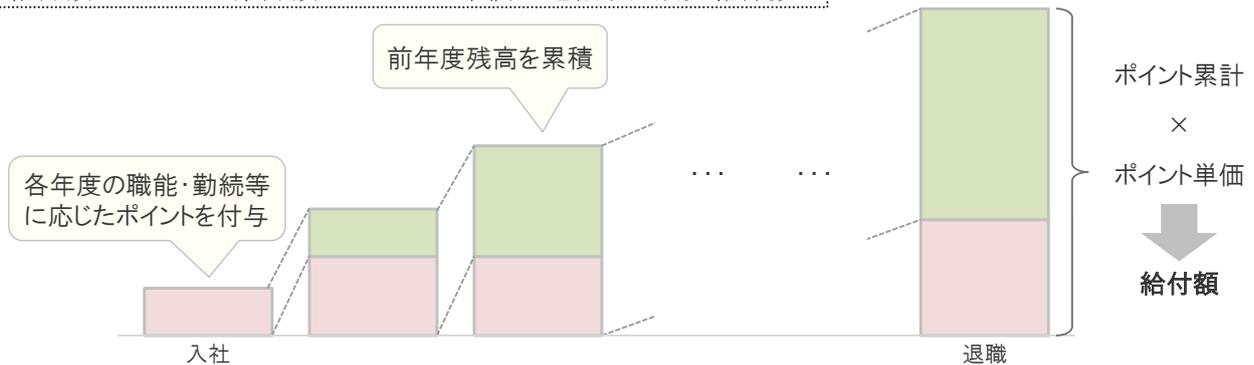
これまで我が国で一般的に実施されてきた退職金制度は、長期勤続優遇・年功型人事制度に基づいた「定額方式」や「(最終) 給与比例方式」（退職時給与×勤続年数に応じた支給率）が主流であり、給与の上昇と勤続年数の増加により、退職金コストが増大する仕組みであった。1980年代以降、長期勤続優遇・年功型人事制度から、人事評価に能力主義や成果主義的要素が導入されるようになり、会社への貢献度を適正に退職金に反映させるというニーズが高まりつつあった。そのため、「ポイント制退職金」は、これらの問題点を解決する一つの方策として導入されたものである。

「ポイント制退職金」は、(ア)給与や勤続年数の増加により自動的に退職金コストが増大することを回避できる、(イ)在職中における職務・職能等級の累積ポイント（会社貢献度）を反映できる、(ウ)中途採用者に不利な処遇とならない、(エ)従業員が退職金の状況を明確に把握できる、などのメリットがある。

2. 給付設計

「ポイント制退職金」は、勤続年数、職能・職務等級、役職などの評価要素をポイント化し、そのポイントを一定期間毎に従業員に付与する仕組みである。退職時には、それまでに付与されたポイントの累積に1ポイント当たりの単価（例えば、10,000円など）を乗じて退職金を算定するものである。勤続期間に応じた「勤続ポイント」と職能等級に応じた「職能ポイント」の組合せや、これらに「役職ポイント」を加えたものなど、人事制度に合わせてポイントの付与方法の制度設計が柔軟にできるなどのメリットがある。

$$\text{給付額} = \text{ポイント累計額} \times \text{ポイント単価} \times \text{退職事由別支給係数}$$



【ポイントの付与例】

- 勤続ポイント：勤続年数に応じて一定のポイントを設定し付与する
- 職能ポイント：職能資格制度での格付等級毎に一定のポイントを設定し付与する
- 職務ポイント：職務等級に応じて一定のポイントを設定し付与する
- 役割ポイント：部長級、課長級等、役割に応じて一定のポイントを設定し付与する

<勤続ポイント>

従業員の勤続年数に基づき付与されるポイントをいう。勤続ポイントは、昇格スピードの遅い従業員にも一定水準の給付を保证するために設けられることが多い。勤続ポイントの付与は、全勤続年数

について同一ポイントとする方法と勤続年数の区分に応じて異なるポイントを付与する方法がある。勤続ポイントの割合が大きければ年功的な給付設計となる傾向がある。

<職能ポイント>

従業員の職能資格に基づき付与されるポイントをいう。ポイント格差が一定の範囲内にあることや適正な年金数理計算が可能であることなどを条件に、厚生年金基金の加算部分および確定給付企業年金で運営可能である。職能ポイントの割合が大きければ成果主義的な給付設計となる傾向がある。

この他に、職務等級に応じて一定のポイントを設定し付与する「職務ポイント」や、部長級、課長級等、役割に応じて一定のポイントを設定し付与する「役割ポイント」など、企業の人事制度に応じたポイント付与が可能である。

3. ポイント制の認可基準（確定給付企業年金）

(ア)昇格の規定が労働協約等において明確に定められていること、(イ)同一の加入者期間を有する加入者について最大ポイントの最小ポイントに対する割合に過大な格差がないこと、(ウ)ポイントは恣意的に決められるものでなく数理計算が可能であること（2002年3月29日付厚生労働省年金局長通達「確定給付企業年金制度について」）。

4. 導入時の留意点

ポイント制退職金を導入する場合、(ア)職能・職務等級制度等の資格制度や職務ランク制が整備されていることが必要となる、(イ)職能資格制度等の運営を年功的に行うと制度の目的が失われる、(ウ)給与との関連性がなくなるため、ポイント単価の引き上げ等による給付水準の見直しの必要性有無の検証を定期的に行う必要がある、などの点に留意が必要である。

最近では、ボーナス査定や人事考課といった評価をポイント要素に加えた制度も散見されるようになってきている。

(参考) ポイント制以外の退職給付制度

<給与比例制>

年金制度において、給付額または掛金額を給与に対する一定割合で定める方式をいう。給付額の決定方法は、(ア)最終給与比例方式：脱退時の最終給与を基準とする方式、(イ)全期間平均給与比例方式：制度に加入していた全期間の平均給与を基準とする方式、(ウ)最終数年間平均給与比例方式：制度から脱退する直前の数年間の平均給与を基準とする方式、がある。一般に、給与比例制の掛金額は加入者の給与に掛金率を乗じて算定される。

<最終給与比例制>

年金制度において、給付額を脱退（退職）時の最終給与の一定割合で定める方式をいう。ベースアップが年金算定の基礎給に反映される制度においては、加入期間中、年金の実質価値は自動的に維持されることになる。

<定額制>

年金制度において、給付額または掛金額を給与に関係なく定額で定める方式をいう。給付額の決定方法は、(ア)勤続期間あるいは加入期間の長短に関係なく一定額とする方式、(イ)勤続期間あるいは加入期間に応じる期間別定額とする方式、がある。一般に、定額制の掛金額は加入者1人当たり一定額で算定される。

【年金 ALM】

1. 年金 ALM はどのようにして発展してきたか
2. 年金制度運営における「リスク」とは何か
3. 年金 ALM の実際
4. 年金 ALM 実施の目的

1. 年金 ALM はどのようにして発展してきたか

ALM (Asset - Liability Management) とは、主に金利変動のミスマッチを管理することにより、期間収益の安定化を図る目的で発展してきたリスク管理手法であり、1970 年代後半以降米国の金融機関において資産・負債の両面を総合的に管理する手段として発達した。

従来、資産構成割合と給付設計・受給権の保護等は別個の問題として取り扱われ、資産・負債の両面から年金制度運営上の問題を検討することは比較的少なかったが、米英の年金基金は、金融機関の ALM 手法にならない年金資産・負債の総合的管理手法として「年金 ALM」を導入するようになった。

日本においては、1994 年の厚生年金法改正で、年金経理から年金 ALM 手数料の支払いが認められたため多くの年金制度で実施されるようになり、また、2000 年には退職給付会計導入が導入されたことを契機に、年金財政だけでなく退職給付会計上の負債 (Liability) を対象とした年金 ALM も広く活用されるようになっている。

2. 年金制度運営における「リスク」とは何か

年金制度運営におけるリスクとは、年金財政が悪化すること (剰余金減少・不足金増加) あるいは退職給付会計上の積立不足が発生・拡大することであり、資産・負債サイドそれぞれで以下の点が考えられる。年金制度運営にあたっては、これらのリスクが許容される範囲内であるかどうか定期的に把握、検証することが必要となる。

(1) 資産運用リスク (=運用収益のブレ)

収益率が予定利率に届かないリスク。収益率の変動幅は、資産構成割合に大きく依存すると考えられる。このため、年金 ALM 分析を活用して、適切な長期資産構成割合 (=政策アセットミックス) を策定することが重要。

(2) 負債変動リスク

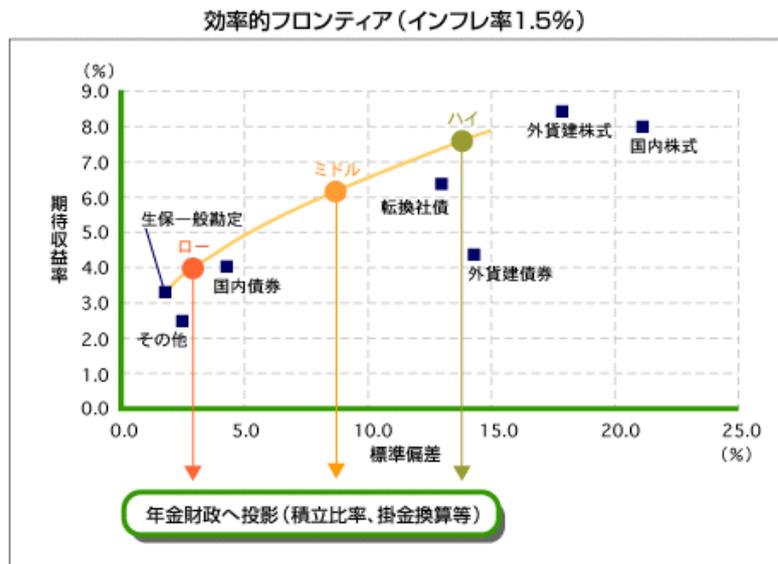
割引率・死亡率・退職率・昇給率等、負債を計算するための前提 (計算基礎率) が変動するリスク。資産運用リスクが運用方法等で一定程度コントロール可能な一方、負債変動リスクはコントロールが困難であり、過去の傾向や将来の見通しなどによりその影響を把握しておくことが必要。

3. 年金 ALM の実際

年金 ALM とは、年金資産と年金負債の将来シミュレーションを行って年金制度運営上のリスク (資産運用リスク・負債変動リスク) を把握し、最適な政策アセットミックスを策定することであり、以下の流れで進める。

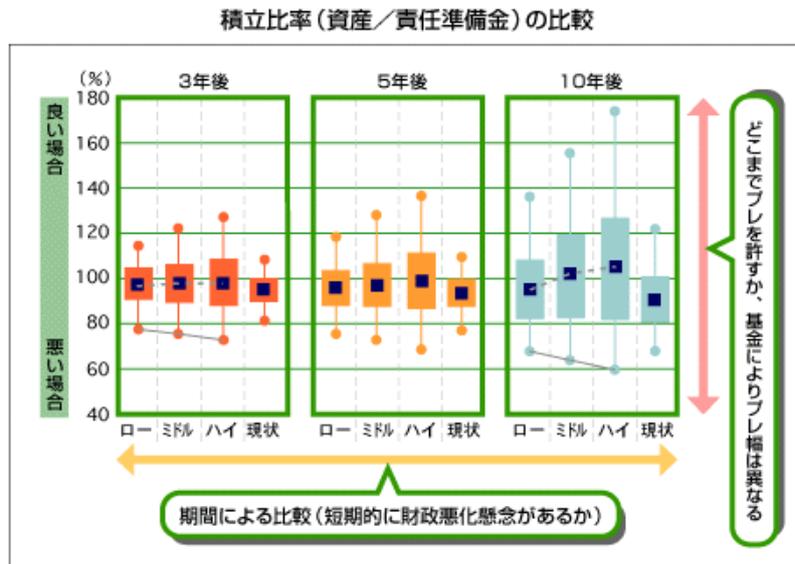
① 効率的フロンティアの算出

効率的な資産構成割合 (それぞれの目標収益率に対して、最小のリスクとなる資産構成割合) を算出し、複数の政策アセットミックス候補を選定する。



② 年金制度運営上のリスクを把握

年金資産・年金負債・キャッシュフロー等の将来シミュレーションを実施し、積立比率・掛金・費用・成熟度等から年金制度運営上のリスクを把握する。



③ 政策アセットミックスの策定

上記リスクや金利急騰・株式急落等を想定したストレステストの結果から、最適な政策アセットミックスを決定する。なお、DB ガバナンス強化の観点から 2018 年 4 月 1 日以降、受託保証型 DB を除く全ての DB において、政策アセットミックスの策定が義務付けられた。

4. 年金 ALM 実施の目的

年金 ALM の目的は、今後生じる可能性のある様々なリスクを、具体的な数値で把握し、関係者 (事務局や母体企業等) で協議・検討しながら、今後の財政運営について共通認識を形成することにあると考えられる。

関係者の間で協議を繰り返しながら、リスク許容度を踏まえた最適な政策アセットミックスを策定し、財政運営のベースとすることができれば、年金 ALM はその目的を達したといえるだろう。

【企業年金と税】

1. はじめに
2. 掛金に関する取扱い
3. 積立金に関する取扱い
4. 給付金に関する取扱い

1. はじめに

厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度および確定拠出年金制度へ拠出する事業主掛金は法人税法上、損金として取り扱われる。また、加入員が掛金を拠出する場合も、一定の範囲で所得控除される。このように、それぞれの根拠法令等の規制に適合するものについて、税制上の恩典を与えられている。これは、国民の老後所得保障と生活の安定のために、公的年金を補完する制度として、企業年金の健全な普及・推進を図るという理由からである。

税制上の取扱いは、掛金拠出、積立金運用、給付金支払といった時間的な経過のそれぞれの段階によって変化し、課税対象となる主体（事業主、加入者）によってもその取扱いは異なる。本稿では、厚生年金基金、確定給付企業年金及び確定拠出企業年金（企業型）の税法上の取扱いの概要について述べる。

2. 掛金に関する取扱い

企業年金制度に拠出する掛金は税法上、制度の種別、負担する主体によって以下のように取り扱われる。

| | 事業主掛金 | 従業員掛金 |
|------------------|------------|--------------|
| 厚生年金基金 | 全額損金算入 | 社会保険料控除 |
| 確定給付企業年金 | 全額損金算入 | 生命保険料控除(注1) |
| 企業型確定拠出年金 | 全額損金算入(注2) | 小規模企業共済等掛金控除 |
| 個人型確定拠出年金(iDeCo) | — | 小規模企業共済等掛金控除 |

(注1)年間 40,000 円が限度。ただし契約日が 2011 年 12 月 31 日以前の契約に係るものについては、年間 50,000 円が限度となる。

(注2)他の企業年金がある場合は年額 33 万円、無い場合は年額 66 万円が拠出上限。

3. 積立金に関する取扱い

厚生年金基金の積立金については、代行部分に相当する額の 3.23 倍を超える部分に対して、毎年 1.173%の特別法人税が課税される（それ以下の部分については非課税）。

確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型・個人型）に関しては、その積立金に対して、毎年 1.173%の特別法人税が課税される。

なお、2023 年 3 月 31 日までの期間は租税特別措置法により、特別法人税の課税は凍結されている（課税されない）。

特別法人税は掛金相当額を従業員の所得とみなし、給付（退職時）までの間、課税が繰り延べられることに関する延滞税として 1962 年（昭和 37 年）の税制適格退職年金制度の導入時に創設された税である。

4. 給付金に関する取扱い

企業年金制度からの給付金に関しては、給付形態（年金または一時金か）、採用している制度の種類、および給付の発生事由（高齢、障害または遺族）によって取扱いが異なる。具体的には以下のとおりである。

①老齢給付金

○年金

全額雑所得として課税される。また、確定給付企業年金で従業員拠出がある場合には、従業員拠出分を控除した残額に対して雑所得として課税される。なお、厚生年金基金、確定給付企業年金、企業型確定拠出年金からの年金給付は、公的年金等控除の対象となる。

○一時金

確定給付企業年金および厚生年金基金では、退職に起因する場合は退職所得、退職以外に起因して支払われる場合は一時所得として課税される。確定給付企業年金で従業員拠出がある場合には、年金と同様に従業員拠出分を控除した残額に対して退職所得または一時所得として課税される。確定拠出年金（企業型・個人型）では、一時金での受け取りは、退職に起因しなくても退職所得として課税される。（老齢年金の受給要件に該当し、その全部または一部を一時金で受け取りが可能である旨を定めてある場合に限る）

②障害給付金

年金、一時金ともに非課税扱い。

③遺族給付金

厚生年金基金の場合、年金、一時金ともに非課税扱いとなる。

確定給付企業年金の場合、年金、一時金ともに相続税の課税対象となる。

企業型確定拠出年金の場合、死亡一時金として相続税の課税対象となる。

【離婚時の年金分割】

1. 導入の背景
2. 法改正前の取扱いと法改正後の年金分割の相違
3. 離婚時年金分割の2つの取扱い
4. 2007年4月施行の離婚時年金分割（合意分割）について
5. 2008年4月施行の第3号被保険者期間の年金分割（3号分割）について

1. 導入の背景

厚生年金保険法の改正は、これまで、給付と負担の適正化、高年齢者の雇用機会拡大支援、次世代育成支援など様々な観点からの施策が講じられてきたが、離婚時の年金分割は、「女性と年金」という観点から導入されたものである。

具体的には、中高年齢者等の比較的婚姻期間の長い夫婦の離婚件数が、近年、増加してきている中で、現役時代の男女の賃金水準および雇用の格差などを背景として、離婚後の夫婦双方の年金受給額に大きな差が生じ、高齢期で離婚した場合の女性の年金額（所得水準）が低いという問題に対する対応策として導入されたものである。

1985年改正で、基礎年金の導入と同時に実施された第3号被保険者制度により、1階部分の基礎年金は、個人単位の給付となっており、基礎年金については、専業主婦も含めて女性の年金受給権は確立していると言えよう。なお、基礎年金については離婚分割の対象とはならず、離婚分割の対象となるのは、厚生年金の報酬比例部分のみである。

2. 法改正前の取扱いと法改正後の年金分割の相違

2007年4月以前の法改正以前でも、裁判により離婚時の年金分割は可能であったが、あくまで、元夫の年金の一部を元妻が間接的に受け取る形であり、また、元夫の死亡により受け取れなくなる可能性もあった。

厚生年金保険法改正による離婚時年金分割施行後は、分割された年金は直接、国から元妻に支給され、元夫の死亡後も受給できるようになった。

（注）本コラムでは、便宜的に、年金分割による出し手（法律上「第1号改定者」という）を「元夫」、年金分割による受け手（法律上「第2号改定者」という）を「元妻」と表記しています。

3. 離婚時年金分割の2つの取扱い

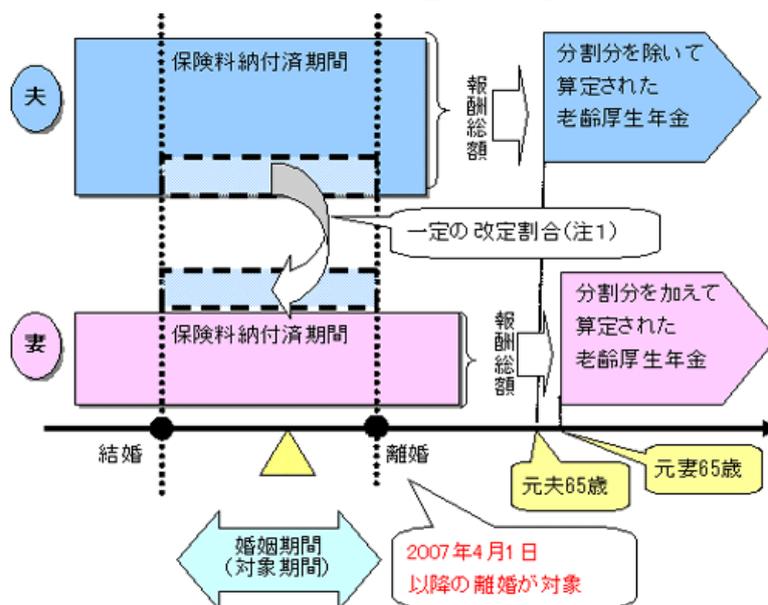
年金分割の方法は、2008年4月1日以降の期間について、元妻（配偶者）が第3号被保険者か否かにより異なる取扱いとなる。

| | 「離婚時年金分割」施行 ▽2007年4月1日 | 「第3号年金分割」施行 ▽2008年4月1日 |
|---|---|---|
| 裁判により、「年金分割」は可能であったが、元夫の年金の一部を間接的に受取るもの | 元妻が働いていたか否かによらず、「離婚時年金分割」は、元夫と元妻の合意により年金を分割（2007年4月1日以前の婚姻期間にも適用） | 元妻が働いていた期間は、「離婚時年金分割」の取扱いとなり、元夫と元妻の合意により年金を分割 元妻が働いていない期間（第3号被保険者期間）は、「第3号被保険者期間の年金分割」の取扱いとなり、元妻の請求により、強制1/2分割となる（2008年4月1日以降の婚姻期間に適用） |

以下、2007年4月施行の「離婚時年金分割（合意分割）」と、2008年4月施行の「第3号被保険者期間の年金分割（3号分割）」に分けて解説する。

4. 2007年4月施行の離婚時年金分割（合意分割）について

- ① 2007年4月1日以降に成立した離婚について、離婚時の当事者間の合意または離婚当事者の年金分割を受ける人（第2号改定者）からの請求による家庭裁判所の決定により、婚姻期間中（2007年4月以前の婚姻期間を含む）の厚生年金保険の保険料納付記録（標準報酬）を一定の按分割合により分割することができる。
- ② 按分割合（法律上は、二人の厚生年金の保険料納付記録の合計額のうち、分割を受ける人の保険料納付記録の持分をいう）は5割が上限。
- ③ 分割を受けた元妻（第2号改定者）は、標準報酬累計が増加し、自分自身の厚生年金として、受給資格（老齢・障害）に応じた年金を受給できる。
- ④ 当該年金は、元妻の老齢年金の受給資格に達した時から支給され、元夫（第1号改定者）の生死によらず、元妻の厚生年金として支給される。
- ⑤ 年金分割を受けた元妻が死亡した場合には、分割部分にかかる遺族厚生年金が元妻の遺族に支給される。
- ⑥ 離婚時年金分割の請求を行う際、元妻の対象期間に第3号年金分割(後述)の対象となる期間（2008年4月1日以降の第3号被保険者期間）が含まれる場合は、離婚時年金分割の請求があった時点で、同時に、第3号年金分割にかかる請求があったものとみなされる。
- ⑦ 年金分割請求にかかる時効は、離婚をした日の翌日から起算して2年。



(注)

- ① 改定割合とは、分割の結果、第2号改定者の対象期間標準報酬総額の持分が、指定された按分割合どおりになる値として厚生労働省令で定められる値。
- ② 元妻の2008年4月1日以前の婚姻期間に、第3号被保険者期間がある場合は、当該期間の元妻の報酬総額はゼロとして、按分割合を計算する。

5. 2008年4月施行の第3号被保険者期間の年金分割（3号分割）について

- ① 被扶養配偶者（第3号被保険者）を有する第2号被保険者が負担した保険料は、夫婦が共同して負担したものであるという基本認識が法律上、明記された。
- ② 当該夫婦が離婚した場合、2008年4月1日以降の被扶養配偶者であった期間（第3号被保険者期間）の元夫の厚生年金保険の保険料納付記録（標準報酬）の一律2分の1が、元妻（元被扶養

配偶者)からの請求により分割される。

- ③ 元夫(法律上、特定被保険者という)の同意は不要であり、前述の離婚時年金分割(合意分割)とは取扱いが異なる。
- ④ 分割を受けた元妻は、自分自身の厚生年金として、受給資格(老齢・障害)に応じた年金を受給できる。
- ⑤ 当該年金は、元妻の老齢年金の受給資格に達した時から支給され、元夫(特定被保険者)の生死によらず、元妻の厚生年金として支給される。
- ⑥ 元妻は、厚生年金の被保険者ではないが、第3号年金分割により、「被扶養配偶者みなし被保険者期間」を有する者として、元妻が死亡した場合には、分割部分にかかる遺族厚生年金が支給される。

離婚時年金分割の請求を行う際、元妻の対象期間に第3号年金分割の対象となる期間(2008年4月1日以降の第3号被保険者期間)が含まれる場合は、離婚時年金分割の請求があった時同時に、第3号年金分割にかかる請求があったものとみなされる。

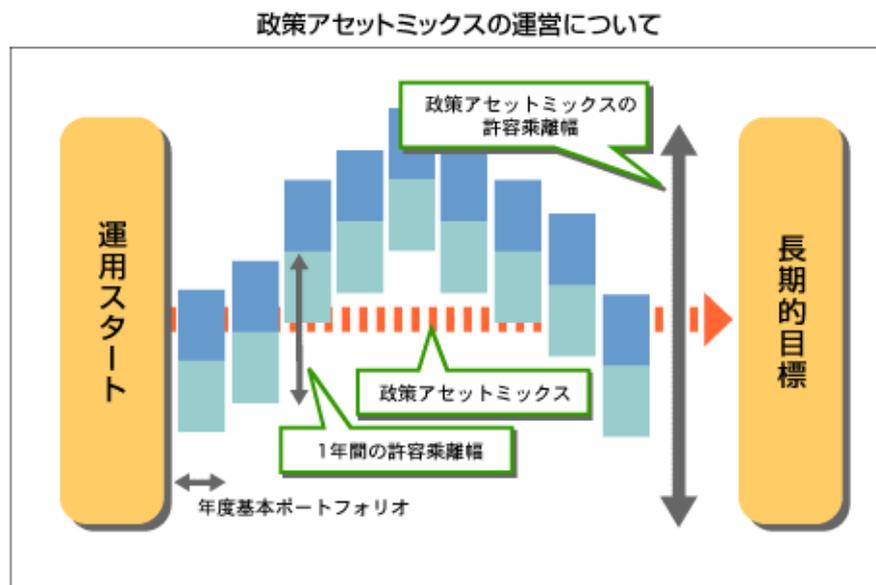
【政策アセットミックス】

政策アセットミックス（政策的資産構成割合）とは、中長期ベースで策定される制度全体の資産配分計画のことをいう。

運用成果の変動幅の約 90%は資産配分により決定されるとの研究結果もあり、政策アセットミックスの策定と管理は年金資産運用において重要と考えられている。

現実の運営では、短期的な相場見通しに基づいた機動的な資産配分の変更が必要となる場合もある。その場合でも、運用収益追求に偏重し過度の運用リスクを負うことのないよう、許容乖離幅を設けるなど、政策アセットミックスを基準とした運営を行うことが一般的（下図参照）。

2018年4月1日よりすべての確定給付企業年金（受託保証型DBを除く）において、政策アセットミックス（政策的資産構成割合）の策定が義務付けられた。



(ご参考:政策アセットミックスを中心とした運用管理についてイメージ図)

本資料は、お客様に対する情報提供のみを目的としたものであり、弊社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。

本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境、企業動向の変化や相場変動、労働法制、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。

本資料は、弊社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいませようお願い申し上げます。

本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、弊社は一切責任を負いません。



三菱UFJ信託銀行株式会社 年金コンサルティング部
〒100-8388 東京都千代田区丸の内 2-7-1 三菱UFJ銀行本館ビル

www.mufg.jp